

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老人保健課 総務課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の
算定に関する基準等の一部を改正する告示等
の公布について
計 307 枚（本紙を除く）

Vol.933

令和 3 年 3 月 15 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

老人保健課、総務課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3948、3909、3971、3979)
FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和3年3月15日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
総務課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を
改正する告示等の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の一部改正に係る答申等が得られたところです。

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和3年厚生労働省告示第73号）等が別添のとおり公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、令和3年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今般の改正に伴う具体的な運用等につきましては、近日中に別途お知らせする予定であることを申し添えます。

○厚生労働省告示第七十一号

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十三の六第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について次のように定め、令和三年四月一日より適用する。ただし、この告示の適用の日から令和六年三月三十一日までの間、第五条、第六条、第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準

第一条 訪問型サービス事業者(訪問型サービス(介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第一百五十条の四十五第一項第一号のイに規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第三条において「医療介護総合確保推進法」という。)第五条の規定による改正前の介護保険法第八十一条において「医療介護総合確保推進法」という。)第五条の規定による改正前の介護保険法第八十一条において規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者をいう。以下この条において同じ。)のサービス提供責任者は、地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

第二条 訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画(介護保険法第八十一条の十六項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。)及びケアプランの作成又は変更の際に、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等(介護保険法第十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第三条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者(通所型サービス(介護保険法第一百五十一条の四十五第一項第一号のロに規定する第一号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険法第八十一条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第一百八十一条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

一 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

二 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第六條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第七條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程（介護保険法施行規則第四十條の六十三の五第一項第八号に規程する運営規程をいう。第九條において同じ。）の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

第八條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供を行うよう努めなければならない。

第九條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十條 通所型サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第十一條 通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二條 通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第十三條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

○厚生労働省告示第七十二号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十三の二第一項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、令和三年四月一日より適用する。ただし、令和三年九月三十日までの間は、別表単位数表の訪問型サービス費のイからトまで、通所型サービス費のイ及び介護予防ケアマネジメント費のイについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準

一 訪問型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「平成二十六年改正前法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）、通所型サービス（法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業のうち、平成二十六年改正前法第百八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）及び介護予防ケアマネジメント（法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業のうち、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）に規定する介護予防支援に相当するサービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表単位数表により算定するものとする。

二 訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）に規定する訪問介護、通所介護及び介護予防支援に係る一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三 前二号の規定により訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

単位数表

イ	訪問型サービス費(I)	1.176単位
ロ	訪問型サービス費(II)	2.349単位
ハ	訪問型サービス費(III)	3.727単位
ニ	訪問型サービス費(IV)	268単位
ホ	訪問型サービス費(V)	272単位
ヘ	訪問型サービス費(VI)	287単位
ト	訪問型サービス費(VII)	167単位

注 1 利用者に対して、訪問型サービス事業所（訪問型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び

運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等に相当する者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、イからハまでについては1月につき、ニからトまでについては1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 訪問型サービス費(I) 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及びケアプランにおいて1週に1回程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して訪問型サービスを行った場合

ロ 訪問型サービス費(II) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して訪問型サービスを行った場合

ハ 訪問型サービス費(III) 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して訪問型サービスを行った場合

ニ 訪問型サービス費(IV) 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で4回以下の訪問型サービスを行った場合

ホ 訪問型サービス費(V) 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の訪問型サービスを行った場合

ヘ 訪問型サービス費(VI) 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で9回以上12回以下の訪問型サービスを行った場合

ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、身体介護（利用者の身体に直接接して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心であり、かつ、1月の中で全部で22回以下の訪問型サービスを行った場合

2 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

3 訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。

8 利用者が一の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の訪問型サービス事業所がいずれもニからトまでのいずれかの算定に係る訪問型サービスを行った場合は、この限りでない。

チ 初回加算 200単位

注 訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

リ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間 (4)及び(5)については、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからリまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 通所型サービス費

イ 通所型サービス費

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 事業対象者・要支援 1 (1 月につき) | 1,672 単位 |
| (2) 事業対象者・要支援 2 (1 月につき) | 3,428 単位 |
| (3) 事業対象者・要支援 1 (1 回につき) | 384 単位 |
| (4) 事業対象者・要支援 2 (1 回につき) | 395 単位 |

注 1 旧指定介護予防サービス基準第 97 条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所（通所型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)及び(2)については 1 月につき、(3)及び(4)については 1 回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- (1) 事業対象者・要支援 1 事業対象者又は要支援状態区分が要支援 1 である者に対して、通所型サービスを行った場合
- (2) 事業対象者・要支援 2 事業対象者又は要支援状態区分が要支援 2 である者に対して、通所型サービスを行った場合

- (3) 事業対象者・要支援 1 事業対象者又は要支援状態区分が要支援 1 である者に対して、1 月の中で全部で 4 回以下の通所型サービスを行った場合
 - (4) 事業対象者・要支援 2 事業対象者又は要支援状態区分が要支援 2 である者に対して、1 月の中で全部で 5 回以上 8 回以下の通所型サービスを行った場合
- 2 通所型サービス事業所の従業者（旧指定介護予防サービス基準第 97 条第 1 項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
 - 3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。
 - 4 利用者が一の通所型サービス事業所において通所型サービスを受けている間は、当該通所型サービス事業所以外の通所型サービス事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の通所型サービス事業所がいずれもイ(3)又は(4)の算定に係る通所型サービスを行った場合は、この限りでない。
 - 5 通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1 月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) イ(1)又は(3)を算定している場合 | 376 単位 |
| (2) イ(2)又は(4)を算定している場合 | 752 単位 |

ロ 生活機能向上グループ活動加算

100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第 109 条第 2 号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを 1 週につき 1 回以上行っていること。

- ハ 運動器機能向上加算 225単位
 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。
- ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位
 注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- ホ 栄養アセスメント加算 50単位
 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

- ヘ 栄養改善加算 200単位
 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。
- ト 口腔機能向上加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 口腔機能向上加算(I) 150単位
- ロ 口腔機能向上加算(II) 160単位
- チ 選択的サービス複数実施加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 選択的サービス複数実施加算(I) 480単位
- ロ 選択的サービス複数実施加算(II) 700単位
- リ 事業所評価加算 120単位
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（ハ若しくはへの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

- | | |
|----------------|-------|
| (一) 事業対象者・要支援1 | 88単位 |
| (二) 事業対象者・要支援2 | 176単位 |

(2) サービス提供体制強化加算(II)

- | | |
|----------------|-------|
| (一) 事業対象者・要支援1 | 72単位 |
| (二) 事業対象者・要支援2 | 144単位 |

(3) サービス提供体制強化加算(III)

- | | |
|----------------|------|
| (一) 事業対象者・要支援1 | 24単位 |
| (二) 事業対象者・要支援2 | 48単位 |

ル 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- | | |
|------------------|-------|
| イ 生活機能向上連携加算(I) | 100単位 |
| ロ 生活機能向上連携加算(II) | 200単位 |

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) | 20単位 |
| (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) | 5単位 |

ワ 科学的介護推進体制加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- | | |
|---|------|
| イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 | 40単位 |
|---|------|

ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間(4及び5については、令和4年3月31日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | |
|---|
| (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからワまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからワまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからワまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 |
| (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 |
| (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 |

コ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | |
|---|
| (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからワまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからワまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 |

3 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき) 438単位

注 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

ロ 初回加算

300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所(介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算

300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第七十三号
 介護保険法（平成九年法律第九十二号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する。令和三十二年三月十五日
 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する。令和三十二年三月十五日
 （指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）
 第二条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成一十二年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村 孝久

（令和三年三月十五日）

別表	居 宅 介 護	居 宅 養 老
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表
1 訪問介護費	1 訪問介護費	1 訪問介護費
イ 身体介護が中心である場合	イ 身体介護が中心である場合	イ 身体介護が中心である場合
(1) 所要時間20分未満の場合	(1) 所要時間20分未満の場合	(1) 所要時間20分未満の場合
167単位	169単位	169単位
(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	(2) 所要時間20分以上30分未満の場合	(2) 所要時間20分以上30分未満の場合
250単位	249単位	249単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合
306単位	305単位	305単位
(4) 所要時間1時間以上の場合 570単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を端すことに89単位を加算した単位数	(4) 所要時間1時間以上の場合 577単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を端すことに89単位を加算した単位数	(4) 所要時間1時間以上の場合 577単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を端すことに89単位を加算した単位数
ロ 生活援助が中心である場合	ロ 生活援助が中心である場合	ロ 生活援助が中心である場合
(1) 所要時間20分以上15分未満の場合	(1) 所要時間20分以上15分未満の場合	(1) 所要時間20分以上15分未満の場合
183単位	183単位	183単位
(2) 所要時間15分以上の場合	(2) 所要時間15分以上の場合	(2) 所要時間15分以上の場合
225単位	221単位	221単位
ハ 通院等のための乗車又は降車中の介助が中心である場合	ハ 通院等のための乗車又は降車中の介助が中心である場合	ハ 通院等のための乗車又は降車中の介助が中心である場合
注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第87号、以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）が、利用者が（介護保険法施行令（平成10年政令第112号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省令第38号、注9において「指定介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第1条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号、以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第1条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注9において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第24条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注9において同じ。）の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。）において、指定訪問介護を行った場合に、規に費した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。	注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第87号、以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者が（介護保険法施行令（平成10年政令第112号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省令第38号、注10において「指定介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第1条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号、以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第1条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注10において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第24条第1項に規定する指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。）において、指定訪問介護を行った場合に、規に費した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。	注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第87号、以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者が（介護保険法施行令（平成10年政令第112号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省令第38号、注10において「指定介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第1条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、65歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号、以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第1条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注10において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第24条第1項に規定する指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。）において、指定訪問介護を行った場合に、規に費した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2～4 (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イ1)の所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を加すごとに67単位(201単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。
(前同)

6・7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、特定事業所加算率及び特定事業所加算率を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(イ)～(ロ) (略)

(三) 特定事業所加算率 所定単位数の100分の3に相当する単位数

9～13 (略)

14 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行なった場合は、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

三・ホ (略)

六 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ

3単位

(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ

4単位

2～4 (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イ1)の所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を加すごとに66単位(198単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

6 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している指定訪問介護事業所において、指定訪問介護を行った場合は、平成31年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(イ)～(ロ) (略)

(新設)

10～14 (略)

15 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行なった場合は、1回につき100単位を加算する。

16 (略)

三・ホ (略)

(新設)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからハまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
(削る)
(削る)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,260単位
注 1・2 (略)

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清いき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
4～8 (略)

ロ 初回加算 200単位

注 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(44及び53)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ 活により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (5)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,250単位
注 1・2 (略)

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清いき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう)を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
4～8 (略)

(新設)

(新設)

三 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき常に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 44単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 36単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 12単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
(前号)
(前号)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

3. 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 313単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 470単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 821単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,125単位
- (5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上による訪問の場合（1回につき） 293単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 266単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 398単位

四 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ 48単位
 - (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ 24単位
- （新設）

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、当該施設については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

3. 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 312単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 462単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 819単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,122単位
- (5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上による訪問の場合（1回につき） 291単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 264単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 397単位

- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 573単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 832単位
- ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,954単位

注1～15 (略)

二～ハ (略)

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算I) 550単位
- (2) 看護体制強化加算II) 200単位

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ及びロについては1回につき、ハについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イ又はロを算定している場合
 - 一 サービス提供体制強化加算I) 6単位
 - 二 サービス提供体制強化加算II) 3単位
- (2) ハを算定している場合
 - 一 サービス提供体制強化加算I) 50単位
 - 二 サービス提供体制強化加算II) 25単位

4 訪問リハビリテーション費

- イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） 307単位

注1～5 (略)

6 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテー

- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 571単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 839単位
- ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,945単位

注1～15 (略)

二～ハ (略)

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算I) 600単位
- (2) 看護体制強化加算II) 300単位

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イ及びロについては1回につき6単位を、ハについては1月につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

4 訪問リハビリテーション費

- イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） 298単位

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテー

レオンマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① リハビリテーションマネジメント加算(イ) 180単位
- ② リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 213単位
- ③ リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 450単位
- ④ リハビリテーションマネジメント加算(ヘ) 483単位

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算する。

ロ 移行支援加算 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1月につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(イ) 6単位
- (2) サービス提供体制強化加算(ロ) 3単位

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

- (1) 居宅療養管理指導費(イ)
 - ① 甲 建物居住者1人に対して行う場合 514単位
 - ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位
 - ③ (イ)及び②以外の場合 445単位
- (2) 居宅療養管理指導費(ロ)
 - ① 甲 建物居住者1人に対して行う場合 298単位
 - ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 286単位
 - ③ (イ)及び②以外の場合 259単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。)の医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。)

レオンマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算については3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ リハビリテーションマネジメント加算(イ) 230単位
- ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 280単位
- ハ リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 320単位
- ヘ リハビリテーションマネジメント加算(ヘ) 420単位

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。

ロ 社会参加支援加算 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算 6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

- (新設)
- (新設)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

- (1) 居宅療養管理指導費(イ)
 - ① 甲 建物居住者1人に対して行う場合 509単位
 - ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位
 - ③ (イ)及び②以外の場合 444単位
- (2) 居宅療養管理指導費(ロ)
 - ① 甲 建物居住者1人に対して行う場合 295単位
 - ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 285単位
 - ③ (イ)及び②以外の場合 261単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。)の医師が、当該利用者の居室を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。)並びに利用者又はその家族等に対する居宅サー

並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位
- (2) 甲 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位
- (3) 乙及び丙以外の場合 440単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
 - (イ) 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 565単位
 - (ロ) 甲 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 416単位
 - (ハ) 乙及び丙以外の場合 379単位
- (2) 薬局の薬剤師が行う場合
 - (イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位
 - (ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378単位
 - (ハ) 乙及び丙以外の場合 341単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注4から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
- (2) 甲 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
- (3) 乙及び丙以外の場合 444単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
 - (イ) 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 560単位
 - (ロ) 甲 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位
 - (ハ) 乙及び丙以外の場合 379単位
- (2) 薬局の薬剤師が行う場合
 - (イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
 - (ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位
 - (ハ) 乙及び丙以外の場合 345単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 二科診療報酬点数表の区分番号に002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

3 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投与が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

注 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費①

イ 甲 建物居住者1人に対して行う場合	544単位
ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位
ハ 17及び18以外の場合	443単位

(2) 居宅療養管理指導費②

イ 単一建物居住者1人に対して行う場合	524単位
ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	466単位
ハ 17及び18以外の場合	423単位

(割る)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、注1については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、注2については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成14年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのへ、介護保険施設サービス

(新設)

2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投与が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

539単位

(新設)
(新設)
(新設)

(2) 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

483単位

(新設)
(新設)
(新設)

(3) 17及び18以外の場合

444単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

スのト若しくは介護医療院サービスのヌに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一日に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イーハ（略）

2～4（略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 381単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 326単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 294単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第83条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一日に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イーハ（略）

2～4（略）

（別表）

イーハ（略）

2～4（略）

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 356単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 324単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 292単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一日に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イーハ（略）

2～4（略）

ウ 看護職員が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 402単位
- (2) 同一建物居住者に対して行う場合 362単位

注1 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注1において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、要介護認定（法第28条第2項に規定する要介護認定の更新又は法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を含む。）に伴い作成された居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）の提供を開始した日から起算して6月の間に3回を限度として算定する。ただし、延看護師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

Ⅰ. 通所介護費

ⅰ. 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間2時間以上4時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	539単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	421単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	171単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	520単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	575単位

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	388単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	442単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	500単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	557単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	614単位

(3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	547単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	670単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	773単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	876単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	979単位

(4) 所要時間8時間以上7時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	581単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	686単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	792単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	897単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,003単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	550単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	773単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	880単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	1,018単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,142単位

(6) 所要時間9時間以上9時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	668単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	787単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	911単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	1,036単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,162単位

ⅱ. 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者の訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所処置介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護若しくは該当施設の一部を受け付けている場合は、算定しない。

Ⅱ. 通所介護費

ⅰ. 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間2時間以上4時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	684単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	417単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	172単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	525単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	579単位

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	399単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	458単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	495単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	551単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	608単位

(3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	561単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	663単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	765単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	867単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	969単位

(4) 所要時間8時間以上7時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	575単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	679単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	784単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	888単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	993単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	640単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	765単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	887単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	1,008単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,130単位

(6) 所要時間9時間以上9時間未満の場合

ⅰ. 要介護Ⅰ	659単位
ⅱ. 要介護Ⅱ	779単位
ⅲ. 要介護Ⅲ	903単位
ⅳ. 要介護Ⅳ	1,026単位
ⅴ. 要介護Ⅴ	1,150単位

ロ 新規製造所(新設型)

(1) 所要時間が時間以上4時間未満の場合

- 一 要介護1 536単位
- 二 要介護2 607単位
- 三 要介護3 460単位
- 四 要介護4 611単位
- 五 要介護5 385単位

(2) 所要時間が時間以上5時間未満の場合

- 一 要介護1 531単位
- 二 要介護2 429単位
- 三 要介護3 404単位
- 四 要介護4 538単位
- 五 要介護5 500単位

(3) 所要時間が時間以上6時間未満の場合

- 一 要介護1 610単位
- 二 要介護2 640単位
- 三 要介護3 730単位
- 四 要介護4 636単位
- 五 要介護5 937単位

(4) 所要時間が時間以上7時間未満の場合

- 一 要介護1 561単位
- 二 要介護2 664単位
- 三 要介護3 766単位
- 四 要介護4 867単位
- 五 要介護5 984単位

(5) 所要時間が時間以上8時間未満の場合

- 一 要介護1 626単位
- 二 要介護2 740単位
- 三 要介護3 859単位
- 四 要介護4 955単位
- 五 要介護5 1,092単位

(6) 所要時間が時間以上9時間未満の場合

- 一 要介護1 644単位
- 二 要介護2 760単位
- 三 要介護3 891単位
- 四 要介護4 1,032単位
- 五 要介護5 1,152単位

ロ 新規製造所(新設型)

(1) 所要時間が時間以上4時間未満の場合

- 一 要介護1 353単位
- 二 要介護2 408単位
- 三 要介護3 453単位
- 四 要介護4 501単位
- 五 要介護5 550単位

(2) 所要時間が時間以上5時間未満の場合

- 一 要介護1 370単位
- 二 要介護2 424単位
- 三 要介護3 470単位
- 四 要介護4 528単位
- 五 要介護5 588単位

(3) 所要時間が時間以上6時間未満の場合

- 一 要介護1 398単位
- 二 要介護2 474単位
- 三 要介護3 532単位
- 四 要介護4 628単位
- 五 要介護5 726単位

(4) 所要時間が時間以上7時間未満の場合

- 一 要介護1 536単位
- 二 要介護2 587単位
- 三 要介護3 638単位
- 四 要介護4 684単位
- 五 要介護5 734単位

(5) 所要時間が時間以上8時間未満の場合

- 一 要介護1 570単位
- 二 要介護2 735単位
- 三 要介護3 828単位
- 四 要介護4 965単位
- 五 要介護5 1,081単位

(6) 所要時間が時間以上9時間未満の場合

- 一 要介護1 607単位
- 二 要介護2 763単位
- 三 要介護3 872単位
- 四 要介護4 992単位
- 五 要介護5 1,111単位

六、大規模型通所介護費(ロ)

(1) 所要時間が時間以上4時間未満の場合

一 要介護1	743単位
二 要介護2	807単位
三 要介護3	444単位
四 要介護4	493単位
五 要介護5	546単位

(2) 所要時間が4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	380単位
二 要介護2	412単位
三 要介護3	466単位
四 要介護4	518単位
五 要介護5	572単位

(3) 所要時間が5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	552単位
二 要介護2	617単位
三 要介護3	712単位
四 要介護4	808単位
五 要介護5	903単位

(4) 所要時間が6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	540単位
二 要介護2	638単位
三 要介護3	736単位
四 要介護4	835単位
五 要介護5	934単位

(5) 所要時間が7時間以上8時間未満の場合

一 要介護1	602単位
二 要介護2	713単位
三 要介護3	836単位
四 要介護4	941単位
五 要介護5	1,054単位

(6) 所要時間が8時間以上9時間未満の場合

一 要介護1	820単位
二 要介護2	785単位
三 要介護3	848単位
四 要介護4	935単位
五 要介護5	1,081単位

注) 了から八までについては、別に厚生労働省が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第9条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に相応する区分に属し、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第9条第1項に規定する通所介護計画をいう。以

六、大規模型通所介護費(ロ)

(1) 所要時間が時間以上4時間未満の場合

一 要介護1	440単位
二 要介護2	381単位
三 要介護3	440単位
四 要介護4	488単位
五 要介護5	540単位

(2) 所要時間が4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	356単位
二 要介護2	408単位
三 要介護3	461単位
四 要介護4	513単位
五 要介護5	566単位

(3) 所要時間が5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	517単位
二 要介護2	611単位
三 要介護3	705単位
四 要介護4	800単位
五 要介護5	894単位

(4) 所要時間が6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	535単位
二 要介護2	632単位
三 要介護3	729単位
四 要介護4	827単位
五 要介護5	925単位

(5) 所要時間が7時間以上8時間未満の場合

一 要介護1	608単位
二 要介護2	706単位
三 要介護3	818単位
四 要介護4	931単位
五 要介護5	1,043単位

(6) 所要時間が8時間以上9時間未満の場合

一 要介護1	814単位
二 要介護2	726単位
三 要介護3	839単位
四 要介護4	952単位
五 要介護5	1,070単位

注) 了から八までについては、別に厚生労働省が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第9条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第9条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に相応する区分に属し、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、

下同し。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

3 イからハまでについては、感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に関り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に関り、引き続き加算することができる。

4-5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき18単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 入浴介助加算(1) 10単位
- ロ 入浴介助加算(2) 35単位

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直しした場合を除き3月または1回を限度として、1日につき、(2)については1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注11を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1日につき100単位を所定単位数に加算する。

- ① 生活機能向上連携加算(1) 100単位
- ② 生活機能向上連携加算(2) 200単位

通所介護計画(指定別宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (略)

(新設)

3-1 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき18単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1日につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(イ)を算定している場合には、個別機能訓練加算(ロ)は算定しない。

イ 個別機能訓練加算(イ)	56単位
ロ 個別機能訓練加算(ロ)	85単位
ハ 個別機能訓練加算(ハ)	20単位

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ A(ロ) 維持等加算(1)	30単位
ロ A(ロ) 維持等加算(2)	60単位

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

14 (略)

15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- ① 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の各(注16において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

16 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 個別機能訓練加算(1)	46単位
ロ 個別機能訓練加算(2)	36単位

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ A(ロ) 維持等加算(1)	3単位
ロ A(ロ) 維持等加算(2)	6単位

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

13 (略)

(新設)

14 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度

として 1 回につき 200 単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

17. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合においては算定しない。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20 単位

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5 単位

18. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から 3 月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 口腔機能向上加算Ⅰ 150 単位

ロ 口腔機能向上加算Ⅱ 160 単位

(削る)

(削る)

として 1 回につき 150 単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方々（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

15. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として 1 回につき 5 単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

16. イからハまでについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき 150 単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から 3 月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(削る)

(削る)

(削る)

19 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の3第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

20～22 (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

(略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

- (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合
 - イ 要介護1 336単位
 - ロ 要介護2 395単位

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

(新設)

17～19 (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（令和2年度については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

- (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合
 - イ 要介護1 331単位
 - ロ 要介護2 380単位

- ① 賃金表第3
- ② 賃金表第4
- ③ 賃金表第5

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(8) 当該機関連所の「ペリテレーン」等

- ① 所要時間1時間以上2時間未満の場合
- ② 所要時間2時間以上3時間未満の場合

424単位
435単位
457単位

480単位
490単位
501単位
530単位
552単位

582単位
590単位
600単位
630単位
658単位

664単位
687単位
725単位
784単位
830単位

838単位
872単位
940単位
980単位
1012単位

1010単位
1041単位
1074単位
1120単位
1251単位

1257単位
1307単位
1,039単位
1,206単位
1,380単位

1360単位
1,002単位

- ③ 賃金表第6
- ④ 賃金表第7
- ⑤ 賃金表第8

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ① 賃金表第1
- ② 賃金表第2
- ③ 賃金表第3
- ④ 賃金表第4
- ⑤ 賃金表第5

(8) 当該機関連所の「ペリテレーン」等

- ① 所要時間1時間以上2時間未満の場合
- ② 所要時間2時間以上3時間未満の場合

480単位
490単位
500単位

545単位
560単位
570単位
590単位
600単位

605単位
620単位
630単位
660単位
687単位

703単位
711単位
721単位
731単位
745単位
765単位

811単位
850単位
901単位
937単位
965単位

970単位
1,001単位
1,020単位
1,081単位
1,231単位

1,210単位
1,260単位
1,330単位
1,517単位
1,617単位

1,625単位
1,359単位

- イ 組合費 3
- ロ 燃料費 4
- ハ 賃借料 5

(2) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 賃借料 3
- ニ 燃料費 4
- ホ 賃借料 5

(3) 所要時間8時間以上11時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 賃借料 3
- 四 燃料費 4
- ホ 組合費 5

(4) 所要時間11時間以上14時間未満の場合

- 一 燃料費 1
- 二 燃料費 2
- 三 組合費 3
- 四 組合費 4
- ホ 組合費 5

(5) 所要時間14時間以上の時間未滿の場合

- 一 燃料費 1
- 二 組合費 2
- 三 組合費 3
- 四 燃料費 4
- ホ 燃料費 5

(6) 所要時間14時間以上の時間未滿の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 組合費 4
- ホ 組合費 5

(7) 所要時間17時間以上の時間未滿の場合

- 一 燃料費 1
- 二 組合費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- ホ 組合費 5

121単位
150単位
441単位

375単位
131単位
384単位
544単位
600単位

177単位
564単位
620単位
727単位
821単位

1540単位
5260単位
711単位
821単位
922単位

588単位
780単位
119単位
950単位
1,077単位

1601単位
224単位
927単位
1,002単位
1,272単位

754単位
382単位
1,006単位
1,006単位
1,006単位

- イ 燃料費 3
- ロ 燃料費 4
- ハ 燃料費 5

(2) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- ホ 燃料費 5

(3) 所要時間8時間以上11時間未満の場合

- 一 組合費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- ホ 組合費 5

(4) 所要時間11時間以上14時間未満の場合

- 一 燃料費 1
- 二 燃料費 2
- 三 組合費 3
- 四 燃料費 4
- ホ 燃料費 5

(5) 所要時間14時間以上の時間未滿の場合

- 一 燃料費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- ホ 燃料費 5

(6) 所要時間14時間以上の時間未滿の場合

- 一 燃料費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- ホ 燃料費 5

(7) 所要時間17時間以上の時間未滿の場合

- 一 燃料費 1
- 二 燃料費 2
- 三 燃料費 3
- 四 燃料費 4
- ホ 燃料費 5

384単位
410単位
440単位

368単位
394単位
450単位
567単位
561単位

440単位
526単位
543単位
645単位
781単位

501単位
580単位
670単位
778単位
887単位

594単位
658単位
778単位
844単位
1,020単位

658単位
781単位
857単位
1,064単位
1,200単位

698単位
821単位
860単位
1,117単位
1,278単位

④ 正規労働者に対する労働時間超過の算定

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

イ 基本給	350単位
ロ 手当	350単位
ハ 手当	400単位
ニ 手当	400単位
ホ 手当	400単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

イ 基本給	360単位
ロ 手当	420単位
ハ 手当	477単位
ニ 手当	530単位
ホ 手当	580単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

イ 基本給	405単位
ロ 手当	512単位
ハ 手当	616単位
ニ 手当	710単位
ホ 手当	800単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

イ 基本給	520単位
ロ 手当	600単位
ハ 手当	680単位
ニ 手当	760単位
ホ 手当	900単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

イ 基本給	570単位
ロ 手当	697単位
ハ 手当	780単位
ニ 手当	860単位
ホ 手当	1,040単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

イ 基本給	670単位
ロ 手当	797単位
ハ 手当	880単位
ニ 手当	1,066単位
ホ 手当	1,240単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 基本給	700単位
ロ 手当	840単位
ハ 手当	920単位

⑤ 正規労働者に対する労働時間超過の算定

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

イ 基本給	310単位
ロ 手当	310単位
ハ 手当	360単位
ニ 手当	404単位
ホ 手当	420単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

イ 基本給	362単位
ロ 手当	382単位
ハ 手当	444単位
ニ 手当	490単位
ホ 手当	520単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

イ 基本給	400単位
ロ 手当	500単位
ハ 手当	570単位
ニ 手当	660単位
ホ 手当	780単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

イ 基本給	482単位
ロ 手当	580単位
ハ 手当	660単位
ニ 手当	760単位
ホ 手当	857単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

イ 基本給	510単位
ロ 手当	640単位
ハ 手当	700単位
ニ 手当	871単位
ホ 手当	940単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

イ 基本給	620単位
ロ 手当	764単位
ハ 手当	874単位
ニ 手当	1,010単位
ホ 手当	1,140単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 基本給	687単位
ロ 手当	810単位
ハ 手当	927単位

四 費介費4	1,129単位
五 費介費5	1,282単位

注1 (略)

2 イからハまでについて、感染症又は災害（厚生労働大臣が定めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の集積が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

3 - 6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入浴介助加算Ⅰ	40単位
ロ 入浴介助加算Ⅱ	60単位

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(削る)

イ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲイ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	580単位
(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合	240単位
ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲロ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	593単位
(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合	273単位
ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲハ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	830単位

四 費介費4	1,080単位
五 費介費5	1,231単位

注1 (略)

(新設)

2 - 5 (削る)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の方が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算Ⅲについては3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	330単位
ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	850単位
(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合	530単位

(新設)

ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合	1,120単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 510単位

二 リハビリテーションマネジメント加算(B)(1)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合 883単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 543単位

(例る)

9 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注10又は注11を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注11を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間に、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 800単位

二 リハビリテーションマネジメント加算(B)(2)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合 1,220単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 900単位

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して6月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注9又は注10を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間に、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、

生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づき指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき1,250単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この加算は算定しない。

(削る)

(削る)

(削る)

12 (略)

13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

① 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

② 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働者に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所リハビリテーション事業所であること。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの注を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この注は算定しない。

イ リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合 2,000単位

ロ 当該日の属する月から起算してから3月を超え、6月以内の場合 1,000単位

11 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

(新設)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

① 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位

② 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位

17～19 (略)

20 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働者に提出していること。

ロ 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直しなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

21・22 (略)

二 移行支援加算 12単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合には、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した月の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

16～18 (略)

(新設)

19・20 (略)

二 社会参加支援加算 12単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

ウ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

エ (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費Ⅰ)

- ア 要介護1 638単位
- イ 要介護2 707単位
- ウ 要介護3 778単位
- エ 要介護4 847単位
- オ 要介護5 916単位

(2) 単独型短期入所生活介護費Ⅱ)

- ア 要介護1 638単位
- イ 要介護2 707単位
- ウ 要介護3 778単位
- エ 要介護4 847単位
- オ 要介護5 916単位

(3) 併設型短期入所生活介護費

イ 併設型短期入所生活介護費Ⅰ)

- ア 要介護1 596単位
- イ 要介護2 665単位
- ウ 要介護3 737単位
- エ 要介護4 806単位
- オ 要介護5 874単位

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

ウ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

エ (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費Ⅰ)

- ア 要介護1 627単位
- イ 要介護2 695単位
- ウ 要介護3 765単位
- エ 要介護4 833単位
- オ 要介護5 900単位

(2) 単独型短期入所生活介護費Ⅱ)

- ア 要介護1 627単位
- イ 要介護2 695単位
- ウ 要介護3 765単位
- エ 要介護4 833単位
- オ 要介護5 900単位

(3) 併設型短期入所生活介護費

イ 併設型短期入所生活介護費Ⅰ)

- ア 要介護1 586単位
- イ 要介護2 654単位
- ウ 要介護3 724単位
- エ 要介護4 792単位
- オ 要介護5 859単位

ロ 併設型短期入所生活介護費

ア 要介護1	596単位
イ 要介護2	665単位
ウ 要介護3	737単位
エ 要介護4	806単位
オ 要介護5	874単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

① 単独型ユニット型短期入所生活介護費

一 単独型ユニット型短期入所生活介護費

ア 要介護1	738単位
イ 要介護2	806単位
ウ 要介護3	881単位
エ 要介護4	949単位
オ 要介護5	1,017単位

二 経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費

ア 要介護1	738単位
イ 要介護2	806単位
ウ 要介護3	881単位
エ 要介護4	949単位
オ 要介護5	1,017単位

② 併設型ユニット型短期入所生活介護費

一 併設型ユニット型短期入所生活介護費

ア 要介護1	696単位
イ 要介護2	764単位
ウ 要介護3	838単位
エ 要介護4	908単位
オ 要介護5	976単位

二 経過の併設型ユニット型短期入所生活介護費

ア 要介護1	696単位
イ 要介護2	764単位
ウ 要介護3	838単位
エ 要介護4	908単位
オ 要介護5	976単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、予については、利用者の急性期無等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、1月につき1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注5を算定している場合、予は算定せず、エは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上連携加算(1)	100単位
ロ 生活機能向上連携加算(2)	200単位

ロ 併設型短期入所生活介護費

ア 要介護1	580単位
イ 要介護2	654単位
ウ 要介護3	724単位
エ 要介護4	792単位
オ 要介護5	859単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

① 単独型ユニット型短期入所生活介護費

一 単独型ユニット型短期入所生活介護費(1)

ア 要介護1	735単位
イ 要介護2	792単位
ウ 要介護3	866単位
エ 要介護4	933単位
オ 要介護5	1,000単位

二 単独型ユニット型短期入所生活介護費(2)

ア 要介護1	725単位
イ 要介護2	792単位
ウ 要介護3	866単位
エ 要介護4	933単位
オ 要介護5	1,000単位

② 併設型ユニット型短期入所生活介護費

一 併設型ユニット型短期入所生活介護費(1)

ア 要介護1	684単位
イ 要介護2	751単位
ウ 要介護3	824単位
エ 要介護4	892単位
オ 要介護5	959単位

二 併設型ユニット型短期入所生活介護費(2)

ア 要介護1	684単位
イ 要介護2	751単位
ウ 要介護3	824単位
エ 要介護4	892単位
オ 要介護5	959単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合(1)、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)
(新設)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。))又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7～15 (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとなす。

17-18 (略)

ハ～ホ (略)

ヘ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (別表)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。))又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注5及び注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7～15 (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に關する基準(平成18年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。))の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとなす。

17-18 (略)

ハ～ホ (略)

ヘ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① サービス提供体制強化加算ⅠⅠ 18単位
- ② サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 12単位
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- ④ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

1 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- （山～は）（略）
- （削る）
- （削る）

子（略）

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

（1）介護老人保健施設短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅰ

ⅰ 要介護1	752単位
ⅱ 要介護2	799単位
ⅲ 要介護3	861単位
ⅳ 要介護4	914単位
ⅴ 要介護5	966単位

ⅱ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ

ⅰ 要介護1	791単位
ⅱ 要介護2	837単位
ⅲ 要介護3	930単位
ⅳ 要介護4	988単位
ⅴ 要介護5	1,044単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	827単位
ⅱ 要介護2	878単位
ⅲ 要介護3	939単位
ⅳ 要介護4	991単位
ⅴ 要介護5	1,045単位

ⅳ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅳ

ⅰ 要介護1	875単位
ⅱ 要介護2	951単位
ⅲ 要介護3	1,014単位
ⅳ 要介護4	1,071単位
ⅴ 要介護5	1,129単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	778単位
ⅱ 要介護2	861単位

1 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成34年3月31日までの間（平成35年については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- （1～5）（略）
- （4）介護職員処遇改善加算ⅲ（ⅲにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数）
- （5）介護職員処遇改善加算ⅳ（ⅳにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数）

子（略）

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

（1）介護老人保健施設短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅰ

ⅰ 要介護1	755単位
ⅱ 要介護2	801単位
ⅲ 要介護3	863単位
ⅳ 要介護4	914単位
ⅴ 要介護5	965単位

ⅱ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ

ⅰ 要介護1	797単位
ⅱ 要介護2	868単位
ⅲ 要介護3	930単位
ⅳ 要介護4	988単位
ⅴ 要介護5	1,041単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	829単位
ⅱ 要介護2	877単位
ⅲ 要介護3	938単位
ⅳ 要介護4	989単位
ⅴ 要介護5	1,042単位

ⅳ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅳ

ⅰ 要介護1	878単位
ⅱ 要介護2	950単位
ⅲ 要介護3	1,012単位
ⅳ 要介護4	1,068単位
ⅴ 要介護5	1,124単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	781単位
ⅱ 要介護2	862単位

Ⅱ Ⅰ型介護Ⅱ	976単位
Ⅲ Ⅰ型介護Ⅲ	1,054単位
Ⅳ Ⅰ型介護Ⅳ	1,131単位
Ⅰ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
Ⅰ Ⅰ型介護Ⅰ	857単位
Ⅱ Ⅰ型介護Ⅱ	941単位
Ⅲ Ⅰ型介護Ⅲ	1,057単位
Ⅳ Ⅰ型介護Ⅳ	1,135単位
Ⅴ Ⅰ型介護Ⅴ	1,210単位
Ⅱ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
Ⅰ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ型介護Ⅰ	770単位
Ⅱ Ⅰ型介護Ⅱ	856単位
Ⅲ Ⅰ型介護Ⅲ	930単位
Ⅳ Ⅰ型介護Ⅳ	1,026単位
Ⅴ Ⅰ型介護Ⅴ	1,103単位
Ⅱ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
Ⅰ Ⅰ型介護Ⅰ	857単位
Ⅱ Ⅰ型介護Ⅱ	934単位
Ⅲ Ⅰ型介護Ⅲ	1,020単位
Ⅳ Ⅰ型介護Ⅳ	1,106単位
Ⅴ Ⅰ型介護Ⅴ	1,183単位
Ⅲ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅴ)	
Ⅰ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ型介護Ⅰ	737単位
Ⅱ Ⅰ型介護Ⅱ	782単位
Ⅲ Ⅰ型介護Ⅲ	845単位
Ⅳ Ⅰ型介護Ⅳ	897単位
Ⅴ Ⅰ型介護Ⅴ	948単位
Ⅱ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
Ⅰ Ⅰ型介護Ⅰ	811単位
Ⅱ Ⅰ型介護Ⅱ	860単位
Ⅲ Ⅰ型介護Ⅲ	920単位
Ⅳ Ⅰ型介護Ⅳ	971単位
Ⅴ Ⅰ型介護Ⅴ	1,024単位
Ⅳ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅵ)	
Ⅰ) Ⅰ型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ)	
Ⅰ Ⅰ型介護Ⅰ	848単位
Ⅱ Ⅰ型介護Ⅱ	894単位
Ⅲ Ⅰ型介護Ⅲ	943単位
Ⅳ Ⅰ型介護Ⅳ	997単位
Ⅴ Ⅰ型介護Ⅴ	1,049単位

Ⅱ Ⅱ型介護Ⅱ	976単位
Ⅲ Ⅱ型介護Ⅲ	1,054単位
Ⅳ Ⅱ型介護Ⅳ	1,136単位
Ⅰ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
Ⅰ Ⅱ型介護Ⅰ	858単位
Ⅱ Ⅱ型介護Ⅱ	940単位
Ⅲ Ⅱ型介護Ⅲ	1,054単位
Ⅳ Ⅱ型介護Ⅳ	1,130単位
Ⅴ Ⅱ型介護Ⅴ	1,204単位
Ⅱ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
Ⅰ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ)	
Ⅰ Ⅱ型介護Ⅰ	781単位
Ⅱ Ⅱ型介護Ⅱ	866単位
Ⅲ Ⅱ型介護Ⅲ	940単位
Ⅳ Ⅱ型介護Ⅳ	1,024単位
Ⅴ Ⅱ型介護Ⅴ	1,099単位
Ⅱ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
Ⅰ Ⅱ型介護Ⅰ	858単位
Ⅱ Ⅱ型介護Ⅱ	934単位
Ⅲ Ⅱ型介護Ⅲ	1,027単位
Ⅳ Ⅱ型介護Ⅳ	1,102単位
Ⅴ Ⅱ型介護Ⅴ	1,177単位
Ⅲ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅴ)	
Ⅰ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ)	
Ⅰ Ⅱ型介護Ⅰ	741単位
Ⅱ Ⅱ型介護Ⅱ	785単位
Ⅲ Ⅱ型介護Ⅲ	846単位
Ⅳ Ⅱ型介護Ⅳ	897単位
Ⅴ Ⅱ型介護Ⅴ	947単位
Ⅱ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
Ⅰ Ⅱ型介護Ⅰ	813単位
Ⅱ Ⅱ型介護Ⅱ	861単位
Ⅲ Ⅱ型介護Ⅲ	920単位
Ⅳ Ⅱ型介護Ⅳ	970単位
Ⅴ Ⅱ型介護Ⅴ	1,022単位
Ⅳ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅵ)	
Ⅰ) Ⅱ型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ)	
Ⅰ Ⅱ型介護Ⅰ	895単位
Ⅱ Ⅱ型介護Ⅱ	980単位
Ⅲ Ⅱ型介護Ⅲ	949単位
Ⅳ Ⅱ型介護Ⅳ	995単位
Ⅴ Ⅱ型介護Ⅴ	1,046単位

1) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	870単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	935単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,019単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,075単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,134単位

2) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	823単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	871単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	942単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	997単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,049単位

3) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	870単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	935単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,018単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,075単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,127単位

二 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

1) 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	914単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,020単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,119単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,221単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,296単位

2) 経過の二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	811単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,026単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,141単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,221単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,296単位

3) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

1) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	911単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,020単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,116単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,210単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,284単位

2) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	844単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,020単位

1) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	880単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	954単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,016単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,072単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,128単位

2) 経過の二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	835単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	880単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	942単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	995単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,046単位

3) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	880単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	954単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,016単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,072単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,128単位

二 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

1) 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	910単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,024単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,138単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,241単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,288単位

2) 二二(上)型介護老人保健施設短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	813単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,034単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,149単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,211単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,288単位

三 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費①

1) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費

Ⅰ 要介護Ⅰ	918単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,018単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,113単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,187単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,261単位

2) 二二(下)型介護老人保健施設短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	818単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,018単位

Ⅲ 要介護3	1,116単位
Ⅳ 要介護4	1,193単位
Ⅴ 要介護5	1,269単位
Ⅱ) コミュニティ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ) <u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 要介護1	816単位
ⅱ 要介護2	863単位
ⅲ 要介護3	924単位
ⅳ 要介護4	977単位
ⅴ 要介護5	1,028単位
ⅲ) <u>経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 要介護1	816単位
ⅱ 要介護2	863単位
ⅲ 要介護3	924単位
ⅳ 要介護4	977単位
ⅴ 要介護5	1,028単位
(3) <u>特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
Ⅰ) 3時間以上4時間未満	650単位
Ⅱ) 4時間以上6時間未満	908単位
Ⅲ) 6時間以上8時間未満	1,269単位
注1～7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。	
9～18 (略)	
(4) <u>総合医学管理加算</u>	275単位
注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。	
2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。	
(5)～(7) (略)	
(8) <u>サービス提供体制強化加算</u>	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅰ)	22単位
Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ)	18単位
Ⅲ サービス提供体制強化加算Ⅲ)	16単位
(備える)	

Ⅲ 要介護3	1,112単位
Ⅳ 要介護4	1,187単位
Ⅴ 要介護5	1,261単位
Ⅱ) コミュニティ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ) <u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 要介護1	818単位
ⅱ 要介護2	864単位
ⅲ 要介護3	924単位
ⅳ 要介護4	976単位
ⅴ 要介護5	1,026単位
ⅲ) <u>経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
ⅰ 要介護1	818単位
ⅱ 要介護2	864単位
ⅲ 要介護3	924単位
ⅳ 要介護4	976単位
ⅴ 要介護5	1,026単位
(3) <u>特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</u>	
Ⅰ) 3時間以上4時間未満	656単位
Ⅱ) 4時間以上6時間未満	908単位
Ⅲ) 6時間以上8時間未満	1,261単位
注1～7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。	
9～18 (略)	
(新設)	
(1)～(6) (略)	
(7) <u>サービス提供体制強化加算</u>	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
Ⅰ) サービス提供体制強化加算Ⅰ)	18単位
Ⅱ) サービス提供体制強化加算Ⅱ)	13単位
Ⅲ) サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6単位
Ⅳ) サービス提供体制強化加算Ⅳ)	6単位

⑨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年3月31日までの期間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
(別表)
(別表)

⑩ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

イ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ

α 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ	
イ 要介護1	708単位
ロ 要介護2	813単位
ハ 要介護3	1,042単位
ニ 要介護4	1,139単位
ホ 要介護5	1,237単位

エ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ	
イ 要介護1	737単位
ロ 要介護2	848単位
ハ 要介護3	1,086単位
ニ 要介護4	1,188単位
ホ 要介護5	1,279単位

⑨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの期間（両及び昭和三十九年については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- 四 介護職員処遇改善加算Ⅳ (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 五 介護職員処遇改善加算Ⅴ (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

⑩ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

イ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ

α 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ	
イ 要介護1	693単位
ロ 要介護2	798単位
ハ 要介護3	1,020単位
ニ 要介護4	1,115単位
ホ 要介護5	1,201単位

エ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ	
イ 要介護1	721単位
ロ 要介護2	830単位
ハ 要介護3	1,063単位
ニ 要介護4	1,163単位
ホ 要介護5	1,252単位

一 病院療養病床短期入所療養介護費(甲)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	277単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	826単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,077単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,171単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,761単位
二 病院療養病床短期入所療養介護費(乙)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	811単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	921単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,140単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,217単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,534単位
三 病院療養病床短期入所療養介護費(丙)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	516単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	581単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,129単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,500単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,891単位
四 病院療養病床短期入所療養介護費(丁)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	457単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	926単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,121単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,280単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,570単位
一 病院療養病床短期入所療養介護費(甲)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	652単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	717単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	714単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,083単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,131単位
二 病院療養病床短期入所療養介護費(乙)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	657単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	776単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	855単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,089単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,120単位
三 病院療養病床短期入所療養介護費(丙)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	780単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	868単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,020単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,131単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,211単位

一 病院療養病床短期入所療養介護費(甲)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	711単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	818単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,048単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,146単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,244単位
二 病院療養病床短期入所療養介護費(乙)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	797単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	901単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,124単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,220単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,365単位
三 病院療養病床短期入所療養介護費(丙)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	531単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	581単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,178単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,572単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,881単位
四 病院療養病床短期入所療養介護費(丁)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	819単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	928単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,156単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,283単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,441単位
一 病院療養病床短期入所療養介護費(甲)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	638単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	711単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	844単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,040単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,080単位
二 病院療養病床短期入所療養介護費(乙)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	658単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	759単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	915単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,085単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,168単位
三 病院療養病床短期入所療養介護費(丙)	
Ⅰ 療介護Ⅰ	749単位
Ⅱ 療介護Ⅱ	847単位
Ⅲ 療介護Ⅲ	998単位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,148単位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,266単位

1) 病院療養病床短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	759単位
ⅱ 療介護2	886単位
ⅲ 療介護3	1,044単位
ⅳ 療介護4	1,199単位
ⅴ 療介護5	1,246単位

2) 病院療養病床短期人所療養介護費②

a) 病院療養病床短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	639単位
ⅱ 療介護2	784単位
ⅲ 療介護3	936単位
ⅳ 療介護4	1,057単位
ⅴ 療介護5	1,077単位

b) 病院療養病床短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	722単位
ⅱ 療介護2	846単位
ⅲ 療介護3	993単位
ⅳ 療介護4	1,146単位
ⅴ 療介護5	1,189単位

(2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費(1日につき)

1) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

a) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	717単位
ⅱ 療介護2	834単位
ⅲ 療介護3	971単位
ⅳ 療介護4	1,059単位
ⅴ 療介護5	1,141単位

b) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	825単位
ⅱ 療介護2	934単位
ⅲ 療介護3	1,078単位
ⅳ 療介護4	1,169単位
ⅴ 療介護5	1,236単位

2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費②

a) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	717単位
ⅱ 療介護2	834単位
ⅲ 療介護3	980単位
ⅳ 療介護4	1,019単位
ⅴ 療介護5	1,107単位

②) 病院療養病床短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	781単位
ⅱ 療介護2	907単位
ⅲ 療介護3	1,082単位
ⅳ 療介護4	1,249単位
ⅴ 療介護5	1,243単位

1) 病院療養病床短期人所療養介護費①

a) 病院療養病床短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	616単位
ⅱ 療介護2	722単位
ⅲ 療介護3	866単位
ⅳ 療介護4	1,015単位
ⅴ 療介護5	1,054単位

b) 病院療養病床短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	722単位
ⅱ 療介護2	828単位
ⅲ 療介護3	972単位
ⅳ 療介護4	1,121単位
ⅴ 療介護5	1,161単位

(2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費(1日につき)

a) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

1) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	702単位
ⅱ 療介護2	806単位
ⅲ 療介護3	959単位
ⅳ 療介護4	1,086単位
ⅴ 療介護5	1,124単位

2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費②

ⅰ 療介護1	807単位
ⅱ 療介護2	919単位
ⅲ 療介護3	1,033単位
ⅳ 療介護4	1,141単位
ⅴ 療介護5	1,229単位

2) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費②

a) 病院療養病床経過型短期人所療養介護費①

ⅰ 療介護1	702単位
ⅱ 療介護2	806単位
ⅲ 療介護3	910単位
ⅳ 療介護4	997単位
ⅴ 療介護5	1,089単位

1) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅰ)	
イ 療介護1	825単位
ロ 療介護2	933単位
ハ 療介護3	1,037単位
ニ 療介護4	1,125単位
ホ 療介護5	1,216単位
2) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅱ) (日(2)※)	
1) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅰ)	
イ 療介護1	838単位
ロ 療介護2	943単位
ハ 療介護3	1,042単位
ニ 療介護4	1,126単位
ホ 療介護5	1,216単位
2) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅱ)	
イ 療介護1	897単位
ロ 療介護2	977単位
ハ 療介護3	1,076単位
ニ 療介護4	1,177単位
ホ 療介護5	1,268単位
3) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅲ)	
イ 療介護1	856単位
ロ 療介護2	935単位
ハ 療介護3	1,201単位
ニ 療介護4	1,300単位
ホ 療介護5	1,390単位
4) 経過例Ⅰ(同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅰ)	
イ 療介護1	838単位
ロ 療介護2	943単位
ハ 療介護3	1,172単位
ニ 療介護4	1,233単位
ホ 療介護5	1,358単位
5) 経過例Ⅱ(同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅱ)	
イ 療介護1	857単位
ロ 療介護2	977単位
ハ 療介護3	1,216単位
ニ 療介護4	1,317単位
ホ 療介護5	1,408単位
6) 経過例Ⅲ(同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅲ)	
イ 療介護1	838単位
ロ 療介護2	935単位
ハ 療介護3	1,201単位
ニ 療介護4	1,300単位
ホ 療介護5	1,390単位

1) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅰ)	
イ 療介護1	807単位
ロ 療介護2	918単位
ハ 療介護3	1,015単位
ニ 療介護4	1,101単位
ホ 療介護5	1,190単位
2) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅱ) (日(2)※)	
1) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅰ)	
イ 療介護1	820単位
ロ 療介護2	925単位
ハ 療介護3	1,017単位
ニ 療介護4	1,102単位
ホ 療介護5	1,197単位
2) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅱ)	
イ 療介護1	878単位
ロ 療介護2	969単位
ハ 療介護3	1,060単位
ニ 療介護4	1,150単位
ホ 療介護5	1,248単位
3) 同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅲ)	
イ 療介護1	838単位
ロ 療介護2	944単位
ハ 療介護3	1,175単位
ニ 療介護4	1,279単位
ホ 療介護5	1,369単位
4) 経過Ⅰ(同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅰ)	
イ 療介護1	820単位
ロ 療介護2	923単位
ハ 療介護3	1,047単位
ニ 療介護4	1,142単位
ホ 療介護5	1,227単位
5) 経過Ⅱ(同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅱ)	
イ 療介護1	848単位
ロ 療介護2	958単位
ハ 療介護3	1,090単位
ニ 療介護4	1,189単位
ホ 療介護5	1,278単位
6) 経過Ⅲ(同一施設病床超過期間入所療養介護費Ⅲ)	
イ 療介護1	838単位
ロ 療介護2	944単位
ハ 療介護3	1,175単位
ニ 療介護4	1,279単位
ホ 療介護5	1,369単位

(四) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(1) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費

- ア 要介護1 838単位
- イ 要介護2 943単位
- ウ 要介護3 1,082単位
- エ 要介護4 1,170単位
- オ 要介護5 1,257単位

(2) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費

- ア 要介護1 838単位
- イ 要介護2 943単位
- ウ 要介護3 1,082単位
- エ 要介護4 1,170単位
- オ 要介護5 1,257単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

- イ 3時間以上4時間未満 670単位
- ロ 4時間以上6時間未満 928単位
- ハ 6時間以上8時間未満 1,289単位

注1～7（略）

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の欠病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13（略）

(6)～(8)（略）

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- ② サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

（削る）

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①～③（略）

(四) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(1) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅰ

- ア 要介護1 820単位
- イ 要介護2 924単位
- ウ 要介護3 1,059単位
- エ 要介護4 1,145単位
- オ 要介護5 1,230単位

(2) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅱ

- ア 要介護1 820単位
- イ 要介護2 924単位
- ウ 要介護3 1,059単位
- エ 要介護4 1,145単位
- オ 要介護5 1,230単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

- イ 3時間以上4時間未満 658単位
- ロ 4時間以上6時間未満 908単位
- ハ 6時間以上8時間未満 1,261単位

注1～7（略）

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13（略）

(6)～(8)（略）

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① サービス提供体制強化加算ⅠⅠ 18単位
- ② サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 12単位
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- ④ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（画及び矢については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①～③（略）

(別表)

(別表)

97 (略)

イ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

一 診療所短期入所療養介護費(1)

イ 診療所短期入所療養介護費(1)

イ 相介護1	730単位
ロ 相介護2	740単位
ハ 相介護3	744単位
ニ 相介護4	751単位
ホ 相介護5	758単位

ロ 診療所短期入所療養介護費(2)

イ 相介護1	717単位
ロ 相介護2	720単位
ハ 相介護3	722単位
ニ 相介護4	724単位
ホ 相介護5	726単位

ハ 診療所短期入所療養介護費(3)

イ 相介護1	708単位
ロ 相介護2	759単位
ハ 相介護3	810単位
ニ 相介護4	861単位
ホ 相介護5	915単位

ニ 診療所短期入所療養介護費(4)

イ 相介護1	796単位
ロ 相介護2	846単位
ハ 相介護3	897単位
ニ 相介護4	945単位
ホ 相介護5	995単位

エ 診療所短期入所療養介護費(5)

イ 相介護1	829単位
ロ 相介護2	882単位
ハ 相介護3	934単位
ニ 相介護4	987単位
ホ 相介護5	1,037単位

イ 診療所短期入所療養介護費(6)

イ 相介護1	818単位
ロ 相介護2	870単位
ハ 相介護3	921単位
ニ 相介護4	971単位
ホ 相介護5	1,023単位

四 介護職員処遇改善加算B(一)による算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算A(一)による算定した単位数の100分の90に相当する単位数

98 (略)

イ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

一 診療所短期入所療養介護費(1)

イ 診療所短期入所療養介護費(1)

イ 相介護1	675単位
ロ 相介護2	724単位
ハ 相介護3	772単位
ニ 相介護4	821単位
ホ 相介護5	870単位

ロ 診療所短期入所療養介護費(2)

イ 相介護1	702単位
ロ 相介護2	754単位
ハ 相介護3	804単位
ニ 相介護4	853単位
ホ 相介護5	903単位

ハ 診療所短期入所療養介護費(3)

イ 相介護1	693単位
ロ 相介護2	743単位
ハ 相介護3	793単位
ニ 相介護4	843単位
ホ 相介護5	893単位

ニ 診療所短期入所療養介護費(4)

イ 相介護1	774単位
ロ 相介護2	828単位
ハ 相介護3	878単位
ニ 相介護4	925単位
ホ 相介護5	974単位

エ 診療所短期入所療養介護費(5)

イ 相介護1	811単位
ロ 相介護2	863単位
ハ 相介護3	914単位
ニ 相介護4	964単位
ホ 相介護5	1,013単位

イ 診療所短期入所療養介護費(6)

イ 相介護1	800単位
ロ 相介護2	851単位
ハ 相介護3	901単位
ニ 相介護4	950単位
ホ 相介護5	1,001単位

二) 診所所短期入所療養介護費D)

一) 診療所短期入所療養介護費E)

イ 要介護1	611單位
ロ 要介護2	656單位
ハ 要介護3	700單位
ニ 要介護4	746單位
ホ 要介護5	790單位

ロ) 診療所短期入所療養介護費F)

イ 要介護1	719單位
ロ 要介護2	763單位
ハ 要介護3	808單位
ニ 要介護4	853單位
ホ 要介護5	898單位

三) 二(二)型診療所短期入所療養介護費(1)自己(1)型)

一) 二(二)型診療所短期入所療養介護費D)

イ 要介護1	818單位
ロ 要介護2	860單位
ハ 要介護3	918單位
ニ 要介護4	967單位
ホ 要介護5	1,017單位

ロ) 二(二)型診療所短期入所療養介護費E)

イ 要介護1	846單位
ロ 要介護2	899單位
ハ 要介護3	950單位
ニ 要介護4	1,001單位
ホ 要介護5	1,054單位

三) 二(二)型診療所短期入所療養介護費F)

イ 要介護1	886單位
ロ 要介護2	938單位
ハ 要介護3	989單位
ニ 要介護4	1,039單位
ホ 要介護5	1,090單位

四) 超過的三(二)型診療所短期入所療養介護費D)

イ 要介護1	880單位
ロ 要介護2	930單位
ハ 要介護3	978單位
ニ 要介護4	1,027單位
ホ 要介護5	1,077單位

一) 診療所短期入所療養介護費D)

二) 診療所短期入所療養介護費E)

イ 要介護1	593單位
ロ 要介護2	640單位
ハ 要介護3	685單位
ニ 要介護4	730單位
ホ 要介護5	773單位

ロ) 診療所短期入所療養介護費F)

イ 要介護1	704單位
ロ 要介護2	747單位
ハ 要介護3	791單位
ニ 要介護4	833單位
ホ 要介護5	878單位

三) 二(二)型診療所短期入所療養介護費(1)自己(1)型)

一) 二(二)型診療所短期入所療養介護費D)

イ 要介護1	890單位
ロ 要介護2	950單位
ハ 要介護3	998單位
ニ 要介護4	1,046單位
ホ 要介護5	1,095單位

ロ) 二(二)型診療所短期入所療養介護費E)

イ 要介護1	928單位
ロ 要介護2	980單位
ハ 要介護3	1,030單位
ニ 要介護4	1,080單位
ホ 要介護5	1,131單位

三) 二(二)型診療所短期入所療養介護費F)

イ 要介護1	918單位
ロ 要介護2	969單位
ハ 要介護3	1,019單位
ニ 要介護4	1,068單位
ホ 要介護5	1,118單位

四) 二(二)型診療所短期入所療養介護費D)

イ 要介護1	900單位
ロ 要介護2	950單位
ハ 要介護3	998單位
ニ 要介護4	1,046單位
ホ 要介護5	1,095單位

第④ 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅱ

a 要介護Ⅰ	846単位
b 要介護Ⅱ	899単位
c 要介護Ⅲ	950単位
d 要介護Ⅳ	1,001単位
e 要介護Ⅴ	1,054単位

第⑤ 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅲ

a 要介護Ⅰ	836単位
b 要介護Ⅱ	888単位
c 要介護Ⅲ	939単位
d 要介護Ⅳ	989単位
e 要介護Ⅴ	1,040単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

イ 3時間以上4時間未満	670単位
ロ 4時間以上6時間未満	928単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等や労を待たない事情がある場合は、11日)を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

(別表)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

(別表)

(別表)

(9) (略)

第④ ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅱ

a 要介護Ⅰ	828単位
b 要介護Ⅱ	880単位
c 要介護Ⅲ	930単位
d 要介護Ⅳ	980単位
e 要介護Ⅴ	1,031単位

第⑤ ユニット型診療所短期入所療養介護費Ⅲ

a 要介護Ⅰ	818単位
b 要介護Ⅱ	869単位
c 要介護Ⅲ	919単位
d 要介護Ⅳ	968単位
e 要介護Ⅴ	1,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

イ 3時間以上4時間未満	656単位
ロ 4時間以上6時間未満	908単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ	18単位
ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ	12単位
ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位
ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ	6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(例及びロについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(三) (略)

例 介護職員処遇改善加算Ⅱ ①により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ ②により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) (略)

二 若人性認知症疾患發病棟を有する病院に付ける短期入所療養介護費

(1) 認知症発症短期入所療養介護費（7日以内）

イ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,042単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,084単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,126単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,220単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,305単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,150単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,216単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,280単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,348単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,419単位

ロ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 988単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,036単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,084単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,199単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,260単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,094単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,153単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,220単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,302単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,384単位

ハ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 954単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,025単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,091単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,159単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,224単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,036単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,124単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,200単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,280単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,353単位

二 若人性認知症疾患発病棟を有する病院に付ける短期入所療養介護費

(1) 認知症発症短期入所療養介護費（7日以内）

認知症発症短期入所療養介護費

イ 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,020単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,084単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,148単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,212単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,277単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,125単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,190単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,258単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,319単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,382単位

ロ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 965単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,032単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,099単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,167単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,233単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,071単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,138単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,204単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,274単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,340単位

ハ 認知症発症短期入所療養介護費

α 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 917単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,003単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,080単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,153単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,228単位

β 認知症発症短期入所療養介護費

- Ⅰ 療介護Ⅰ 1,031単位
- Ⅱ 療介護Ⅱ 1,108単位
- Ⅲ 療介護Ⅲ 1,174単位
- Ⅳ 療介護Ⅳ 1,240単位
- Ⅴ 療介護Ⅴ 1,304単位

四) 認知症疾患短期入所療養介護費(甲)

1) 認知症疾患短期入所療養介護費(イ)

イ 要介護1	1,042単位
ii 要介護2	1,002単位
iii 要介護3	1,073単位
iv 要介護4	1,138単位
v 要介護5	1,204単位

1) 認知症疾患短期入所療養介護費(ロ)

イ 要介護1	1,110単位
ii 要介護2	1,118単位
iii 要介護3	1,180単位
iv 要介護4	1,247単位
v 要介護5	1,312単位

四) 認知症疾患短期入所療養介護費(乙)

1) 認知症疾患短期入所療養介護費(イ)

イ 要介護1	951単位
ii 要介護2	947単位
iii 要介護3	1,015単位
iv 要介護4	1,078単位
v 要介護5	1,143単位

1) 認知症疾患短期入所療養介護費(ロ)

イ 要介護1	990単位
ii 要介護2	1,050単位
iii 要介護3	1,121単位
iv 要介護4	1,185単位
v 要介護5	1,251単位

四) 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(1日につき)

1) 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(イ)

イ 要介護1	786単位
ii 要介護2	850単位
iii 要介護3	917単位
iv 要介護4	984単位
v 要介護5	1,049単位

1) 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(ロ)

イ 要介護1	894単位
ii 要介護2	980単位
iii 要介護3	1,035単位
iv 要介護4	1,091単位
v 要介護5	1,146単位

四) 認知症疾患短期入所療養介護費(丙)

1) 認知症疾患短期入所療養介護費(イ)

イ 要介護1	922単位
ii 要介護2	986単位
iii 要介護3	1,030単位
iv 要介護4	1,114単位
v 要介護5	1,178単位

1) 認知症疾患短期入所療養介護費(ロ)

イ 要介護1	1,037単位
ii 要介護2	1,092単位
iii 要介護3	1,153単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,284単位

四) 認知症疾患短期入所療養介護費(丁)

1) 認知症疾患短期入所療養介護費(イ)

イ 要介護1	862単位
ii 要介護2	927単位
iii 要介護3	991単位
iv 要介護4	1,055単位
v 要介護5	1,119単位

1) 認知症疾患短期入所療養介護費(ロ)

イ 要介護1	904単位
ii 要介護2	1,032単位
iii 要介護3	1,097単位
iv 要介護4	1,161単位
v 要介護5	1,224単位

四) 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(1日につき)

1) 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(イ)

イ 要介護1	769単位
ii 要介護2	812単位
iii 要介護3	875単位
iv 要介護4	938単位
v 要介護5	1,002単位

1) 認知症疾患経過型短期入所療養介護費(ロ)

イ 要介護1	855単位
ii 要介護2	931単位
iii 要介護3	1,004単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,131単位

(3) ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

Ⅰ ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)

3. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,171単位
- ii 要介護2 1,236単位
- iii 要介護3 1,303単位
- iv 要介護4 1,368単位
- v 要介護5 1,434単位

4. 経過的ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,171単位
- ii 要介護2 1,236単位
- iii 要介護3 1,303単位
- iv 要介護4 1,368単位
- v 要介護5 1,434単位

Ⅱ ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(2)

3. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,145単位
- ii 要介護2 1,183単位
- iii 要介護3 1,253単位
- iv 要介護4 1,322単位
- v 要介護5 1,390単位

4. 経過的ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,145単位
- ii 要介護2 1,183単位
- iii 要介護3 1,253単位
- iv 要介護4 1,322単位
- v 要介護5 1,390単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

- (イ) 3時間以上4時間未満 670単位
- (ロ) 4時間以上6時間未満 927単位
- (ハ) 6時間以上8時間未満 1,288単位

注1～3（略）

4. 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、障害サービス計画において計画的に行うこととなつていない指定短期入所療養介護を緊急に行つた場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の近所等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき90単位を所定平位数に加算する。

(イ～ロ)（略）

(5)(イ)(ロ)（略）

(3) ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

Ⅰ ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)

3. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費

- i 要介護1 1,146単位
- ii 要介護2 1,210単位
- iii 要介護3 1,276単位
- iv 要介護4 1,339単位
- v 要介護5 1,403単位

4. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(2)

- i 要介護1 1,146単位
- ii 要介護2 1,210単位
- iii 要介護3 1,276単位
- iv 要介護4 1,339単位
- v 要介護5 1,403単位

Ⅱ ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(2)

3. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(1)

- i 要介護1 1,091単位
- ii 要介護2 1,156単位
- iii 要介護3 1,226単位
- iv 要介護4 1,294単位
- v 要介護5 1,360単位

4. ユニコード型認知症疾患型短期入所療養介護費(2)

- i 要介護1 1,091単位
- ii 要介護2 1,156単位
- iii 要介護3 1,226単位
- iv 要介護4 1,294単位
- v 要介護5 1,360単位

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費

- (イ) 3時間以上4時間未満 668単位
- (ロ) 4時間以上6時間未満 907単位
- (ハ) 6時間以上8時間未満 1,260単位

注1～3（略）

4. 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、障害サービス計画において計画的に行うこととなつていない指定短期入所療養介護を緊急に行つた場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定平位数に加算する。

(イ～ロ)（略）

(5)(イ)(ロ)（略）

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (附る)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ Ⅰ (略)
- ロ (附る)
- ハ (附る)

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

イ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(イ)

α Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

- イ 要介護1 762単位
- ロ 要介護2 874単位
- ハ 要介護3 1,112単位
- ニ 要介護4 1,214単位
- ホ 要介護5 1,305単位

イ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

- ⅰ 要介護1 875単位
- ⅱ 要介護2 985単位
- ⅲ 要介護3 1,224単位
- ⅴ 要介護4 1,335単位
- ⅵ 要介護5 1,416単位

ロ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅲ

α Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

- ⅰ 要介護1 752単位
- ⅱ 要介護2 861単位
- ⅲ 要介護3 1,096単位
- ⅴ 要介護4 1,197単位
- ⅵ 要介護5 1,287単位

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成29年3月31日までの間(当該区分については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ Ⅰ (略)
- ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ Ⅰにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ Ⅰにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

イ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(イ)

α Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(イ)

- ⅰ 要介護1 746単位
- ⅱ 要介護2 855単位
- ⅲ 要介護3 1,088単位
- ⅴ 要介護4 1,188単位
- ⅵ 要介護5 1,277単位

イ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ロ)

- ⅰ 要介護1 859単位
- ⅱ 要介護2 964単位
- ⅲ 要介護3 1,198単位
- ⅴ 要介護4 1,297単位
- ⅵ 要介護5 1,386単位

ロ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅲ

α Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1)

- ⅰ 要介護1 736単位
- ⅱ 要介護2 843単位
- ⅲ 要介護3 1,078単位
- ⅴ 要介護4 1,171単位
- ⅵ 要介護5 1,259単位

1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護Ⅰ	813單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	972單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,267單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,306單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,396單位

2) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護Ⅰ	738單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	845單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,089單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,180單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,279單位

Ⅱ) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護Ⅰ	848單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	955單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,190單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,290單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,389單位

(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ日以下者)

Ⅰ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護Ⅰ	716單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	812單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,031單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,119單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,182單位

Ⅱ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護Ⅰ	824單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	926單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,157單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,227單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,300單位

Ⅱ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護Ⅰ	700單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	796單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,006單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,094單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,155單位

Ⅰ) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護Ⅰ	844單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	961單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,181單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,278單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,368單位

Ⅱ) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護Ⅰ	739單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	827單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,057單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,153單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,249單位

Ⅱ) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護Ⅰ	828單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	935單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,155單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,248單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,340單位

(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ日以下者)

Ⅰ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護Ⅰ	701單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	795單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,000單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,087單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,166單位

Ⅱ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ 療介護Ⅰ	816單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	903單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	1,107單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,197單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,275單位

Ⅱ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費②

Ⅰ) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費①

Ⅰ 療介護Ⅰ	805單位
Ⅱ 療介護Ⅱ	779單位
Ⅲ 療介護Ⅲ	984單位
Ⅳ 療介護Ⅳ	1,071單位
Ⅴ 療介護Ⅴ	1,130單位

1) II型介護医療院短期入所療養介護費①

ⅰ 療介護1	511単位
ⅱ 療介護2	909単位
ⅲ 療介護3	1,117単位
ⅳ 療介護4	1,205単位
ⅴ 療介護5	1,257単位

2) II型介護医療院短期入所療養介護費②

1) II型介護医療院短期入所療養介護費①

ⅰ 療介護1	950単位
ⅱ 療介護2	745単位
ⅲ 療介護3	992単位
ⅳ 療介護4	1,089単位
ⅴ 療介護5	1,067単位

2) II型介護医療院短期入所療養介護費②

ⅰ 療介護1	800単位
ⅱ 療介護2	897単位
ⅲ 療介護3	1,108単位
ⅳ 療介護4	1,196単位
ⅴ 療介護5	1,275単位

3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

1) I型特別介護医療院短期入所療養介護費

1) II型特別介護医療院短期入所療養介護費①

ⅰ 療介護1	702単位
ⅱ 療介護2	301単位
ⅲ 療介護3	1,029単位
ⅳ 療介護4	1,124単位
ⅴ 療介護5	1,210単位

2) II型特別介護医療院短期入所療養介護費②

ⅰ 療介護1	805単位
ⅱ 療介護2	910単位
ⅲ 療介護3	1,152単位
ⅳ 療介護4	1,229単位
ⅴ 療介護5	1,313単位

2) II型特別介護医療院短期入所療養介護費

1) II型特別介護医療院短期入所療養介護費①

ⅰ 療介護1	556単位
ⅱ 療介護2	749単位
ⅲ 療介護3	917単位
ⅳ 療介護4	1,032単位
ⅴ 療介護5	1,103単位

1) II型介護医療院短期入所療養介護費②

ⅰ 療介護1	794単位
ⅱ 療介護2	889単位
ⅲ 療介護3	1,093単位
ⅳ 療介護4	1,181単位
ⅴ 療介護5	1,259単位

2) II型介護医療院短期入所療養介護費③

1) II型介護医療院短期入所療養介護費①

ⅰ 療介護1	674単位
ⅱ 療介護2	768単位
ⅲ 療介護3	979単位
ⅳ 療介護4	1,060単位
ⅴ 療介護5	1,138単位

2) II型介護医療院短期入所療養介護費②

ⅰ 療介護1	789単位
ⅱ 療介護2	978単位
ⅲ 療介護3	1,082単位
ⅳ 療介護4	1,170単位
ⅴ 療介護5	1,248単位

3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

1) 特別介護医療院短期入所療養介護費

1) I型特別介護医療院短期入所療養介護費①

ⅰ 療介護1	587単位
ⅱ 療介護2	787単位
ⅲ 療介護3	1,007単位
ⅳ 療介護4	1,099単位
ⅴ 療介護5	1,184単位

2) I型特別介護医療院短期入所療養介護費②

ⅰ 療介護1	788単位
ⅱ 療介護2	891単位
ⅲ 療介護3	1,108単位
ⅳ 療介護4	1,202単位
ⅴ 療介護5	1,285単位

2) II型特別介護医療院短期入所療養介護費

1) II型特別介護医療院短期入所療養介護費①

ⅰ 療介護1	812単位
ⅱ 療介護2	732単位
ⅲ 療介護3	927単位
ⅳ 療介護4	1,010単位
ⅴ 療介護5	1,094単位

(i) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)		
ⅰ 要介護1	791単位	
ⅱ 要介護2	935単位	
ⅲ 要介護3	1,054単位	
ⅳ 要介護4	1,157単位	
ⅴ 要介護5	1,214単位	
(ii) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)		
a) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	892単位	
ⅱ 要介護2	1,002単位	
ⅲ 要介護3	1,242単位	
ⅳ 要介護4	1,343単位	
ⅴ 要介護5	1,494単位	
b) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	892単位	
ⅱ 要介護2	1,002単位	
ⅲ 要介護3	1,243単位	
ⅳ 要介護4	1,343単位	
ⅴ 要介護5	1,431単位	
2) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)		
a) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	822単位	
ⅱ 要介護2	990単位	
ⅲ 要介護3	1,226単位	
ⅳ 要介護4	1,325単位	
ⅴ 要介護5	1,415単位	
b) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	822単位	
ⅱ 要介護2	990単位	
ⅲ 要介護3	1,226単位	
ⅳ 要介護4	1,325単位	
ⅴ 要介護5	1,415単位	
(5) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	791単位	
ⅱ 要介護2	934単位	
ⅲ 要介護3	1,054単位	
ⅳ 要介護4	1,159単位	
ⅴ 要介護5	1,214単位	
2) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	791単位	
ⅱ 要介護2	934単位	
ⅲ 要介護3	1,215単位	
ⅳ 要介護4	1,309単位	
ⅴ 要介護5	1,394単位	

(i) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)		
ⅰ 要介護1	740単位	
ⅱ 要介護2	897単位	
ⅲ 要介護3	1,031単位	
ⅳ 要介護4	1,114単位	
ⅴ 要介護5	1,136単位	
(ii) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)		
a) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	878単位	
ⅱ 要介護2	981単位	
ⅲ 要介護3	1,217単位	
ⅳ 要介護4	1,311単位	
ⅴ 要介護5	1,401単位	
b) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	878単位	
ⅱ 要介護2	981単位	
ⅲ 要介護3	1,217単位	
ⅳ 要介護4	1,311単位	
ⅴ 要介護5	1,403単位	
2) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)		
a) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	863単位	
ⅱ 要介護2	969単位	
ⅲ 要介護3	1,200単位	
ⅳ 要介護4	1,297単位	
ⅴ 要介護5	1,385単位	
b) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	869単位	
ⅱ 要介護2	969単位	
ⅲ 要介護3	1,200単位	
ⅳ 要介護4	1,297単位	
ⅴ 要介護5	1,385単位	
(5) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)		
1) Ⅱ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	873単位	
ⅱ 要介護2	972単位	
ⅲ 要介護3	1,184単位	
ⅳ 要介護4	1,281単位	
ⅴ 要介護5	1,361単位	
2) 経過のⅡ型Ⅱ型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費		
ⅰ 要介護1	872単位	
ⅱ 要介護2	972単位	
ⅲ 要介護3	1,180単位	
ⅳ 要介護4	1,281単位	
ⅴ 要介護5	1,361単位	

(6) エニエト型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日に1回）

一 エニエト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

α エニエト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	1,011単位
ロ 要介護2	943単位
ハ 要介護3	1,168単位
ニ 要介護4	1,262単位
ホ 要介護5	1,347単位

β 経過のエニエト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	841単位
ロ 要介護2	943単位
ハ 要介護3	1,168単位
ニ 要介護4	1,262単位
ホ 要介護5	1,347単位

二 エニエト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

α エニエト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	849単位
ロ 要介護2	946単位
ハ 要介護3	1,166単位
ニ 要介護4	1,247単位
ホ 要介護5	1,326単位

β 経過のエニエト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	849単位
ロ 要介護2	946単位
ハ 要介護3	1,166単位
ニ 要介護4	1,247単位
ホ 要介護5	1,326単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

- (イ) 3時間以上4時間未満 670単位
- (ロ) 4時間以上6時間未満 928単位
- (ハ) 6時間以上8時間未満 1,280単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、障害サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の相談を行う家族の近況等やむを得ない可能性がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注1を算定している場合は、算定しない。

8～14 (略)

(8)～(12) (略)

(6) エニエト型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日に2回）

一 エニエト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

α エニエト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	923単位
ロ 要介護2	923単位
ハ 要介護3	1,143単位
ニ 要介護4	1,235単位
ホ 要介護5	1,318単位

β エニエト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	823単位
ロ 要介護2	923単位
ハ 要介護3	1,143単位
ニ 要介護4	1,235単位
ホ 要介護5	1,318単位

二 エニエト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

α エニエト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	831単位
ロ 要介護2	926単位
ハ 要介護3	1,131単位
ニ 要介護4	1,220単位
ホ 要介護5	1,298単位

β エニエト型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

イ 要介護1	831単位
ロ 要介護2	926単位
ハ 要介護3	1,131単位
ニ 要介護4	1,220単位
ホ 要介護5	1,298単位

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

- (イ) 3時間以上4時間未満 656単位
- (ロ) 4時間以上6時間未満 908単位
- (ハ) 6時間以上8時間未満 1,261単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、障害サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注1を算定している場合は、算定しない。

8～14 (略)

(8)～(12) (略)

⑬ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (削る)

⑭ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 (略)
- 二 (削る)
- 三 (削る)

⑮ (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 538単位
- (2) 要介護2 604単位
- (3) 要介護3 674単位
- (4) 要介護4 738単位
- (5) 要介護5 807単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

- (1) 要介護1 638単位
- (2) 要介護2 604単位
- (3) 要介護3 674単位
- (4) 要介護4 738単位
- (5) 要介護5 807単位

注1 (略)

2 ロにおいて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

⑬ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

⑭ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成39年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 (略)
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅰ 二により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅱ 三により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

⑮ (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 538単位
- (2) 要介護2 602単位
- (3) 要介護3 671単位
- (4) 要介護4 735単位
- (5) 要介護5 804単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

- (1) 要介護1 538単位
- (2) 要介護2 602単位
- (3) 要介護3 671単位
- (4) 要介護4 735単位
- (5) 要介護5 804単位

注1 (略)

2 ロにおいて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3・4 (略)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1) 入居継続支援加算Ⅰ 36単位

2) 入居継続支援加算Ⅱ 32単位

(別表)

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、外部との連絡により、利用者毎身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1)については、利用者の認知症等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は除き3月に1回を限度として、1月につき、2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、注8は算定せず、注9は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位

2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算Ⅰとして、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱとして、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

3・4 (略)

5 イについて、次に掲げるいずれかの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。

1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数に6又はその端数を増すごとに1以上であること。

3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第5号に規定する基準に該当していないこと。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき300単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう）の満了日の属する月の翌日から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ ADL維持等加算Ⅱ 30単位
- ロ ADL維持等加算Ⅲ 60単位

9～12 (略)

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合は、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

14 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

- イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働官に提出していること。
- ロ 必要に応じて特定施設サービス計画（指定居宅サービス基準第181条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう）を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ニ (略)

ホ 看取り介護加算

注 1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算Ⅰとして、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算Ⅱとして、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算Ⅰを算定している場合は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

3 (略)

(新設)

8～11 (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

ニ (略)

ホ 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

3 (略)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 32単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

(削る)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

リ (略)

ロ (略)

(当該区分を算定し得る職員の数の算定に關する措置の一部を削る)

第六條 住居型介護支援給付(要する職員の数の算定に關する基準 (平成一 号五十七(五)第一号)の二 部分の二の二を削る)

(條を削るは削る部分)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅰロ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ) 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(令和及び昭和については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (ロ)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) (ロ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

リ (略)

ロ (略)

添 正 案	添 正 案
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費(1日につき) (1) 居宅介護支援費Ⅰ) (イ) 居宅介護支援費Ⅰ) a 要介護1又は要介護2 1,076単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 1,398単位 (ロ) 居宅介護支援費Ⅱ) a 要介護1又は要介護2 539単位 b 要介護3、要介護4又は要介護5 698単位	別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費(1日につき) (1) 居宅介護支援費Ⅰ) (イ) 要介護1又は要介護2 1,077単位 (新設) (ロ) 要介護3、要介護4又は要介護5 1,373単位 (新設)

(二) 居宅介護支援費Ⅱ	
a 要介護 1 又は要介護 2	323 単位
b 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	418 単位
(三) 居宅介護支援費Ⅲ	
(イ) 居宅介護支援費Ⅲ	
a 要介護 1 又は要介護 2	1,076 単位
b 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,398 単位
(ロ) 居宅介護支援費Ⅳ	
a 要介護 1 又は要介護 2	522 単位
b 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	677 単位
(ハ) 居宅介護支援費Ⅴ	
a 要介護 1 又は要介護 2	313 単位
b 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	406 単位
(別表)	

注 1 (一)については、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号、以下「基準」という。）第4条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる18分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）は、次のイからハまでにかかわらず、(1)の1を適用する。また、②を算定する場合には、①は算定しない。

イ 居宅介護支援費Ⅰ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する前勤換算法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取換件数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

- ロ 居宅介護支援費Ⅱ 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費Ⅲ 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

(新設)	
(2) 居宅介護支援費Ⅳ	
(イ) 要介護 1 又は要介護 2	529 単位
(新設)	
(新設)	
(ロ) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	686 単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(3) 居宅介護支援費Ⅴ	
(イ) 要介護 1 又は要介護 2	317 単位
(ロ) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	411 単位

注 1 (一)から(四)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号、以下「基準」という。）第4条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる18分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 居宅介護支援費Ⅰ 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する前勤換算法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取換件数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

- ロ 居宅介護支援費Ⅱ 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費Ⅲ 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定する。

2 (2)については、情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所は、次のイからハまでにかかわらず、(2)の1を適用する。

- イ 居宅介護支援費前 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。
- ロ 居宅介護支援費前 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定する。
- ハ 居宅介護支援費前 取扱件数が60以上である場合において、60以上の部分について算定する。

3～8 (略)

ロ 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算(1) 505単位
- ロ 特定事業所加算(2) 407単位
- ハ 特定事業所加算(3) 309単位
- ニ 特定事業所加算(4) 100単位

二 特定事業所医療介護連携加算 125単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ (略)

ハ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入院していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカ)の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護

(新設)

3～7 (略)

ロ 初回加算 300単位

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、特定事業所加算(1)から特定事業所加算(5)までのいずれかの加算を算定している場合においては、特定事業所加算(1)から特定事業所加算(5)までのその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算(1) 500単位
- ロ 特定事業所加算(2) 400単位
- ハ 特定事業所加算(3) 300単位
- ニ 特定事業所加算(4) 125単位

(新設)

二 (略)

ホ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入院していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカ)の在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護

老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ～ホ（略）

（別添）

（別添）

下 通院時情報連携加算 50 単位

注 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。

チ・リ（略）

老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ～ホ（略）

ハ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人口、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前 6 月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

注 利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前 6 月以内において、当該利用者による当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

（新設）

千・リ（略）

指定施設サービス費に算入する項目の級分標準に關する事項の一覧表

第三表 指定施設サービス費に算入する費用の級分標準に關する事項(平成十二年厚生省告示第一一七)の 部分改訂の概略を記す

療養費(介護サービス)

別表	位 位 費
指定施設サービス費介護給付費単位数表	
1. 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス費(1日につき)	
ロ 介護福祉施設サービス費	
イ 介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	573単位
イ 要介護2	641単位
ロ 要介護3	712単位
ハ 要介護4	780単位
ニ 要介護5	847単位
イ 介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	573単位
イ 要介護2	641単位
ロ 要介護3	712単位
ハ 要介護4	780単位
ニ 要介護5	847単位
ロ 経過的な規模介護福祉施設サービス費	
イ 経過的な規模介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	676単位
イ 要介護2	741単位
ロ 要介護3	812単位
ハ 要介護4	878単位
ニ 要介護5	942単位
イ 経過的な規模介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	676単位
イ 要介護2	741単位
ロ 要介護3	812単位
ハ 要介護4	878単位
ニ 要介護5	942単位
ロ ユニーク型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
イ ユニーク型介護福祉施設サービス費	
イ ユニーク型介護福祉施設サービス費	
ア 要介護1	652単位
イ 要介護2	720単位
ロ 要介護3	793単位
ハ 要介護4	862単位
ニ 要介護5	929単位
ロ 経過的なユニーク型介護福祉施設サービス費	
ア 要介護1	652単位
イ 要介護2	720単位
ロ 要介護3	793単位
ハ 要介護4	862単位
ニ 要介護5	929単位

別表	位 位 費
指定施設サービス費介護給付費単位数表	
1. 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス費(1日につき)	
ロ 介護福祉施設サービス費	
イ 介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	559単位
イ 要介護2	627単位
ロ 要介護3	697単位
ハ 要介護4	765単位
ニ 要介護5	832単位
イ 介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	559単位
イ 要介護2	627単位
ロ 要介護3	697単位
ハ 要介護4	765単位
ニ 要介護5	832単位
ロ 経過的な規模介護福祉施設サービス費	
イ 経過的な規模介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	661単位
イ 要介護2	726単位
ロ 要介護3	797単位
ハ 要介護4	862単位
ニ 要介護5	926単位
イ 経過的な規模介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	661単位
イ 要介護2	726単位
ロ 要介護3	797単位
ハ 要介護4	862単位
ニ 要介護5	926単位
ロ ユニーク型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
イ ユニーク型介護福祉施設サービス費	
イ ユニーク型介護福祉施設サービス費I	
ア 要介護1	688単位
イ 要介護2	755単位
ロ 要介護3	778単位
ハ 要介護4	846単位
ニ 要介護5	913単位
イ ユニーク型介護福祉施設サービス費II	
ア 要介護1	688単位
イ 要介護2	755単位
ロ 要介護3	778単位
ハ 要介護4	846単位
ニ 要介護5	913単位

(10) 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

イ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ

a 要介護1	747単位
b 要介護2	813単位
c 要介護3	885単位
d 要介護4	950単位
e 要介護5	1,015単位

ロ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ

a 要介護1	747単位
b 要介護2	813単位
c 要介護3	885単位
d 要介護4	950単位
e 要介護5	1,015単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

7～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、210については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

① 生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位
② 生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人口、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注15及び注17において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共

(12) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費

イ ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

ロ ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

注1～4 (略)

(新設)

(新設)

5～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人口、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注12及び注14において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共

同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算Ⅰとして、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報を他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱとして、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に値し、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 1) ADL維持等加算Ⅰ 30単位
- 2) ADL維持等加算Ⅱ 60単位

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

15～18 (略)

19 入所者に対して居室における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居室サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 (略)

- ハ (略)
- ニ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要な栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

- ホ (略)
- （前略）

同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

12～15 (略)

16 入所者に対して居室における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居室サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注16に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17・18 (略)

- ハ (略)
- ニ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要な栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イを算定していない場合は、算定しない。

- ホ (略)
- ハ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 栄養マネジメント強化加算

11単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

（略）

ト 経口移行加算

28単位

作 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

チ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(イ) 400単位
- (2) 経口維持加算(ロ) 100単位

作 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、認識が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

ト 低栄養リスク改善加算

300単位

作 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

テ 経口移行加算

28単位

作 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めするための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(イ) 400単位
- (2) 経口維持加算(ロ) 100単位

作 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、認識が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

（略）
（別表）

（別表）

リ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区外に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算Ⅰ 90単位

(2) 口腔衛生管理加算Ⅱ 110単位

（別表）

（別表）

（別表）

ヌ・ル （略）

ロ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算Ⅰとして、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算Ⅱとして、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算Ⅰを算定している場合は、算定しない。

（略）

3 経日による継続的な食事の摂取を進めるための経日維持計画が作成された日の属する日から起算して1月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、認識が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して摂食防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヌ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ル 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

（新設）

（新設）

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ヲ・ワ （略）

カ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算Ⅰとして、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算Ⅱとして、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算Ⅰを算定している場合は、算定しない。

ワ ケー (略)

ト 介護マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの介護管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護マネジメント加算Ⅰ 3単位
- (2) 介護マネジメント加算Ⅱ 13単位

ニ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算Ⅰ 10単位
- (2) 排せつ支援加算Ⅱ 15単位
- (3) 排せつ支援加算Ⅲ 20単位

ツ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

チ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40単位
- (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位

テ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (前号)

ト サービス (略)

ツ 介護マネジメント加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの介護管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ニ 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算ⅠⅠ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (前①)
- (前②)

◇ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

② 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費①

イ 介護保健施設サービス費①

ア 要介護1	714単位
イ 要介護2	759単位
ウ 要介護3	821単位
エ 要介護4	874単位
オ 要介護5	925単位

ロ 介護保健施設サービス費②

ア 要介護1	758単位
イ 要介護2	828単位
ウ 要介護3	890単位
エ 要介護4	946単位
オ 要介護5	1,003単位

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間(甲及び戊については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

② 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費①

ア 要介護1	701単位
イ 要介護2	746単位
ウ 要介護3	808単位
エ 要介護4	860単位
オ 要介護5	911単位

ロ 介護保健施設サービス費②

ア 要介護1	742単位
イ 要介護2	814単位
ウ 要介護3	876単位
エ 要介護4	932単位
オ 要介護5	988単位

二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	720単位
イ 要介護2	830単位
ウ 要介護3	885単位
エ 要介護4	940単位
オ 要介護5	1,007単位

三 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	830単位
イ 要介護2	940単位
ウ 要介護3	974単位
エ 要介護4	1,030単位
オ 要介護5	1,085単位

四 介護保健施設サ－ビス管理

一 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	720単位
イ 要介護2	822単位
ウ 要介護3	895単位
エ 要介護4	1,010単位
オ 要介護5	1,097単位

二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	810単位
イ 要介護2	900単位
ウ 要介護3	1,000単位
エ 要介護4	1,091単位
オ 要介護5	1,185単位

五 介護保健施設サ－ビス管理

一 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	720単位
イ 要介護2	816単位
ウ 要介護3	881単位
エ 要介護4	934単位
オ 要介護5	1,000単位

二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	800単位
イ 要介護2	891単位
ウ 要介護3	944単位
エ 要介護4	1,001単位
オ 要介護5	1,058単位

二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	775単位
イ 要介護2	891単位
ウ 要介護3	891単位
エ 要介護4	945単位
オ 要介護5	980単位

三 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	822単位
イ 要介護2	891単位
ウ 要介護3	959単位
エ 要介護4	1,016単位
オ 要介護5	1,070単位

四 介護保健施設サ－ビス管理

一 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	720単位
イ 要介護2	808単位
ウ 要介護3	821単位
エ 要介護4	898単位
オ 要介護5	1,074単位

二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	804単位
イ 要介護2	883単位
ウ 要介護3	900単位
エ 要介護4	978単位
オ 要介護5	1,060単位

五 介護保健施設サ－ビス管理

一 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	720単位
イ 要介護2	803単位
ウ 要介護3	867単位
エ 要介護4	971単位
オ 要介護5	1,043単位

二 介護保健施設サ－ビス管理

ア 要介護1	804単位
イ 要介護2	880単位
ウ 要介護3	974単位
エ 要介護4	1,048単位
オ 要介護5	1,123単位

(四) 介護保健施設等一ロ又費D)

1) 介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 700単位
- b) 要介護2 744単位
- c) 要介護3 805単位
- d) 要介護4 856単位
- e) 要介護5 907単位

二 介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 702単位
- b) 要介護2 730単位
- c) 要介護3 780単位
- d) 要介護4 830単位
- e) 要介護5 882単位

ロ 以下型介護保健施設等一ロ又費(1日につき)

(1) 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

① 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 796単位
- b) 要介護2 841単位
- c) 要介護3 903単位
- d) 要介護4 956単位
- e) 要介護5 1,009単位

② 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 841単位
- b) 要介護2 917単位
- c) 要介護3 978単位
- d) 要介護4 1,035単位
- e) 要介護5 1,090単位

(2) 経過の以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 796単位
- b) 要介護2 841単位
- c) 要介護3 903単位
- d) 要介護4 956単位
- e) 要介護5 1,009単位

(3) 経過の以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 841単位
- b) 要介護2 915単位
- c) 要介護3 978単位
- d) 要介護4 1,035単位
- e) 要介護5 1,090単位

(2) 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

① 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 804単位
- b) 要介護2 887単位

(4) 介護保健施設等一ロ又費D)

介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 687単位
- b) 要介護2 731単位
- c) 要介護3 782単位
- d) 要介護4 844単位
- e) 要介護5 893単位

二 介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 704単位
- b) 要介護2 807単位
- c) 要介護3 866単位
- d) 要介護4 916単位
- e) 要介護5 988単位

ロ 以下型介護保健施設等一ロ又費(1日につき)

(1) 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

① 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 781単位
- b) 要介護2 826単位
- c) 要介護3 888単位
- d) 要介護4 941単位
- e) 要介護5 993単位

② 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 826単位
- b) 要介護2 900単位
- c) 要介護3 969単位
- d) 要介護4 1,019単位
- e) 要介護5 1,074単位

(2) 経過の以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 781単位
- b) 要介護2 826単位
- c) 要介護3 888単位
- d) 要介護4 941単位
- e) 要介護5 993単位

(3) 経過の以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 826単位
- b) 要介護2 900単位
- c) 要介護3 969単位
- d) 要介護4 1,019単位
- e) 要介護5 1,074単位

(2) 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

① 以下型介護保健施設等一ロ又費D)

- a) 要介護1 899単位
- b) 要介護2 971単位

イ	要介護3	1,100単位
ロ	要介護4	1,176単位
ハ	要介護5	1,252単位
一	経過的ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	904単位
ロ	要介護2	957単位
ハ	要介護3	1,100単位
ニ	要介護4	1,176単位
ホ	要介護5	1,252単位
二	ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	904単位
ロ	要介護2	980単位
ハ	要介護3	1,071単位
ニ	要介護4	1,149単位
ホ	要介護5	1,225単位
三	経過的ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	904単位
ロ	要介護2	980単位
ハ	要介護3	1,071単位
ニ	要介護4	1,149単位
ホ	要介護5	1,225単位
四	ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	779単位
ロ	要介護2	825単位
ハ	要介護3	885単位
ニ	要介護4	937単位
ホ	要介護5	984単位
五	経過的ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	779単位
ロ	要介護2	825単位
ハ	要介護3	885単位
ニ	要介護4	937単位
ホ	要介護5	988単位

注1-3 (略)

α 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につきα単位を所定単位数から減算する。

β 安全管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につきβ単位を所定単位数から減算する。

イ	要介護3	1,054単位
ロ	要介護4	1,130単位
ハ	要介護5	1,207単位
一	ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	880単位
ロ	要介護2	971単位
ハ	要介護3	1,084単位
ニ	要介護4	1,160単位
ホ	要介護5	1,235単位
二	ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	880単位
ロ	要介護2	964単位
ハ	要介護3	1,058単位
ニ	要介護4	1,133単位
ホ	要介護5	1,208単位
三	経過的ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	880単位
ロ	要介護2	964単位
ハ	要介護3	1,058単位
ニ	要介護4	1,133単位
ホ	要介護5	1,208単位
四	ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	764単位
ロ	要介護2	810単位
ハ	要介護3	870単位
ニ	要介護4	922単位
ホ	要介護5	972単位
五	経過的ユニット型介護保健施設等—バス費	
イ	要介護1	764単位
ロ	要介護2	810単位
ハ	要介護3	870単位
ニ	要介護4	922単位
ホ	要介護5	972単位

注1-3 (略)

(新設)

(新設)

6～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、レを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であつて、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)については、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡日に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)については、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡日に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

16～18 (略)

19 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注7、注8及び注18並びに三からハまで、チからマまで、ウ、ヨ及びナからヒまでは算定しない。

六 (略)

二 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であつて、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注五を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

イ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(イ) (略)

(ロ) 入退所前連携加算 800単位

(ハ) 入退所前連携加算 400単位

4～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ウを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であつて、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

11・12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)については、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡日に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)については、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡日に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

14～16 (略)

17 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注5、注6及び注16並びに三からハまで、チからマまで、ヨ、レ及びナからヒまでは算定しない。

六 (略)

二 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であつて、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、トを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

イ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(イ) (略)

(ロ) (新設)

(ハ) 退所前連携加算 500単位

(四) (略)

注1・2 (略)

3 (1)のロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、(1)のロについては、ロに掲げる基準に適合する場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。ただし、ロのロを算定している場合は、ロのロは算定しない。

イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。

ロ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

4 (略)

(別表)

上 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注を算定している場合は、算定しない。

(前同)

下 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)のロについては、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

(新設)

(新設)

4 (略)

ト 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

チ 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能に入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受

けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

リ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算Ⅰ 100単位
- (2) 経口維持加算Ⅱ 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

(削る)

ヌ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔衛生管理加算Ⅰ 90単位
- (2) 口腔衛生管理加算Ⅱ 110単位

(削る)

けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

ヌ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算Ⅰ 100単位
- (2) 経口維持加算Ⅱ 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ル 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ロ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

子 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

(削る)

(削る)

ル・マ (略)

ワ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

- (1) かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ 100単位
- (2) かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ 240単位
- (3) かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ 100単位

(削る)

(削る)

(削る)

カ (略)

ク 所定疾患施設療養費(1日につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。)は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) (略)

2 所定疾患施設療養費Ⅰ(注1)の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定し、所定疾患施設療養費Ⅱは同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

3 (略)

ク・ロ (略)

ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ワ・カ (略)

ユ かかりつけ医連携薬剤調整加算 135単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

イ も種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者

ロ 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させた者

ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している者

タ (略)

テ 所定疾患施設療養費(1日につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) (略)

2 同 の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

3 (略)

ソ・チ (略)

(新設)

② 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切な有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ナ 療 育 マネジメント加算

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの療 育 管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 療 育 マネジメント加算Ⅰ 3 単位
- (2) 療 育 マネジメント加算Ⅱ 15 単位

ラ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算Ⅰ 10 単位
- (2) 排せつ支援加算Ⅱ 15 単位
- (3) 排せつ支援加算Ⅲ 30 単位

ル 自立支援促進加算 300 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ロ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40 単位
- (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ 60 単位

ホ 安全対策体制加算 30 単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初月に限り所定単位数を加算する。

コ 療 育 マネジメント加算 10 単位

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの療 育 管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ク 排せつ支援加算 100 単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ノ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の800分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからウまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

キ 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

- (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）
 - イ 療養型介護療養施設サービス費Ⅰ
 - α 療養型介護療養施設サービス費Ⅰイ
 - ⅰ 要介護1 593単位
 - ⅱ 要介護2 625単位
 - ⅲ 要介護3 889単位
 - ⅳ 要介護4 974単位
 - ⅴ 要介護5 1,052単位

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

コ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからウまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (イ)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (イ)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

キ 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

- (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）
 - イ 療養型介護療養施設サービス費Ⅰ
 - α 療養型介護療養施設サービス費Ⅰイ
 - ⅰ 要介護1 645単位
 - ⅱ 要介護2 748単位
 - ⅲ 要介護3 978単位
 - ⅳ 要介護4 1,068単位
 - ⅴ 要介護5 1,154単位

1. 新築住宅供給促進施設計画（ア）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 318単位
- ロ 相分譲Ⅱ 216単位
- ハ 相分譲Ⅲ 257単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,017単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,084単位

2. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 809単位
- ロ 相分譲Ⅱ 702単位
- ハ 相分譲Ⅲ 914単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,001単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,072単位

3. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 634単位
- ロ 相分譲Ⅱ 751単位
- ハ 相分譲Ⅲ 934単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,070単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,346単位

4. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 717単位
- ロ 相分譲Ⅱ 825単位
- ハ 相分譲Ⅲ 1,026単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,117単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,189単位

5. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 705単位
- ロ 相分譲Ⅱ 822単位
- ハ 相分譲Ⅲ 1,018単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,084単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,184単位

6. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

1. 新築住宅供給促進施設計画（ア）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 542単位
- ロ 相分譲Ⅱ 626単位
- ハ 相分譲Ⅲ 774単位
- ニ 相分譲Ⅳ 907単位
- ホ 相分譲Ⅴ 949単位

2. 新築住宅供給促進施設計画（ア）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 577単位
- ロ 相分譲Ⅱ 652単位
- ハ 相分譲Ⅲ 781単位
- ニ 相分譲Ⅳ 924単位
- ホ 相分譲Ⅴ 946単位

7. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 673単位
- ロ 相分譲Ⅱ 782単位
- ハ 相分譲Ⅲ 1,018単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,115単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,205単位

8. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 689単位
- ロ 相分譲Ⅱ 787単位
- ハ 相分譲Ⅲ 1,001単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,098単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,187単位

9. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 740単位
- ロ 相分譲Ⅱ 853単位
- ハ 相分譲Ⅲ 1,077単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,178単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,258単位

10. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 784単位
- ロ 相分譲Ⅱ 891単位
- ハ 相分譲Ⅲ 1,126単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,225単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,315単位

11. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 770単位
- ロ 相分譲Ⅱ 878単位
- ハ 相分譲Ⅲ 1,108単位
- ニ 相分譲Ⅳ 1,206単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,303単位

12. 新築住宅供給促進施設計画（イ）要綱

1. 新築住宅供給促進施設計画（ア）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 584単位
- ロ 相分譲Ⅱ 693単位
- ハ 相分譲Ⅲ 841単位
- ニ 相分譲Ⅳ 939単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,033単位

2. 新築住宅供給促進施設計画（ア）要綱

- イ 相分譲Ⅰ 605単位
- ロ 相分譲Ⅱ 714単位
- ハ 相分譲Ⅲ 862単位
- ニ 相分譲Ⅳ 960単位
- ホ 相分譲Ⅴ 1,054単位

Ⅴ 障害型介護福祉施設サ－ビス費並

Ⅰ 要介護Ⅰ	654単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	731単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	762単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,001単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,037単位

Ⅵ 障害型介護福祉施設サ－ビス費別

Ⅰ 要介護Ⅰ	654単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	740単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	881単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,026単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,082単位

Ⅶ 障害型介護福祉施設サ－ビス費要

ⅰ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅰ

Ⅰ 要介護Ⅰ	522単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	619単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	748単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	884単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	949単位

ⅱ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅱ

Ⅰ 要介護Ⅰ	619単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	714単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	840単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	980単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,015単位

ⅲ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅲ(1日1回以上)

ⅰ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅰ

Ⅰ 要介護Ⅰ	601単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	694単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	825単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	968単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,015単位

ⅱ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅱ

Ⅰ 要介護Ⅰ	695単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	792単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	920単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,060単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,098単位

Ⅷ 障害型介護福祉施設サ－ビス費並

Ⅰ 要介護Ⅰ	645単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	704単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	751単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,033単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,128単位

Ⅸ 障害型介護福祉施設サ－ビス費別

Ⅰ 要介護Ⅰ	719単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	819単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	975単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,126単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,186単位

Ⅹ 障害型介護福祉施設サ－ビス費要

ⅰ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅰ

Ⅰ 要介護Ⅰ	557単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	674単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	818単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	968単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,007単位

ⅱ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅱ

Ⅰ 要介護Ⅰ	674単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	780単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	924単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,074単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,113単位

ⅲ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅲ(1日1回以上)

ⅰ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅰ

Ⅰ 要介護Ⅰ	654単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	755単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	892単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,080単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,176単位

ⅱ 障害型介護福祉施設サ－ビス費ⅱ

Ⅰ 要介護Ⅰ	759単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	865単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,008単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,195単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,282単位

一 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

イ 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 受付室1 401単位
- ii 相介護2 691単位
- iii 受付室3 749単位
- iv 相介護4 858単位
- v 受付室5 945単位

ロ 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 受付室1 605単位
- ii 相介護2 792単位
- iii 受付室3 884単位
- iv 相介護4 982単位
- v 受付室5 1,042単位

ウ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地(旧経路型)

エ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 相介護1 706単位
- 2 受付室2 801単位
- 3 受付室3 1,002単位
- 4 相介護4 1,090単位
- 5 受付室5 1,186単位

カ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 受付室1 742単位
- 2 相介護2 831単位
- 3 受付室3 1,042単位
- 4 相介護4 1,138単位
- 5 受付室5 1,213単位

キ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 相介護1 723単位
- 2 受付室2 819単位
- 3 相介護3 1,028単位
- 4 受付室4 1,117単位
- 5 相介護5 1,192単位

ク 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 相介護1 706単位
- 2 相介護2 801単位
- 3 相介護3 1,002単位
- 4 受付室4 1,090単位
- 5 相介護5 1,186単位

コ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 受付室1 732単位
- 2 相介護2 830単位

一 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

イ 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 受付室1 830単位
- ii 相介護2 753単位
- iii 受付室3 802単位
- iv 相介護4 959単位
- v 受付室5 1,040単位

ロ 標準型経路型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 受付室1 770単位
- ii 相介護2 853単位
- iii 受付室3 898単位
- iv 相介護4 1,054単位
- v 受付室5 1,148単位

ウ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地(旧経路型)

エ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 相介護1 771単位
- 2 受付室2 876単位
- 3 受付室3 1,090単位
- 4 相介護4 1,195単位
- 5 受付室5 1,280単位

カ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 受付室1 800単位
- 2 相介護2 908単位
- 3 受付室3 1,140単位
- 4 相介護4 1,243単位
- 5 受付室5 1,328単位

キ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 相介護1 790単位
- 2 受付室2 898単位
- 3 相介護3 1,128単位
- 4 受付室4 1,225単位
- 5 相介護5 1,314単位

ク 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 相介護1 771単位
- 2 受付室2 876単位
- 3 相介護3 1,090単位
- 4 受付室4 1,195単位
- 5 相介護5 1,280単位

コ 二〇二〇型標準型介護福祉施設等一七〇番地

- 1 受付室1 800単位
- 2 相介護2 908単位

イ	要介護 3	1,042 単位
ロ	要介護 4	1,132 単位
ハ	要介護 5	1,213 単位
ウ	総合的ユニット型療養型介護療養施設サービス費	
イ	要介護 1	728 単位
ロ	要介護 2	819 単位
ハ	要介護 3	1,028 単位
ニ	要介護 4	1,117 単位
ホ	要介護 5	1,197 単位

エ	ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1 日につき)	
イ	ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
ロ	要介護 1	706 単位
ハ	要介護 2	801 単位
ニ	要介護 3	924 単位
ホ	要介護 4	1,000 単位
ヘ	要介護 5	1,079 単位
ウ	経過的ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
イ	要介護 1	706 単位
ロ	要介護 2	801 単位
ハ	要介護 3	924 単位
ニ	要介護 4	1,000 単位
ホ	要介護 5	1,079 単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)から(10)まで、(14)、(15)、(16)及び(17)は算定しない。

3～6 (略)

7 令和 6 年 4 月 1 日までの介護医療院等への移行等に関する許可を、4 月から 9 月まで及び10月から翌年 3 月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後 8 月の期間、1 日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1 日につき 4 単位を所定単位数から減算する。

9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき 14 単位を所定単位数から減算する。

10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第 2 条第 9 号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算する。ただし、(17)を算定している場合は、算定しない。

イ	要介護 3	1,143 単位
ロ	要介護 4	1,242 単位
ハ	要介護 5	1,332 単位
ウ	ユニット型療養型介護療養施設サービス費	
イ	要介護 1	790 単位
ロ	要介護 2	896 単位
ハ	要介護 3	1,198 単位
ニ	要介護 4	1,235 単位
ホ	要介護 5	1,314 単位

エ	ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1 日につき)	
イ	ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
ロ	要介護 1	771 単位
ハ	要介護 2	875 単位
ニ	要介護 3	1,012 単位
ホ	要介護 4	1,097 単位
ヘ	要介護 5	1,183 単位
ウ	経過的ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
イ	要介護 1	771 単位
ロ	要介護 2	875 単位
ハ	要介護 3	1,012 単位
ニ	要介護 4	1,097 単位
ホ	要介護 5	1,183 単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)、(8)から(10)まで、(14)、(15)及び(16)は算定しない。

3～6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第 2 条第 9 号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算する。ただし、(17)を算定している場合は、算定しない。

12 (略)

13 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居室において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居室サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

14～16 (略)

(5)～(6) (略)

(別表)

(7) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、注9から注14までの注9、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、注9から注14までの注9を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(I) 400単位

(ロ) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

9 (略)

10 (2)及び(4)について、入院患者であつて、退院が見込まれる者をその居室において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居室サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

11～13 (略)

(5)～(6) (略)

(7) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(9) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(10) 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(I) 400単位

(ロ) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、山から山までの往復又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)
(削る)

(削る)

100 口腔衛生管理体制加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

101 安全対策体制加算 20単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

102 サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 33単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(削る)

103 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月

な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

101 口腔衛生管理体制加算 20単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

102 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

103 サービス提供体制強化加算 (新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

104 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月

31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 介護職員処遇改善加算Ⅰ ①から③までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- 一 介護職員処遇改善加算Ⅱ ①から③までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- 一 介護職員処遇改善加算Ⅲ ①から③までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)
(削る)

④ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ①から③までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ①から③までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

II 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

イ 診療所型介護療養施設サービス費(1)

- ロ 診療所型介護療養施設サービス費(1)
 - ⅰ 要介護1 576単位
 - ⅱ 要介護2 620単位
 - ⅲ 要介護3 664単位
 - ⅳ 要介護4 707単位
 - ⅴ 要介護5 752単位

ハ 診療所型介護療養施設サービス費(1)

- ⅰ 要介護1 601単位
- ⅱ 要介護2 647単位
- ⅲ 要介護3 692単位
- ⅳ 要介護4 738単位
- ⅴ 要介護5 785単位

ニ 診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ

- ⅰ 要介護1 593単位
- ⅱ 要介護2 638単位
- ⅲ 要介護3 683単位
- ⅳ 要介護4 728単位
- ⅴ 要介護5 774単位

31日までの間(画及びそのについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 介護職員処遇改善加算Ⅰ ①から③までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ② 介護職員処遇改善加算Ⅱ ①から③までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- ③ 介護職員処遇改善加算Ⅲ ①から③までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

④ 介護職員処遇改善加算Ⅳ ③により算定した単位数の100分の30に相当する単位数
⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅴ ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

⑥ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ①から③までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ①から③までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

II 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

イ 診療所型介護療養施設サービス費(1)

- ロ 診療所型介護療養施設サービス費(1)
 - ⅰ 要介護1 627単位
 - ⅱ 要介護2 676単位
 - ⅲ 要介護3 724単位
 - ⅳ 要介護4 773単位
 - ⅴ 要介護5 822単位

ハ 診療所型介護療養施設サービス費(1)

- ⅰ 要介護1 654単位
- ⅱ 要介護2 703単位
- ⅲ 要介護3 750単位
- ⅳ 要介護4 807単位
- ⅴ 要介護5 858単位

ニ 診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ

- ⅰ 要介護1 646単位
- ⅱ 要介護2 695単位
- ⅲ 要介護3 745単位
- ⅳ 要介護4 795単位
- ⅴ 要介護5 845単位

イ 診療所型介護療養施設サービス費(イ)

Ⅰ 要介護1	670単位
Ⅱ 要介護2	714単位
Ⅲ 要介護3	758単位
Ⅳ 要介護4	802単位
Ⅴ 要介護5	846単位

ロ 診療所型介護療養施設サービス費(ロ)

Ⅰ 要介護1	600単位
Ⅱ 要介護2	716単位
Ⅲ 要介護3	792単位
Ⅳ 要介護4	834単位
Ⅴ 要介護5	874単位

ハ 診療所型介護療養施設サービス費(ハ)

Ⅰ 要介護1	684単位
Ⅱ 要介護2	726単位
Ⅲ 要介護3	781単位
Ⅳ 要介護4	825単位
Ⅴ 要介護5	872単位

ニ 診療所型介護療養施設サービス費(ニ)

イ 診療所型介護療養施設サービス費(イ)

Ⅰ 要介護1	596単位
Ⅱ 要介護2	646単位
Ⅲ 要介護3	685単位
Ⅳ 要介護4	726単位
Ⅴ 要介護5	765単位

ロ 診療所型介護療養施設サービス費(ロ)

Ⅰ 要介護1	604単位
Ⅱ 要介護2	641単位
Ⅲ 要介護3	681単位
Ⅳ 要介護4	720単位
Ⅴ 要介護5	760単位

ホ 二ホ型診療所型介護療養施設サービス費(1日30分)

一 二ホ型診療所型介護療養施設サービス費(1)

Ⅰ 要介護1	624単位
Ⅱ 要介護2	721単位
Ⅲ 要介護3	778単位
Ⅳ 要介護4	821単位
Ⅴ 要介護5	865単位

二 二ホ型診療所型介護療養施設サービス費(2)

Ⅰ 要介護1	714単位
--------	-------

ロ 診療所型介護療養施設サービス費(ロ)

Ⅰ 要介護1	781単位
Ⅱ 要介護2	780単位
Ⅲ 要介護3	930単位
Ⅳ 要介護4	877単位
Ⅴ 要介護5	928単位

ハ 診療所型介護療養施設サービス費(ハ)

Ⅰ 要介護1	768単位
Ⅱ 要介護2	815単位
Ⅲ 要介護3	886単位
Ⅳ 要介護4	916単位
Ⅴ 要介護5	988単位

ニ 診療所型介護療養施設サービス費(ニ)

Ⅰ 要介護1	753単位
Ⅱ 要介護2	808単位
Ⅲ 要介護3	853単位
Ⅳ 要介護4	902単位
Ⅴ 要介護5	954単位

ホ 診療所型介護療養施設サービス費(ホ)

イ 診療所型介護療養施設サービス費(イ)

Ⅰ 要介護1	549単位
Ⅱ 要介護2	599単位
Ⅲ 要介護3	637単位
Ⅳ 要介護4	682単位
Ⅴ 要介護5	735単位

ロ 診療所型介護療養施設サービス費(ロ)

Ⅰ 要介護1	654単位
Ⅱ 要介護2	699単位
Ⅲ 要介護3	749単位
Ⅳ 要介護4	787単位
Ⅴ 要介護5	831単位

ヘ 二ホ型診療所型介護療養施設サービス費(1日30分)

一 二ホ型診療所型介護療養施設サービス費(1)

Ⅰ 要介護1	732単位
Ⅱ 要介護2	802単位
Ⅲ 要介護3	850単位
Ⅳ 要介護4	893単位
Ⅴ 要介護5	947単位

二 二ホ型診療所型介護療養施設サービス費(2)

Ⅰ 要介護1	780単位
--------	-------

七 相介護②	761単位
八 相介護③	807単位
九 相介護④	852単位
十 相介護⑤	899単位

三 エニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ

ア 相介護①	705単位
イ 相介護②	751単位
ウ 相介護③	797単位
エ 相介護④	841単位
オ 相介護⑤	887単位

四 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅰ

ア 相介護①	689単位
イ 相介護②	734単位
ウ 相介護③	778単位
エ 相介護④	821単位
オ 相介護⑤	865単位

五 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ

ア 相介護①	714単位
イ 相介護②	761単位
ウ 相介護③	807単位
エ 相介護④	852単位
オ 相介護⑤	899単位

六 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅲ

ア 相介護①	705単位
イ 相介護②	751単位
ウ 相介護③	797単位
エ 相介護④	841単位
オ 相介護⑤	887単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、44から48まで、90、91、93及び94は算定しない。

5～8 (略)

6 令和3年1月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、1月から9月まで及び10月から翌年8月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ている場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

8 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

九 相介護②	832単位
十 相介護③	882単位
十一 相介護④	932単位
十二 相介護⑤	984単位

三 エニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ

ア 相介護①	779単位
イ 相介護②	821単位
ウ 相介護③	871単位
エ 相介護④	920単位
オ 相介護⑤	971単位

四 エニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅲ

ア 相介護①	759単位
イ 相介護②	803単位
ウ 相介護③	850単位
エ 相介護④	898単位
オ 相介護⑤	947単位

五 エニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅳ

ア 相介護①	780単位
イ 相介護②	832単位
ウ 相介護③	882単位
エ 相介護④	932単位
オ 相介護⑤	984単位

六 エニット型診療所型介護療養施設サービス費Ⅴ

ア 相介護①	770単位
イ 相介護②	821単位
ウ 相介護③	871単位
エ 相介護④	920単位
オ 相介護⑤	971単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)、(6)から(8)まで、(9)、(13)及び(14)は算定しない。

4～5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

9. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、10を算定している場合は、算定しない。

10～13 (略)

(3)・(4) (略)

(別号)

(5) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(6) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(1) 400単位

(ロ) 経口維持加算(2) 100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

6. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、10を算定している場合は、算定しない。

7～10 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(6) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(8) 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(1) 400単位

(ロ) 経口維持加算(2) 100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合には、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注3又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)
(削る)

(削る)

(9) 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(10)～(14) (略)
(15) 安全対策体制加算 20単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

(16) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算(1) 22単位
 - ロ サービス提供体制強化加算(2) 18単位
 - ハ サービス提供体制強化加算(3) 6単位
- (削る)

な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合には、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、認識が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 口腔衛生管理体制加算 30単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(10) 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

(11)～(14) (略)
(新設)

(15) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (イ) サービス提供体制強化加算(1)イ 18単位
- (ロ) サービス提供体制強化加算(1)ロ 12単位
- (ハ) サービス提供体制強化加算(1)ハ 6単位
- (ニ) サービス提供体制強化加算(1)ニ 6単位

127 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ（1から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数）
 - 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ（1から10までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数）
 - 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ（1から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数）
- （附る）
（附る）

128 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（1から10までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数）
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1から10までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数）

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

イ 認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ

α 認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ

イ 要介護1	986単位
ロ 要介護2	1,050単位
ハ 要介護3	1,114単位
ニ 要介護4	1,179単位
ホ 要介護5	1,244単位

β 認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ

イ 要介護1	1,091単位
ロ 要介護2	1,157単位
ハ 要介護3	1,221単位
ニ 要介護4	1,286単位
ホ 要介護5	1,350単位

129 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（当該規定については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ（1から17までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数）
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ（1から17までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数）
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ（1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数）
- 四 介護職員処遇改善加算Ⅳ（2により算定した単位数の100分の90に相当する単位数）
- 五 介護職員処遇改善加算Ⅴ（2により算定した単位数の100分の80に相当する単位数）

130 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（1から17までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数）
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1から17までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数）

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

イ 認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ

α 認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ

イ 要介護1	973単位
ロ 要介護2	1,037単位
ハ 要介護3	1,101単位
ニ 要介護4	1,166単位
ホ 要介護5	1,230単位

β 認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ

イ 要介護1	1,078単位
ロ 要介護2	1,144単位
ハ 要介護3	1,207単位
ニ 要介護4	1,272単位
ホ 要介護5	1,336単位

一 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅱ

① 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅱ

イ 要介護1	4,300単位
ロ 要介護2	4,200単位
ハ 要介護3	1,000単位
ニ 要介護4	1,123単位
ホ 要介護5	1,200単位

② 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅱ

イ 要介護1	1,037単位
ロ 要介護2	1,004単位
ハ 要介護3	1,151単位
ニ 要介護4	1,241単位
ホ 要介護5	1,302単位

二 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲ

① 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲ

イ 要介護1	902単位
ロ 要介護2	839単位
ハ 要介護3	1,034単位
ニ 要介護4	1,009単位
ホ 要介護5	1,185単位

② 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲ

イ 要介護1	1,009単位
ロ 要介護2	1,034単位
ハ 要介護3	1,141単位
ニ 要介護4	1,205単位
ホ 要介護5	1,371単位

③ 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲ

① 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲ

イ 要介護1	397単位
ロ 要介護2	551単位
ハ 要介護3	1,016単位
ニ 要介護4	1,000単位
ホ 要介護5	1,346単位

② 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲ

イ 要介護1	997単位
ロ 要介護2	1,059単位
ハ 要介護3	1,121単位
ニ 要介護4	1,100単位
ホ 要介護5	1,351単位

④ 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲ

① 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲ

イ 要介護1	827単位
ロ 要介護2	892単位
ハ 要介護3	920単位
ニ 要介護4	1,021単位
ホ 要介護5	1,085単位

一 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

① 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

イ 要介護1	917単位
ロ 要介護2	897単位
ハ 要介護3	1,031単位
ニ 要介護4	1,120単位
ホ 要介護5	1,187単位

② 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

イ 要介護1	1,024単位
ロ 要介護2	1,001単位
ハ 要介護3	1,158単位
ニ 要介護4	1,205単位
ホ 要介護5	1,208単位

二 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

① 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

イ 要介護1	380単位
ロ 要介護2	358単位
ハ 要介護3	1,021単位
ニ 要介護4	1,086単位
ホ 要介護5	1,152単位

② 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1,051単位
ハ 要介護3	1,128単位
ニ 要介護4	1,193単位
ホ 要介護5	1,257単位

③ 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

① 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

イ 要介護1	974単位
ロ 要介護2	938単位
ハ 要介護3	1,001単位
ニ 要介護4	1,067単位
ホ 要介護5	1,135単位

② 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

イ 要介護1	989単位
ロ 要介護2	1,045単位
ハ 要介護3	1,108単位
ニ 要介護4	1,174単位
ホ 要介護5	1,247単位

④ 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

① 認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ

イ 要介護1	815単位
ロ 要介護2	879単位
ハ 要介護3	971単位
ニ 要介護4	1,008単位
ホ 要介護5	1,072単位

① 認知症疾患型介護療養施設（一）（費別）

ⅰ 要介護Ⅰ	334単位
ⅱ 要介護Ⅱ	995単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,063単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,127単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,192単位

② 認知症疾患型終末期介護療養施設サービス費（1日につき）

（1）認知症疾患型終末期介護療養施設サービス費Ⅰ

ⅰ 要介護Ⅰ	733単位
ⅱ 要介護Ⅱ	797単位
ⅲ 要介護Ⅲ	863単位
ⅳ 要介護Ⅳ	927単位
ⅴ 要介護Ⅴ	992単位

（2）認知症疾患型終末期介護療養施設サービス費Ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	840単位
ⅱ 要介護Ⅱ	904単位
ⅲ 要介護Ⅲ	969単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,034単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,097単位

③ ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

（1）ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ

ⅰ ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費	
ⅰ 要介護Ⅰ	1,112単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,177単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,242単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,306単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,371単位

（2）経過的ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費

ⅰ 要介護Ⅰ	1,112単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,177単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,242単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,306単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,371単位

（3）ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ

ⅰ ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費	
ⅰ 要介護Ⅰ	1,057単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,124単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,191単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,261単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,328単位

① 認知症疾患型介護療養施設（一）（費別）

ⅰ 要介護Ⅰ	924単位
ⅱ 要介護Ⅱ	985単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,050単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,114単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,178単位

② 認知症疾患型終末期介護療養施設サービス費（1日につき）

（1）認知症疾患型終末期介護療養施設サービス費Ⅰ

ⅰ 要介護Ⅰ	721単位
ⅱ 要介護Ⅱ	783単位
ⅲ 要介護Ⅲ	850単位
ⅳ 要介護Ⅳ	914単位
ⅴ 要介護Ⅴ	979単位

（2）認知症疾患型終末期介護療養施設サービス費Ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	828単位
ⅱ 要介護Ⅱ	891単位
ⅲ 要介護Ⅲ	956単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,021単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,084単位

③ ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

（1）ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ

ⅰ ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費	
ⅰ 要介護Ⅰ	1,099単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,164単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,228単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,292単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,357単位

（2）経過的ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	1,099単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,164単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,228単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,292単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,357単位

（3）ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ

ⅰ ユニークな型認知症疾患型介護療養施設サービス費	
ⅰ 要介護Ⅰ	1,044単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,111単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,180単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,247単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,314単位

b. 経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費

i 要介護1	1,057単位
ii 要介護2	1,124単位
iii 要介護3	1,191単位
iv 要介護4	1,261単位
v 要介護5	1,328単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)から(9)まで及び(10)から(14)までは算定しない。

3・4 (略)

5 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

8～11 (略)

(4)・(5) (略)

(別添)

(6) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注7、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

b. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費五

i 要介護1	1,044単位
ii 要介護2	1,111単位
iii 要介護3	1,180単位
iv 要介護4	1,247単位
v 要介護5	1,314単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)、(7)及び(10)まで及び(11)から(15)までは算定しない。

3・4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

5～8 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算 28単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、任から認までの注7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口維持加算 100単位

- イ 経口維持加算(1) 100単位
ロ 経口維持加算(II) 100単位

注 1 ①については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、①から③までの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(間系)

(間系)

(9) 口腔衛生管理体制加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

ロ～ス (略)

(8) 経口移行加算 28単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算 100単位

- イ 経口維持加算(1) 100単位
ロ 経口維持加算(II) 100単位

注 1 ①については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(10) 口腔衛生管理体制加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(11) 口腔衛生管理体制加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

ロ～ス (略)

44 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

45 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- 三 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(削る)

46 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
- 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- 三 サービス提供体制強化加算Ⅲ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)

(削る)

47 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(新設)

48 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- 三 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- 四 サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

49 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(Ⅱ及びⅣについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- 三 サービス提供体制強化加算Ⅲ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- 四 サービス提供体制強化加算Ⅳ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 五 サービス提供体制強化加算Ⅴ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

50 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

4. (補正) 病院等一七〇

ア (型) 介護医療院等一七〇(費) (1日につき)

(1) 1型介護医療院等一七〇(費)

イ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	714単位
イ 療介護2	829単位
ウ 療介護3	1,000単位
エ 療介護4	1,181単位
オ 療介護5	1,251単位

ロ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	925単位
イ 療介護2	921単位
ウ 療介護3	1,171単位
エ 療介護4	1,271単位
オ 療介護5	1,302単位

(2) 1型介護医療院等一七〇(費)

イ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	704単位
イ 療介護2	572単位
ウ 療介護3	1,045単位
エ 療介護4	1,114単位
オ 療介護5	1,223単位

ロ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	917単位
イ 療介護2	921単位
ウ 療介護3	1,154単位
エ 療介護4	1,272単位
オ 療介護5	1,312単位

(3) 1型介護医療院等一七〇(費)

イ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	664単位
イ 療介護2	706単位
ウ 療介護3	1,024単位
エ 療介護4	1,127単位
オ 療介護5	1,217単位

ロ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	797単位
イ 療介護2	825単位
ウ 療介護3	1,137単位
エ 療介護4	1,230単位
オ 療介護5	1,320単位

4. (補正) 病院等一七〇

ア (型) 介護医療院等一七〇(費) (1日につき)

(1) 1型介護医療院等一七〇(費)

イ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	590単位
イ 療介護2	597単位
ウ 療介護3	1,041単位
エ 療介護4	1,131単位
オ 療介護5	1,240単位

ロ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	908単位
イ 療介護2	916単位
ウ 療介護3	1,151単位
エ 療介護4	1,250単位
オ 療介護5	1,340単位

(2) 1型介護医療院等一七〇(費)

イ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	688単位
イ 療介護2	795単位
ウ 療介護3	1,020単位
エ 療介護4	1,124単位
オ 療介護5	1,212単位

ロ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	780単位
イ 療介護2	903単位
ウ 療介護3	1,134単位
エ 療介護4	1,231単位
オ 療介護5	1,320単位

(3) 1型介護医療院等一七〇(費)

イ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	672単位
イ 療介護2	770単位
ウ 療介護3	1,010単位
エ 療介護4	1,107単位
オ 療介護5	1,183単位

ロ 1型介護医療院等一七〇(費)

ア 療介護1	780単位
イ 療介護2	987単位
ウ 療介護3	1,117単位
エ 療介護4	1,215単位
オ 療介護5	1,304単位

ロ 医療機関の施設等に関する費（目付別）

(1) Ⅱ型介護医療院等に関する費

一 Ⅱ型介護医療院等に関する費(1)

ア Ⅱ型介護1	7680単位
イ Ⅱ型介護2	7640単位
ウ Ⅱ型介護3	872単位
エ Ⅱ型介護4	1,057単位
オ Ⅱ型介護5	1,134単位

二 Ⅱ型介護医療院等に関する費(2)

ア Ⅱ型介護1	779単位
イ Ⅱ型介護2	875単位
ウ Ⅱ型介護3	1,062単位
エ Ⅱ型介護4	1,170単位
オ Ⅱ型介護5	1,249単位

(2) Ⅱ型介護医療院等に関する費

一 Ⅱ型介護医療院等に関する費(1)

ア Ⅱ型介護1	653単位
イ Ⅱ型介護2	718単位
ウ Ⅱ型介護3	874単位
エ Ⅱ型介護4	1,043単位
オ Ⅱ型介護5	1,122単位

二 Ⅱ型介護医療院等に関する費(2)

ア Ⅱ型介護1	767単位
イ Ⅱ型介護2	851単位
ウ Ⅱ型介護3	1,055単位
エ Ⅱ型介護4	1,151単位
オ Ⅱ型介護5	1,223単位

(3) Ⅱ型介護医療院等に関する費

一 Ⅱ型介護医療院等に関する費(1)

ア Ⅱ型介護1	784単位
イ Ⅱ型介護2	786単位
ウ Ⅱ型介護3	873単位
エ Ⅱ型介護4	1,032単位
オ Ⅱ型介護5	1,111単位

二 Ⅱ型介護医療院等に関する費(2)

ア Ⅱ型介護1	750単位
イ Ⅱ型介護2	847単位
ウ Ⅱ型介護3	1,051単位
エ Ⅱ型介護4	1,147単位
オ Ⅱ型介護5	1,221単位

ハ 特別介護医療院等に関する費（目付別）

(1) Ⅰ型特別介護医療院等に関する費

一 Ⅰ型特別介護医療院等に関する費(1)

ア Ⅰ型介護1	655単位
---------	-------

ロ Ⅱ型介護医療院等に関する費（目付別）

(1) Ⅱ型介護医療院等に関する費(1)

ア Ⅱ型介護1	650単位
イ Ⅱ型介護2	747単位
ウ Ⅱ型介護3	953単位
エ Ⅱ型介護4	1,040単位
オ Ⅱ型介護5	1,118単位

二 Ⅱ型介護医療院等に関する費(2)

ア Ⅱ型介護1	789単位
イ Ⅱ型介護2	837単位
ウ Ⅱ型介護3	1,069単位
エ Ⅱ型介護4	1,150単位
オ Ⅱ型介護5	1,228単位

(2) Ⅱ型介護医療院等に関する費

一 Ⅱ型介護医療院等に関する費(1)

ア Ⅱ型介護1	637単位
イ Ⅱ型介護2	731単位
ウ Ⅱ型介護3	938単位
エ Ⅱ型介護4	1,024単位
オ Ⅱ型介護5	1,102単位

二 Ⅱ型介護医療院等に関する費(2)

ア Ⅱ型介護1	746単位
イ Ⅱ型介護2	841単位
ウ Ⅱ型介護3	1,048単位
エ Ⅱ型介護4	1,134単位
オ Ⅱ型介護5	1,212単位

(3) Ⅱ型介護医療院等に関する費

一 Ⅱ型介護医療院等に関する費(1)

ア Ⅱ型介護1	628単位
イ Ⅱ型介護2	720単位
ウ Ⅱ型介護3	925単位
エ Ⅱ型介護4	1,013単位
オ Ⅱ型介護5	1,091単位

二 Ⅱ型介護医療院等に関する費(2)

ア Ⅱ型介護1	735単位
イ Ⅱ型介護2	830単位
ウ Ⅱ型介護3	1,035単位
エ Ⅱ型介護4	1,121単位
オ Ⅱ型介護5	1,201単位

ハ 特別介護医療院等に関する費（目付別）

(1) Ⅰ型特別介護医療院等に関する費

一 Ⅰ型特別介護医療院等に関する費(1)

ア Ⅰ型介護1	631単位
---------	-------

イ 要介護1	756単位
ロ 要介護2	979単位
ハ 要介護3	1,071単位
ニ 要介護4	1,157単位
ホ 要介護5	
（ウ）Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
イ 要介護1	757単位
ロ 要介護2	861単位
ハ 要介護3	1,081単位
ニ 要介護4	1,175単位
ホ 要介護5	1,259単位
（エ）Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
（イ）Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
イ 要介護1	609単位
ロ 要介護2	700単位
ハ 要介護3	897単位
ニ 要介護4	982単位
ホ 要介護5	1,056単位
（ロ）Ⅲ型特別介護医療院サービス費	
イ 要介護1	714単位
ロ 要介護2	806単位
ハ 要介護3	1,003単位
ニ 要介護4	1,086単位
ホ 要介護5	1,151単位
二 二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費（1日につき）	
（1）二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費	
ユニット型1型介護医療院サービス費	
イ 要介護1	842単位
ロ 要介護2	951単位
ハ 要介護3	1,100単位
ニ 要介護4	1,200単位
ホ 要介護5	1,329単位
（2）経過的二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費	
イ 要介護1	842単位
ロ 要介護2	951単位
ハ 要介護3	1,188単位
ニ 要介護4	1,288単位
ホ 要介護5	1,379単位
（3）二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費	
（イ）二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費	
イ 要介護1	832単位

イ 要介護1	789単位
ロ 要介護2	960単位
ハ 要介護3	1,092単位
ニ 要介護4	1,197単位
ホ 要介護5	
（ウ）Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
イ 要介護1	740単位
ロ 要介護2	849単位
ハ 要介護3	1,061単位
ニ 要介護4	1,155単位
ホ 要介護5	1,248単位
（エ）Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
（イ）Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
イ 要介護1	599単位
ロ 要介護2	684単位
ハ 要介護3	879単位
ニ 要介護4	963単位
ホ 要介護5	1,037単位
（ロ）Ⅲ型特別介護医療院サービス費	
イ 要介護1	698単位
ロ 要介護2	789単位
ハ 要介護3	984単位
ニ 要介護4	1,066単位
ホ 要介護5	1,141単位
二 二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費（1日につき）	
（1）二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費	
ユニット型1型介護医療院サービス費	
イ 要介護1	825単位
ロ 要介護2	939単位
ハ 要介護3	1,088単位
ニ 要介護4	1,207単位
ホ 要介護5	1,337単位
（2）経過的二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費	
イ 要介護1	825単位
ロ 要介護2	933単位
ハ 要介護3	1,068単位
ニ 要介護4	1,257単位
ホ 要介護5	1,357単位
（3）二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費	
（イ）二〇二〇年1型1型介護医療院サービス費	
イ 要介護1	815単位

イ	要介護1	1,089単位
ロ	要介護2	1,173単位
ハ	要介護3	1,271単位
ニ	要介護4	1,381単位
ホ	要介護5	1,481単位
イ	総合的ユニット型I型介護医療院サービス費	
イ	要介護1	852単位
ロ	要介護2	937単位
ハ	要介護3	1,158単位
ニ	要介護4	1,271単位
ホ	要介護5	1,361単位
イ	ユニット型II型介護医療院サービス費（1日につき）	
イ	ユニット型II型介護医療院サービス費	
イ	要介護1	891単位
ロ	要介護2	942単位
ハ	要介護3	1,193単位
ニ	要介護4	1,256単位
ホ	要介護5	1,310単位
イ	総合的ユニット型II型介護医療院サービス費	
イ	要介護1	841単位
ロ	要介護2	942単位
ハ	要介護3	1,182単位
ニ	要介護4	1,235単位
ホ	要介護5	1,340単位
イ	ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	
イ	ユニット型I型特別介護医療院サービス費	
イ	ユニット型I型特別介護医療院サービス費	
イ	要介護1	791単位
ロ	要介護2	893単位
ハ	要介護3	1,115単位
ニ	要介護4	1,209単位
ホ	要介護5	1,292単位
イ	総合的ユニット型I型特別介護医療院サービス費	
イ	要介護1	791単位
ロ	要介護2	893単位
ハ	要介護3	1,115単位
ニ	要介護4	1,209単位
ホ	要介護5	1,292単位
イ	ユニット型II型特別介護医療院サービス費	
イ	ユニット型II型特別介護医療院サービス費	
イ	要介護1	890単位
ロ	要介護2	996単位
ハ	要介護3	1,164単位
ニ	要介護4	1,194単位
ホ	要介護5	1,252単位

イ	要介護2	1,021単位
ロ	要介護3	1,151単位
ハ	要介護4	1,250単位
ニ	要介護5	1,347単位
イ	ユニット型I型介護医療院サービス費	
イ	要介護1	815単位
ロ	要介護2	921単位
ハ	要介護3	1,153単位
ニ	要介護4	1,250単位
ホ	要介護5	1,389単位
イ	ユニット型II型介護医療院サービス費（1日につき）	
イ	ユニット型II型介護医療院サービス費	
イ	要介護1	924単位
ロ	要介護2	924単位
ハ	要介護3	1,142単位
ニ	要介護4	1,204単位
ホ	要介護5	1,318単位
イ	ユニット型II型介護医療院サービス費	
イ	要介護1	924単位
ロ	要介護2	994単位
ハ	要介護3	1,142単位
ニ	要介護4	1,234単位
ホ	要介護5	1,318単位
イ	ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	
イ	ユニット型I型特別介護医療院サービス費	
イ	ユニット型I型特別介護医療院サービス費	
イ	要介護1	774単位
ロ	要介護2	875単位
ハ	要介護3	1,095単位
ニ	要介護4	1,188単位
ホ	要介護5	1,271単位
イ	ユニット型I型特別介護医療院サービス費	
イ	要介護1	774単位
ロ	要介護2	875単位
ハ	要介護3	1,095単位
ニ	要介護4	1,188単位
ホ	要介護5	1,271単位
イ	ユニット型II型特別介護医療院サービス費	
イ	ユニット型II型特別介護医療院サービス費	
イ	要介護1	783単位
ロ	要介護2	878単位
ハ	要介護3	1,084単位
ニ	要介護4	1,178単位
ホ	要介護5	1,251単位

ロ) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

a) 要介護1	800単位
b) 要介護2	896単位
c) 要介護3	1,104単位
d) 要介護4	1,191単位
e) 要介護5	1,278単位

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

6～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ソを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、住所が見込まれる者をその居宅において試行的に住所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な住所に係る初日及び最終日は算定せず。注9を算定している場合は算定しない。

11 (略)

12 3イ(1)から(4)までの注15、11(1)及び(2)の注12及び(1)から(4)までの注10に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)、(1)若しくは(2)、療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)若しくは(2)、療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)、療養型経過型介護療養施設サービス費(1)の療養型経過型介護療養施設サービス費(1)、療養型経過型介護療養施設サービス費(1)の療養型経過型介護療養施設サービス費(1)、診療所型介護療養施設サービス費(1)の診療所型介護療養施設サービス費(1)、(1)若しくは(2)、診療所型介護療養施設サービス費(1)の診療所型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1)を算定する。

13 (略)

ロ) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

a) 要介護1	783単位
b) 要介護2	878単位
c) 要介護3	1,084単位
d) 要介護4	1,178単位
e) 要介護5	1,261単位

注1～3 (略)

(新設)

(新設)

4～11 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ソを算定している場合は、算定しない。

7 (略)

8 入所者であって、住所が見込まれる者をその居宅において試行的に住所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な住所に係る初日及び最終日は算定せず。注7を算定している場合は算定しない。

9 (略)

10 3イ(1)から(4)までの注11、11(1)及び(2)の注8及び(1)から(4)までの注6に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)、(1)若しくは(2)、療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)、(1)若しくは(2)、療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)、療養型経過型介護療養施設サービス費(1)の療養型経過型介護療養施設サービス費(1)、療養型経過型介護療養施設サービス費(1)の療養型経過型介護療養施設サービス費(1)、診療所型介護療養施設サービス費(1)の診療所型介護療養施設サービス費(1)、(1)若しくは(2)、診療所型介護療養施設サービス費(1)の診療所型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)、認知症患者型介護療養施設サービス費(1)の認知症患者型介護療養施設サービス費(1)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1)を算定する。

11 (略)

11 (ハ)若しくは(ロ)又は(ニ)若しくは(ホ)を算定している介護医療院については、(イ、ウ、エ、オ)から(ロ)まで、(カ、キ)及び(ク)から(キ)までは算定しない。

ト (略)

チ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イから(ハ)までの注を算定している場合は、算定しない。

リ (略)

(削る)

ヌ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イから(ハ)までの注を算定している場合は、算定しない。

(削る)

ル 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イから(ハ)までの注を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

12 (ハ)若しくは(ロ)又は(ニ)若しくは(ホ)を算定している介護医療院については、(イ、ウ、エ、オ)から(ロ)まで、(カ、キ)及び(ク)は算定しない。

ト (略)

チ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

リ (略)

ヌ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ル 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ロ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

エ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(E) 400単位
- (2) 経口維持加算(E) 100単位

注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注 1又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)
(削る)

(削る)

ウ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔衛生管理加算(F) 90単位
- (2) 口腔衛生管理加算(F) 110単位

(削る)

(削る)

(削る)

カ～ネ (略)

ウ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(E) 400単位
- (2) 経口維持加算(E) 100単位

注 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注 3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する日から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

カ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

キ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じて対応すること。

タ～ラ (略)

(別表)

チ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 排せつ支援加算Ⅰ 10単位
- ② 排せつ支援加算Ⅱ 15単位
- ③ 排せつ支援加算Ⅲ 20単位

ク 自立支援促進加算

300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ク 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40単位
- ② 科学的介護推進体制加算Ⅱ 60単位

ケ 長期療養生活移行加算

60単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護医療院が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合にあっては、入所した日から起算して90日以内の期間に限り、長期療養生活移行加算として、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 療養病棟に1年以上入院していた者であること。
- ロ 介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設としての取組について説明を受けていること。

ク 移行定着支援加算

93単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、平成30年3月31日までの間、届出を行った日から起算して1年までの期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(附則第2条に規定する転換を行って開設した介護医療院であること又は同令附則第6条に規定する介護療養型老人保健施設が平成30年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部若しくは一部を廃止するとともに開設した介護医療院であること)。
- ② 転換を行って介護医療院を開設した等の行為地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。
- ③ 入所者及び家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

ク 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、介護医療院の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

キ 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 32単位
 - (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位
- (即ち)

コ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (即ち)
- (即ち)

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(新設)

キ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ)イ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅰ)ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

ク 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(当該日については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

コ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の）部改正
第四條 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のとおり改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後

<p>一五（略） 五の二 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法 イ・ロ（略） 八 指定地域密着型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、同表の下欄に掲げる員数の基準及び介護費に限定する。 （表略） 二（略） 六（略） 七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準並びに従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法 イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、同表の下欄に掲げる基準により算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める登録者の数の基準 厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法</p>	<p>施行規則第三十一條の五の規定に基づき、市町村長が提出した運営規程に定められている登録定員を超えること、指定地域密着型サービス又は介護給付費単位数を算定するに当たって、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。</p>
<p>ロ（略） 八（略） 一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに複合型サービス費の算定方法 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、同表の下欄に掲げる基準により算定する。 厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法</p>	<p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数の所定単位数に自分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。</p>

改 正 前

<p>一五（略） 五の二 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法 イ・ロ（略） 八 指定地域密着型介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、同表の下欄に掲げる員数の基準及び介護費に限定する。 （表略） 二（略） 六（略） 七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法 イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、同表の下欄に掲げる基準により算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める登録者の数の基準 厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法</p>	<p>施行規則第三十一條の四の規定に基づき、市町村長が提出した運営規程に定められている登録定員を超えること、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。</p>
<p>ロ（略） 八（略） 一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに複合型サービス費の算定方法 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、同表の下欄に掲げる基準により算定する。 厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法</p>	<p>厚生労働大臣が定める複合型サービス費の算定方法</p>	<p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数の所定単位数に自分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。</p>

密着型サービス型第百八十二条において準用する指定地域密着型サービス基準第八十二条第二項に規定する場合を除く。

定する。

ロ (略)

二 (略)

二十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定小規模多機能型居宅介護の合計数が次の表の上欄に掲げる基準に拠ける基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
施行規則第百四十一条の二十五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えないこと。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に自分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ (略)

二 (略)

二十一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所型サービス費の算定方法

イ 第一号通所事業の月平均の利用者の数、指定事業者が指定通所介護事業者の指定を受けて受け、かつ、第一号通所事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、第一号通所事業の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所型サービスに要する費用については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所型サービス費の算定方法
施行規則第百四十一条の六十三の五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えないこと。	介護保険法施行規則第百四十条の八の三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚労省令第百七十二号)別表単位数表の所定単位数に自分の七十を乗じて得た単位数を用いて、同表の例により算定する。

二十 (略)

二十一 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定小規模多機能型居宅介護の合計数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
施行規則第百四十条の十五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えないこと。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に自分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ (略)

二 (略)

(新設)

ロ 通所型サービス事業所の看護職口又は介護職口の員数が次の表の欄に掲げる口数の基準に該当する場合には、同表の下欄に掲げるところにより定める。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の口数の基準	厚生労働大臣が定める通所型サービス等の員数
介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四四号)第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第九十七条に定める員数を指し、(略)	介護保険法施行規則第四十条の十三の二、第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数去の所在単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、同表の欄により算定する。

第五條 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部(改正)

の1部を次のように改正する。

〔傍線部分は改正部分〕

改正 後

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 併設型短期入所生活介護又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第一項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十一条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ)を除く。以下同じ)である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

イ (略)

ア 〇から〇までの規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に就いて〇から〇までの規定に基つき算出される数に十分の八を乗じて得た数以上

イ 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を感知できる見守り機器(以下「見守り機器」という。)を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。

ロ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職口同士の連携促進が図られていること。

ハ 見守り機器及び情報通信機器(以下「見守り機器等」という。)を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職口その他の職種の間と共同して、当該委員会において必要な検討等を行うこと。

ニ 及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ロ 夜勤を行う職口による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該

該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

改正 前

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 併設型短期入所生活介護又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第一項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十一条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ)を除く。以下同じ)である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

イ (略)

(新設)

- (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
 - (3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備
 - (4) 見守り機器等の定期的な点検
 - (5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修
- 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、六十以下の場合は一以上、六十一以上の場合は、以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されていること。
- 二、三 (略)
- 二 (略)
- ハ 夜勤職員配置加算(イ)から(ロ)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- イ 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (略)
- ロ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(イ)又はロ(イ)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(イ)又はロ(イ)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
- イ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、イ(ロ)又はロ(ロ)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- ロ 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の数設置していること。
- イ 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検閲等が行われていること。
- ロ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、イ(イ)又はロ(イ)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数(ロ)又は(イ)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合においては、イ(イ)又はロ(イ)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数
- 一 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。
- 二 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。
- 三 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の間と共同して、当該委員会において必要な検閲等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
- (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保
- (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- (3) 見守り機器等の定期的な点検
- (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

- ハ 夜勤職員配置加算(イ)から(ロ)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- イ 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (一) (略)
- ロ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(イ)又はロ(イ)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(イ)又はロ(イ)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
- イ 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。
- (一) (新設)
- (二) (新設)
- ロ 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検閲等が行われていること。
- (一) (新設)
- (二) (新設)
- (三) (新設)

② 夜勤職員配置加算金を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に
関する基準

(一) (略)

① 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ②又はロ②に規定する夜勤を行う介護職
員又は看護職員の数に、を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれ
の場合、当該a又はbに定める数以上であること。

ロ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。イ②又はロ②に規定する夜勤を行
う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

① 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の十分の一以上の
数設置していること。

② 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検閲等が行
われていること。

③ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合。イ②又はロ②に規定する夜勤を行
う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数

① 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上
設置していること。

② 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器
を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

③ 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減
に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用する
ための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委
員会において必要な検閲等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

① 夜勤を行う職口による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当
該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保

② 夜勤を行う職口の負担の軽減及び勤務状況への配慮

③ 見守り機器等の定期的な点検

④ 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

(三) (略)

(四) (略)

三 認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認
知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービ
スの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条
第一項に規定する介護従業者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険
法（平成九年法律第九十一号）第八十条第一項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）
ごとに一以上であること。ただし、同令第九十一条ただし書の規定が適用される場合にお
いては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。

② 夜勤職員配置加算金を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に
関する基準

(一) (略)

① 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ②又はロ②に規定する夜勤を行う介護職
員又は看護職員の数に、を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれ
にも適合している場合は、イ②又はロ②に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員
の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用
者の数の百分の十五以上の数設置していること。

(新設)

(新設)

① 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検閲等が行
われていること

(新設)

(新設)

(新設)

(三) (略)

(四) (略)

三 認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認
知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービ
スの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条
第一項に規定する介護従業者をいう。）の数が、当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険
法（平成九年法律第九十一号）第八十条第一項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）
ごとに一以上であること。

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に關する基準

イ (略)

ロ (略)

ニ ユニツト型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に關する基準

ハ 夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(ロ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(イ)若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に關する基準

一 (略)

二 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次のロ又はロに掲げる場合は、当該ロ又はロに定める数以上であること。

- イ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
- ロ 見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の八以上の数設置していること。

- イ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数(第一号ロイ)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあつては、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数
- ロ 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。
- ハ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

ニ 見守り機器等を活用する際の安全管理体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に關する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の間と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

- 一 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保
- 二 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- 三 見守り機器等の定期的な点検
- 四 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に關する基準

イ (略)

ロ (略)

ニ ユニツト型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に關する基準

ハ 夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(ロ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(イ)若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に關する基準

一 (略)

二 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

- イ 入所者の動向を熟知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
- ロ (新設)
- ハ (新設)

ニ 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

- 一 (新設)
- 二 (新設)
- 三 (新設)

(四) (略)

(五) 夜勤職員配置加算出口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合は、当該イ又はロに定める数以上であること。

イ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数

ロ 見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の九以上の数設置していること。

イ 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検閲等が行われていること。

ロ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数

一 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。

二 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。

三 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の名を共同して、当該委員会において必要な検閲等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

一 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保

二 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

三 見守り機器等の定期的な点検

四 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

夜勤職員配置加算出口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

一 経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

(四) (略)

(五) 夜勤職員配置加算出口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

イ 入所者の勤向を熟知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。

(三) (新設)

(三) (新設)

イ 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検閲等が行われていること。

(三) (新設)

(三) (新設)

一 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保

二 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

三 見守り機器等の定期的な点検

四 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

夜勤職員配置加算出口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

一 ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

(五) (略)

五 指定介護福祉施設サービスの実施を行う職員の仕事条件に関する基準

イ (略)

ロ 夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(イ)若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの実施を行う職員の仕事条件に関する基準

条件に関する基準

一 (一) (略)
二 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次のロ又はロに掲げる場合は、当該ロ又はロに定める数以上であること。

ロ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
イ 見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の二分の一以上の数設置していること。

二 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

ロ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数(第一号ロイ)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場行にあつては、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数。

イ 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。

二 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うすべての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進を図られていること。

三 見守り機器等を併用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

四 夜勤を行う職員による出来への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保。

五 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮。

六 見守り機器等の定期的な点検。

七 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修。

八 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの実施を行う職員の仕事条件に関する基準
(一) (略)
二 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数。

五 指定介護福祉施設サービスの実施を行う職員の仕事条件に関する基準

イ (略)

ロ 夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(イ)若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの実施を行う職員の仕事条件に関する基準

条件に関する基準

一 (一) (略)
二 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

ロ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数
イ 見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の二分の一以上の数設置していること。

二 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

ロ 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数(第一号ロイ)の規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場行にあつては、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数。

イ 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。

二 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うすべての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進を図られていること。

三 見守り機器等を併用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

四 夜勤を行う職員による出来への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保。

五 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮。

六 見守り機器等の定期的な点検。

七 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修。

八 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの実施を行う職員の仕事条件に関する基準
(一) (略)
二 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に二を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロに規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

3～6 (略)

7 業務管理指導

350単位

注1 (略)

2 介護医療院において、入所者ごとの服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、地方の実施に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に、1月につき所定単位数に20単位を加算する。

3 (略)

8 医学情報提供

イ・ロ (略)

注1 イについては、併設型小規模介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第7項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下この号において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、診療所での診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合又は介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、病院での診療の必要を認め、病院に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

ロ (略)

9 理学療法（1回につき）

イ・ロ (略)

注1～5 (略)

6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、作業療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

10 作業療法（1回につき）

123単位

注1～5 (略)

6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

3～6 (略)

7 業務管理指導

350単位

注1 (略)

(新設)

2 (略)

8 医学情報提供

イ・ロ (略)

注1 イについては、併設型小規模介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第7項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下この号において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合又は介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 (略)

9 理学療法（1回につき）

イ・ロ (略)

注1～5 (略)

(新設)

10 作業療法（1回につき）

123単位

注1～5 (略)

(新設)

	改正後	改正前
<p>11 030年位 社1-3 (略)</p> <p>4 介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚労省令(第五十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注10から注13まで、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注7から注7まで及び2から5までの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及び2から5までの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注7、注7、注7及び2から5までの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの規定による費用の額)を差し引いた額)を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額を差し引いた額</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注2、注2、注2及びチまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合)にあつては、この規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合)にあつては、この規定による費用の額を差し引いた額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、注2及びチからヌまでの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイからチまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイからトまでの規定による加算に係る費用の額</p>	<p>11 030年位 社1-3 (略)</p> <p>4 介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚労省令(第五十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注10から注13まで、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注7から注7まで、ロ及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注7、二及びチの規定による加算に係る費用の額</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注2、注2、注2及びチまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、チ及びリの規定による加算に係る費用の額</p> <p>七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びリの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びリの規定による加算に係る費用の額</p>	<p>11 030年位 社1-3 (略)</p> <p>4 介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚労省令(第五十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注10から注13まで、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注7から注7まで、ロ及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注7、二及びチの規定による加算に係る費用の額</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注2、注2、注2及びチまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、チ及びリの規定による加算に係る費用の額</p> <p>七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びリの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びリの規定による加算に係る費用の額</p>
<p>12-17 (略)</p>	<p>12-17 (略)</p>	<p>12-17 (略)</p>

第七條 介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚労省令(第五十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注10から注13まで、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額

(傍線部分は改正部分)

八 指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイからホまでの注15、イ7、ロ8、ハ8、ニ8及びホ8に係る費用の額並びにイ7、イ8、ロ8、ハ8、ニ8及びホ8から前項まで、ニ7から前項まで及びホ8から前項までの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ7及びロ7の注13、イ6、ロ7、ハ5、ニ5、ホ5及びホ2に係る費用の額並びにイ7から前項まで、ロ8から前項まで、ハ8から前項まで、ニ8から前項まで及びホ8から前項までの規定による加算に係る費用の額

九 指定居室サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のトからリまでの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のニからハまでの規定による加算に係る費用の額

一 (略)

一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びにホ及びホ2から前項までの規定による加算又は減算に係る費用の額

二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注3から注6まで並びに二から八までの規定による加算又は減算に係る費用の額

三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注17並びに八からホまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びに八からホまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7から注9まで、リ、ヌ及びカからオまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイを算定している場合において、イ2の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又はイ及びロの注1を算定している場合）にあっては、これらの規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注1を算定している場合）を差し引いた額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7から注9まで、ハ及びヌからオまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイを算定している場合において、イ2の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又はイ及びロの注1を算定している場合）にあっては、これらの規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注1を算定している場合）を差し引いた額

一五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヌからカまでの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のルからロまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイからホまでの注15、イ7、ロ8、ハ8、ニ8及びホ8に係る費用の額並びにイ7、イ8、ロ8、ハ8、ニ8及びホ8から前項まで、ニ7から前項まで及びホ8から前項までの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ7及びロ7の注13、イ6、ロ7、ハ5、ニ5、ホ5及びホ2に係る費用の額並びにイ7から前項まで、ロ8から前項まで、ハ8から前項まで、ニ8から前項まで及びホ8から前項までの規定による加算に係る費用の額

九 指定居室サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のト及びチの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のニ及びホの規定による加算に係る費用の額

一 (略)

一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びにホ、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額

二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注3、ハ並びに二の規定による加算又は減算に係る費用の額

三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のハ及びロの規定による加算に係る費用の額

四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7、チ、リ、ヌ及びロの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイの注7、ホ、チ及びリを算定している場合において、イ2の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又はイ及びロの注1を算定している場合）にあっては、これらの規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注1を算定している場合）を差し引いた額

一五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヌ及びロの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のル及びヌの規定による加算に係る費用の額

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
愛媛県	六洲市	高山 平地、松木、東宇山、手成、戒川、穂積、豊茂、喜多山、今坊、備生及び出物	長滝、高保、高桑、豊岡、来本及び大野	徳島県	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新城市	手本
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊本県	山都町	井無田、大平、高月、柳野原、鶴ヶ田、仏原、安方、長崎橋、花上、下山、大尻口、上笠尾、正目、高畑、東野原、柳高辻、御勢、長谷、神の池、塩田町、方分野及び八木	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
静岡県	(略)	(略)	(略)	徳島県	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第九條 厚生労働大臣の定める利用若者が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第六十九号) 厚生労働大臣の定める利用若者が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第六十九号)を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

一 利用若者が選定する特別な居室等の提供に係る基準
イ、ハ (略)
ト その他
1 (略)
2 (略)
3 (略)
4 (略)
5 (略)
6 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第六十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注15、ニ(1)から(2)までの注16及びホ(1)から(3)までの注17、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス及びロの注19、介護保健施設サービス及びロの注19並びに注19並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注15、イ(1)から(3)までの注16、ロ(1)及びロの注17、ハ(1)及びロの注13、ハ(1)から(3)までの注15並びにハ(1)から(3)までの注19並びに介護医療院サービスのイ(1)から(3)までの注17及び

一 利用若者が選定する特別な居室等の提供に係る基準
イ、ハ (略)
ト その他
1 (略)
2 (略)
3 (略)
4 (略)
5 (略)
6 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第六十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注15、ニ(1)から(2)までの注16及びホ(1)から(3)までの注17、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス及びロの注19、介護保健施設サービス及びロの注19並びに注19並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注15、イ(1)から(3)までの注16、ロ(1)及びロの注17、ハ(1)及びロの注13、ハ(1)から(3)までの注15並びにハ(1)から(3)までの注19並びに介護医療院サービスのイ(1)から(3)までの注17及び

注10 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注15及び注19並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防施設入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防施設入所療養介護費のイ1及びロの注9、ロ1からロ4までの注9、ハ1及びロの注8、ニ1からロ4までの注9並びにホ1からロ4までの注9に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることとはできないものとする。

二（略）

（介護保険法第五十二条の三第 四項第一号及び第六十一条の三第 四項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき四百四十五円とする。

介護保険法（平成九年法律第二十 号）第五十 九条の 三第 四項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき四百四十五円とする。

第六十 九条の 三第 四項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき四百九十二円とする。

注11 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注15及び注19並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防施設入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防施設入所療養介護費のイ1及びロの注9、ロ1からロ4までの注9、ハ1及びロの注8、ニ1からロ4までの注9並びにホ1からロ4までの注9に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることとはできないものとする。

二（略）

（介護保険法第五十二条の三第 四項第一号及び第六十一条の三第 四項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき四百四十五円とする。

介護保険法（平成九年法律第二十 号）第五十 九条の 三第 四項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき四百九十二円とする。

第六十 九条の 三第 四項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき四百九十二円とする。

備考 この表において「ユニット型個室」とは、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表（以下、指定居室サービス介護給付費単位数表という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費、併設型ユニット型短期入所生活介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（併設型ユニット型短期入所療養介護費）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費に、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を併せて算入するものとされる。

備考 この表において「ユニット型個室」とは、指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表（以下、指定居室サービス介護給付費単位数表という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費（併設型ユニット型短期入所生活介護費）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（併設型ユニット型短期入所療養介護費）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費に、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を併せて算入するものとされる。

備考

備考

備考

備考

備考	改 正 後	備考	改 正 前
----	-------	----	-------

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

〔介護保険法施行法第十一 条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額〕(一部改正)

第十二条 介護保険法施行法第十一 条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百一十五号)の、部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	條
介護保険法施行法(平成九年法律第二十号)第十一 条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設(同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいふ)における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき千四百四十五円とする。	介護保険法施行法(平成九年法律第二十号)第十一 条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部(改正)	介護老人福祉施設(同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいふ)における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、日につき千四百四十五円とする。

〔介護保険法施行法第十一 条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部(改正)〕

第十三条 介護保険法施行法第十一 条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百一十五号)の、一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	條
備考 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一六一号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表)というように規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費若しくは経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費若しくは経過のユニット型介護給付費単位数表(以下、指定施設サービス費若しくは経過のユニット型介護給付費単位数表)というように規定するユニット型介護給付費単位数表をいう。	備考 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一六一号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表)というように規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費若しくは経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費若しくは経過のユニット型介護給付費単位数表(以下、指定施設サービス費若しくは経過のユニット型介護給付費単位数表)というように規定するユニット型介護給付費単位数表をいう。	備考 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一六一号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表)というように規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費若しくは経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費若しくは経過のユニット型介護給付費単位数表(以下、指定施設サービス費若しくは経過のユニット型介護給付費単位数表)というように規定するユニット型介護給付費単位数表をいう。
・四 (略)	・三・四 (略)	・三・四 (略)

第十四条 居住及び宿泊並びに食事に係る利用料等に関する指針の一部(改正)

第十四条 居住、滞在及び宿泊並びに食事に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	條
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 居住、滞在及び宿泊並びに食事に係る利用料	二 居住、滞在及び宿泊並びに食事に係る利用料	二 居住、滞在及び宿泊並びに食事に係る利用料
平 居住、滞在及び宿泊(以下「居住等」といふ)に係る利用料	平 居住、滞在及び宿泊(以下「居住等」といふ)に係る利用料	平 居住、滞在及び宿泊(以下「居住等」といふ)に係る利用料
山 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とする。	山 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とする。	山 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とする。
(一) ユニツトに属する居室、療養室及び病室(以下「居室等」といふ)。ユニツトに属さない居室等のうち定員が一人のもの(指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十七年厚生労働省告示第十九号)別表指定居室サービス介護給付費単位数表の	(一) ユニツトに属する居室、療養室及び病室(以下「居室等」といふ)。ユニツトに属さない居室等のうち定員が一人のもの(指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十七年厚生労働省告示第十九号)別表指定居室サービス介護給付費単位数表の	(一) ユニツトに属する居室、療養室及び病室(以下「居室等」といふ)。ユニツトに属さない居室等のうち定員が一人のもの(指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十七年厚生労働省告示第十九号)別表指定居室サービス介護給付費単位数表の

短期入所療養介護費のイ山から③までの注11、ロ山から⑤までの注10、二山から⑥までの注6及びホ山から⑦までの注10、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス及びロの注11並びに注12、介護療養施設サービス及びイ山から④までの注10及び注13、ロ山及びロの注13並びに注13、ハ山から③までの注7及び注8並びに介護医療院サービス及びロの注9から⑤までの注10及び注11並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ山及びロの注10、ロ山から⑤までの注9、ハ山及びロの注8、二山から③までの注4並びにホ山から⑥までの注8に定める者（以下「従来型個室は例対象者」という。）が利用、入所又は入院するものは除く）並びにユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る。）のうち定員が一人以下のもの、室料及び光熱水費に相当する額

- （五）（略）
- （六）（略）
- （七）（略）
- （八）（略）
- （九）（略）

第十五条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正
 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表	改正前	改正後
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表		
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護業務		
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護業務（1人1月につき）		
（1）訪問看護サービスを行う場合		
（イ） 要介護1	5,627単位	5,000単位
（ロ） 要介護2	10,108単位	10,138単位
（ハ） 要介護3	16,883単位	16,893単位
（ニ） 要介護4	21,357単位	21,293単位
（ホ） 要介護5	25,829単位	25,793単位
（2）訪問看護サービスを行う場合		
（イ） 要介護1	8,312単位	8,287単位
（ロ） 要介護2	12,985単位	12,946単位
（ハ） 要介護3	19,821単位	19,782単位
（ニ） 要介護4	24,474単位	24,361単位
（ホ） 要介護5	29,801単位	29,512単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護業務等（1月につき）

- (1) 要介護1 5,697単位
- (2) 要介護2 10,168単位
- (3) 要介護3 16,883単位
- (4) 要介護4 21,937単位
- (5) 要介護5 25,829単位

注1～14（略）

15～18（略）

ト 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 90単位
- (2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 120単位

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 750単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 640単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 350単位

(削る)

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

(削る)

(削る)

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護業務等（1月につき）

- (1) 要介護1 5,680単位
- (2) 要介護2 10,188単位
- (3) 要介護3 16,833単位
- (4) 要介護4 21,203単位
- (5) 要介護5 25,753単位

注1～14（略）

15～18（略）

(新設)

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算ⅠⅠ 640単位
- (2) サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 500単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ 350単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ 330単位

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成31年5月31日までの間（4）及び（5）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の330に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(削る)

(削る)

ス 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ (略)

ロ 夜間対応型訪問介護費Ⅲ 1日につき2,800単位

注1～2 (略)

3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。)又は随時訪問サービス(同項に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。)を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、特別地域夜間対応型訪問介護加算として、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ (略)

ロ 夜間対応型訪問介護費Ⅲ 1日につき2,700単位

注1～2 (略)

3 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス(指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。以下この注において同じ。)又は随時訪問サービス(同項に規定する随時訪問サービスをいう。以下この注において同じ。)を行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

(新設)

(新設)

④ 指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型サービス基準第14条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう)を越えて、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7・8 (略)

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

- ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位
- ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 1単位

(2) ロを算定している場合

- ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位
- ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

(1) イを算定している場合

- ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
- ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(削る)

(2) ロを算定している場合

- ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 154単位
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 126単位
- ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 42単位

(削る)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の100分の137に相当する単位数

(新設)

1・5 (略)

(新設)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1回につき、(3)及び(4)については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位
(新設)
- (新設)
- (新設)
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 19単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 126単位
(新設)
- (新設)
- (新設)
- (4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 84単位

三 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(1)及び(2)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の100分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ(イ)から(ロ)までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ(イ)から(ロ)までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(別添)

(別添)

48 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(イ)から(ロ)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(イ)から(ロ)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

一 要介護1	415単位
二 要介護2	476単位
三 要介護3	538単位
四 要介護4	599単位
五 要介護5	661単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	435単位
二 要介護2	499単位
三 要介護3	564単位
四 要介護4	627単位
五 要介護5	693単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	655単位
二 要介護2	723単位
三 要介護3	803単位
四 要介護4	1,010単位
五 要介護5	1,130単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	676単位
二 要介護2	748単位
三 要介護3	822単位
四 要介護4	1,045単位
五 要介護5	1,168単位

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ(イ)から(ロ)までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ(イ)から(ロ)までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(別添) 介護職員処遇改善加算Ⅲ(ロ)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(別添) 介護職員処遇改善加算Ⅳ(ロ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

49 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(イ)から(ロ)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(イ)から(ロ)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

一 要介護1	409単位
二 要介護2	469単位
三 要介護3	530単位
四 要介護4	589単位
五 要介護5	651単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	429単位
二 要介護2	491単位
三 要介護3	553単位
四 要介護4	617単位
五 要介護5	682単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	645単位
二 要介護2	701単位
三 要介護3	879単位
四 要介護4	995単位
五 要介護5	1,113単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	666単位
二 要介護2	726単位
三 要介護3	808単位
四 要介護4	1,029単位
五 要介護5	1,150単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 要介護1	750単位
ロ 要介護2	887単位
ハ 要介護3	1,028単位
ニ 要介護4	1,168単位
ホ 要介護5	1,308単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

イ 要介護1	780単位
ロ 要介護2	922単位
ハ 要介護3	1,063単位
ニ 要介護4	1,216単位
ホ 要介護5	1,360単位

ロ 療養通所介護費(1月につき) 12,691単位

(削る)
(削る)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)について、指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ 要介護1	789単位
ロ 要介護2	879単位
ハ 要介護3	1,012単位
ニ 要介護4	1,150単位
ホ 要介護5	1,288単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

イ 要介護1	768単位
ロ 要介護2	908単位
ハ 要介護3	1,032単位
ニ 要介護4	1,197単位
ホ 要介護5	1,339単位

ロ 療養通所介護費

(1) 所要時間8時間以上6時間未満の場合	1,012単位
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	1,519単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)について、指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第40条の9第1項に規定する療養通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

8 イについて、入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。また、指定療養通所介護事業所が提供する指定療養通所介護の算定月における提供回数について、利用者1人当たり平均回数が、月5回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 (略)

5 イについて、感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

6・7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

9 (略)

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 入浴介助加算Ⅰ 40単位
- ② 入浴介助加算Ⅱ 50単位

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき15単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の評価等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は除き3月に1回を限度として、1月につき、②③については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合、①は算定せず、②は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- ① 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位
- ② 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

(新設)

3 (略)

(新設)

1・5 (略)

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

9 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき15単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行っている場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、1日につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(イ)を算定している場合には、個別機能訓練加算(ロ)は算定しない。

- (1) 個別機能訓練加算(イ) 56単位
- (2) 個別機能訓練加算(ロ) 85単位
- (3) 個別機能訓練加算(甲) 20単位

14 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) A(1)維持等加算(1) 30単位
- (2) A(1)維持等加算(2) 60単位

15 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

16 (略)

17 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1日につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の各(注18において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。

18 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービ

11 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 個別機能訓練加算(1) 46単位
 - ロ 個別機能訓練加算(甲) 36単位
- (新設)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ A(1)維持等加算(1) 3単位
- ロ A(1)維持等加算(2) 6単位

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

14 (略)

(新設)

15 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービ

ス。という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

1) (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

4)・(5) (略)

19 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

- 1) 口腔・栄養スクリーニング加算(ア) 20単位
- 2) 口腔・栄養スクリーニング加算(イ) 5単位

20 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- 1) 口腔機能向上加算(ア) 150単位
- 2) 口腔機能向上加算(イ) 160単位

(例る)

(例る)

ス。という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

三・ホ (略)

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する日は、算定しない。

(新設)

(新設)

17 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

21 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

① 利用者ごとのA111値（A111の評価に基づき測定した値をいう。以下同じ）、全衰状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

② 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

22 (略)

23 利用者が一の指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護事業所が指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は、算定しない。

24 イについて、指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1月につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

25 イについて、利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。

18 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、当該基準による送迎を行った場合は、個別送迎体制強化加算として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

19 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、当該基準による入浴介助を行った場合は、入浴介助体制強化加算として、1月につき60単位を所定単位数に加算する。

(新設)

20 (略)

(新設)

21 指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1月につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

22 利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事

業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、介について1回につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

一 サービス提供体制強化加算Ⅰ	32単位
二 サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
三 サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

(前条)

(前条)

(2) ロを算定している場合

一 サービス提供体制強化加算Ⅰロ	48単位
二 サービス提供体制強化加算Ⅱロ	24単位

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(前条)

(前条)

ホ (略)

5 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(1)

(1) 認知症対応型通所介護費(1)

一 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護1	542単位
b 要介護2	596単位
c 要介護3	652単位
d 要介護4	707単位
e 要介護5	761単位

二 所要時間4時間以上5時間未満の場合

a 要介護1	568単位
b 要介護2	625単位
c 要介護3	683単位
d 要介護4	740単位
e 要介護5	797単位

三 所要時間5時間以上6時間未満の場合

a 要介護1	836単位
b 要介護2	948単位

業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、ロ回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注 サービス提供体制強化加算Ⅰイ

18単位

(新設)

(新設)

(新設)

注 サービス提供体制強化加算Ⅰロ

12単位

注 サービス提供体制強化加算Ⅱ

6単位

注 サービス提供体制強化加算Ⅲ

6単位

(新設)

(新設)

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

注 サービス提供体制強化加算Ⅰイ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

注 サービス提供体制強化加算Ⅰロ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ (略)

5 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(1)

(1) 認知症対応型通所介護費(1)

一 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護1	540単位
b 要介護2	591単位
c 要介護3	650単位
d 要介護4	705単位
e 要介護5	759単位

二 所要時間4時間以上5時間未満の場合

a 要介護1	566単位
b 要介護2	623単位
c 要介護3	681単位
d 要介護4	738単位
e 要介護5	795単位

三 所要時間5時間以上6時間未満の場合

a 要介護1	853単位
b 要介護2	945単位

イ	相介護Ⅰ	1,039単位
ロ	相介護Ⅱ	1,180単位
ハ	相介護Ⅲ	1,325単位
④ 所要時間Ⅱ時間以上Ⅲ時間未満の場合		
イ	相介護Ⅰ	979単位
ロ	相介護Ⅱ	972単位
ハ	相介護Ⅲ	1,064単位
ニ	相介護Ⅰ	1,159単位
ホ	相介護Ⅱ	1,234単位
⑤ 所要時間Ⅲ時間以上Ⅳ時間未満の場合		
イ	相介護Ⅰ	984単位
ロ	相介護Ⅱ	1,100単位
ハ	相介護Ⅲ	1,208単位
ニ	相介護Ⅰ	1,315単位
ホ	相介護Ⅱ	1,421単位
⑥ 所要時間Ⅳ時間以上Ⅴ時間未満の場合		
イ	相介護Ⅰ	1,024単位
ロ	相介護Ⅱ	1,156単位
ハ	相介護Ⅲ	1,240単位
ニ	相介護Ⅰ	1,370単位
ホ	相介護Ⅱ	1,480単位
⑦ 認知症対応型通所介護費Ⅱ		
一 所要時間Ⅱ時間以上Ⅲ時間未満の場合		
イ	相介護Ⅰ	900単位
ロ	相介護Ⅱ	940単位
ハ	相介護Ⅲ	984単位
ニ	相介護Ⅰ	994単位
ホ	相介護Ⅱ	997単位
二 所要時間Ⅲ時間以上Ⅳ時間未満の場合		
イ	相介護Ⅰ	924単位
ロ	相介護Ⅱ	965単位
ハ	相介護Ⅲ	977単位
ニ	相介護Ⅰ	989単位
ホ	相介護Ⅱ	994単位
三 所要時間Ⅳ時間以上Ⅴ時間未満の場合		
イ	相介護Ⅰ	780単位
ロ	相介護Ⅱ	850単位
ハ	相介護Ⅲ	924単位
ニ	相介護Ⅰ	1,014単位
ホ	相介護Ⅱ	1,097単位

イ	要介護Ⅰ	1,035単位
ロ	要介護Ⅱ	1,177単位
ハ	要介護Ⅲ	1,319単位
④ 所要時間Ⅱ時間以上Ⅲ時間未満の場合		
イ	要介護Ⅰ	976単位
ロ	要介護Ⅱ	969単位
ハ	要介護Ⅲ	1,061単位
ニ	要介護Ⅰ	1,136単位
ホ	要介護Ⅱ	1,250単位
⑤ 所要時間Ⅲ時間以上Ⅳ時間未満の場合		
イ	要介護Ⅰ	981単位
ロ	要介護Ⅱ	1,097単位
ハ	要介護Ⅲ	1,204単位
ニ	要介護Ⅰ	1,312単位
ホ	要介護Ⅱ	1,420単位
⑥ 所要時間Ⅳ時間以上Ⅴ時間未満の場合		
イ	要介護Ⅰ	1,021単位
ロ	要介護Ⅱ	1,136単位
ハ	要介護Ⅲ	1,222単位
ニ	要介護Ⅰ	1,355単位
ホ	要介護Ⅱ	1,465単位
⑦ 認知症対応型通所介護費Ⅱ		
一 所要時間Ⅱ時間以上Ⅲ時間未満の場合		
イ	要介護Ⅰ	880単位
ロ	要介護Ⅱ	928単位
ハ	要介護Ⅲ	980単位
ニ	要介護Ⅰ	996単位
ホ	要介護Ⅱ	985単位
二 所要時間Ⅲ時間以上Ⅳ時間未満の場合		
イ	要介護Ⅰ	912単位
ロ	要介護Ⅱ	961単位
ハ	要介護Ⅲ	975単位
ニ	要介護Ⅰ	985単位
ホ	要介護Ⅱ	977単位
三 所要時間Ⅳ時間以上Ⅴ時間未満の場合		
イ	要介護Ⅰ	787単位
ロ	要介護Ⅱ	859単位
ハ	要介護Ⅲ	931単位
ニ	要介護Ⅰ	1,011単位
ホ	要介護Ⅱ	1,094単位

① 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- イ 要介護1 784単位
- ロ 要介護2 871単位
- ハ 要介護3 959単位
- ニ 要介護4 1,046単位
- ホ 要介護5 1,135単位

② 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- イ 要介護1 892単位
- ロ 要介護2 979単位
- ハ 要介護3 1,066単位
- ニ 要介護4 1,154単位
- ホ 要介護5 1,242単位

③ 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- イ 要介護1 1,020単位
- ロ 要介護2 1,107単位
- ハ 要介護3 1,194単位
- ニ 要介護4 1,281単位
- ホ 要介護5 1,369単位

④ 認知症対応型通所介護費(山)

(1) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- イ 要介護1 266単位
- ロ 要介護2 278単位
- ハ 要介護3 285単位
- ニ 要介護4 292単位
- ホ 要介護5 304単位

(2) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- イ 要介護1 279単位
- ロ 要介護2 290単位
- ハ 要介護3 298単位
- ニ 要介護4 309単位
- ホ 要介護5 318単位

(3) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- イ 要介護1 314単位
- ロ 要介護2 326単位
- ハ 要介護3 334単位
- ニ 要介護4 342単位
- ホ 要介護5 350単位

(4) 所要時間9時間以上7時間未満の場合

- イ 要介護1 368単位
- ロ 要介護2 371単位
- ハ 要介護3 384単位
- ニ 要介護4 395単位
- ホ 要介護5 404単位

① 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- イ 要介護1 784単位
- ロ 要介護2 871単位
- ハ 要介護3 959単位
- ニ 要介護4 1,047単位
- ホ 要介護5 1,132単位

② 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- イ 要介護1 880単位
- ロ 要介護2 964単位
- ハ 要介護3 1,051単位
- ニ 要介護4 1,137単位
- ホ 要介護5 1,223単位

③ 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- イ 要介護1 1,017単位
- ロ 要介護2 1,103単位
- ハ 要介護3 1,189単位
- ニ 要介護4 1,275単位
- ホ 要介護5 1,361単位

④ 認知症対応型通所介護費(山)

(1) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- イ 要介護1 265単位
- ロ 要介護2 275単位
- ハ 要介護3 281単位
- ニ 要介護4 291単位
- ホ 要介護5 301単位

(2) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- イ 要介護1 277単位
- ロ 要介護2 288単位
- ハ 要介護3 297単位
- ニ 要介護4 307単位
- ホ 要介護5 317単位

(3) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- イ 要介護1 318単位
- ロ 要介護2 328単位
- ハ 要介護3 337単位
- ニ 要介護4 347単位
- ホ 要介護5 357単位

(4) 所要時間9時間以上7時間未満の場合

- イ 要介護1 372単位
- ロ 要介護2 375単位
- ハ 要介護3 387単位
- ニ 要介護4 398単位
- ホ 要介護5 408単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ) 要介護1	532単位
ロ) 要介護2	541単位
ハ) 要介護3	559単位
ニ) 要介護4	577単位
ホ) 要介護5	597単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

イ) 要介護1	539単位
ロ) 要介護2	558単位
ハ) 要介護3	577単位
ニ) 要介護4	596単位
ホ) 要介護5	617単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第43条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第43条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に費した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内（限り）、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内（限り）、引き続き加算することができる。

4 (略)

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する従業者又は指定地域密着型サービス基準第43条第1項に規定する従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第44条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

イ) 要介護1	520単位
ロ) 要介護2	539単位
ハ) 要介護3	557単位
ニ) 要介護4	575単位
ホ) 要介護5	595単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

イ) 要介護1	537単位
ロ) 要介護2	556単位
ハ) 要介護3	575単位
ニ) 要介護4	594単位
ホ) 要介護5	615単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第43条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第43条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 入浴介助加算Ⅰ 40単位
- ② 入浴介助加算Ⅱ 56単位

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については、利用者の特性照会等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3日に1回を限度として、1日につき、②については1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、①は算定せず、②は1日につき100単位を所定単位数に加算する。

- ① 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位
- ② 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

8 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算Ⅰとして、1日につき27単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算Ⅱを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱとして、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① AⅠⅠ維持等加算Ⅰ 30単位
- ② AⅠⅠ維持等加算Ⅱ 60単位

1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

（新設）
（新設）

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1日につき100単位を所定単位数に加算する。

（新設）
（新設）

6 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

（新設）

10 (略)

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注1において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応すること。

③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

④ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

① (略)

② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

④～⑤ (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

① 口腔・栄養スクリーニング加算(ア) 20単位

② 口腔・栄養スクリーニング加算(イ) 5単位

7 (略)

(新設)

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

① 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

② 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

③～⑤ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

① 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位

② 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位

（附る）

（附る）

（附る）

（附る）

（附る）

15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働者に提出していること。

② 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

16～18 （略）

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

（新設）

（新設）

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

（新設）

11～13 （略）

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、

1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年8月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 介 (削る)
- (5) 介 (削る)

ホ (略)

イ 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

- ㊦ 要介護1 10,423単位
- ㊧ 要介護2 15,318単位
- ㊨ 要介護3 22,283単位
- ㊩ 要介護4 24,593単位
- ㊪ 要介護5 27,117単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- ㊦ 要介護1 9,391単位
- ㊧ 要介護2 13,802単位
- ㊨ 要介護3 20,076単位
- ㊩ 要介護4 22,158単位
- ㊪ 要介護5 24,183単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 570単位
- (2) 要介護2 638単位
- (3) 要介護3 707単位
- (4) 要介護4 774単位
- (5) 要介護5 840単位

1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 1. サービス提供体制強化加算Ⅰ) 18単位
- 2. サービス提供体制強化加算Ⅱ) 18単位
- 3. サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（4月以降については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ (略)

イ 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

- ㊦ 要介護1 10,364単位
- ㊧ 要介護2 15,235単位
- ㊨ 要介護3 22,137単位
- ㊩ 要介護4 24,454単位
- ㊪ 要介護5 26,964単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- ㊦ 要介護1 9,338単位
- ㊧ 要介護2 13,724単位
- ㊨ 要介護3 19,865単位
- ㊩ 要介護4 22,033単位
- ㊪ 要介護5 24,295単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 567単位
- (2) 要介護2 624単位
- (3) 要介護3 703単位
- (4) 要介護4 770単位
- (5) 要介護5 835単位

注1～6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1月につき、ロについては1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

注 ロについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に對し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

ハ～ヌ (略)

ホ 生活機能向上連携加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)について、介護支援専門員(指定地域密着型サービス基準第63条第10項に規定する介護支援専門員をいう。注2において同じ。)が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

ク 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

注1～11 (略) (新設)

(新設)

7 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

ホ～リ (略)

ヌ 生活機能向上連携加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)について、介護支援専門員(指定地域密着型サービス基準第63条第10項に規定する介護支援専門員をいう。注2において同じ。)が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。この注及び注2において同じ。)を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

ル 栄養スクリーニング加算 5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ロ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのA(1)①補、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算(1) 750単位
 - ロ サービス提供体制強化加算(2) 840単位
 - ハ サービス提供体制強化加算(3) 350単位
- (削る)
- (2) ロを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算(1) 25単位
 - ロ サービス提供体制強化加算(2) 21単位
 - ハ サービス提供体制強化加算(3) 12単位
- (削る)

キ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからロまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(2) イからロまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(3) イからロまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (削る)
- (削る)

(新設)

ク サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算(1) 640単位
 - ロ サービス提供体制強化加算(2) 500単位
 - ハ サービス提供体制強化加算(3) 350単位
 - ニ サービス提供体制強化加算(4) 350単位
- (2) ロを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算(1) 21単位
 - ロ サービス提供体制強化加算(2) 16単位
 - ハ サービス提供体制強化加算(3) 12単位
 - ニ サービス提供体制強化加算(4) 12単位

ク 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(1)及び(2)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからロまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(2) イからロまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(3) イからロまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(4) (2)により算定した単位数の100分の330に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(5) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数)
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(イからカまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数)

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1) 認知症対応型共同生活介護費Ⅰ

- イ 要介護1 764単位
- ロ 要介護2 800単位
- ハ 要介護3 823単位
- ニ 要介護4 840単位
- ホ 要介護5 858単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

- イ 要介護1 752単位
- ロ 要介護2 787単位
- ハ 要介護3 811単位
- ニ 要介護4 827単位
- ホ 要介護5 844単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ

- イ 要介護1 792単位
- ロ 要介護2 828単位
- ハ 要介護3 853単位
- ニ 要介護4 869単位
- ホ 要介護5 886単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

- イ 要介護1 780単位
- ロ 要介護2 816単位
- ハ 要介護3 840単位
- ニ 要介護4 857単位
- ホ 要介護5 873単位

注1-3 (略)

3 この項及びロ2については、共同生活世帯の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合(指定地域密着型サービス基準第90条第1項ただし書に規定する場合に限る)に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定する。

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(イからロまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数)
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(イからロまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数)

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1) 認知症対応型共同生活介護費Ⅰ

- イ 要介護1 761単位
- ロ 要介護2 797単位
- ハ 要介護3 820単位
- ニ 要介護4 837単位
- ホ 要介護5 854単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

- イ 要介護1 749単位
- ロ 要介護2 784単位
- ハ 要介護3 808単位
- ニ 要介護4 824単位
- ホ 要介護5 840単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ

- イ 要介護1 789単位
- ロ 要介護2 825単位
- ハ 要介護3 849単位
- ニ 要介護4 865単位
- ホ 要介護5 882単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

- イ 要介護1 777単位
- ロ 要介護2 813単位
- ハ 要介護3 837単位
- ニ 要介護4 853単位
- ホ 要介護5 869単位

注1-3 (略)

(別設)

4 (略)

5 日について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ハ～カ (略)

ト 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算(1) 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算(2) 200単位

注1 (1)について、計画作成担当者(指定地域密着型サービス基準第90条第5項に規定する計画作成担当者という。注2において同じ。)が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画(指定地域密着型サービス基準第98条第1項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1日につき所定単位数を加算する。ただし、注1を算定している場合には算定しない。

3 (略)

1 日について、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注1を算定している場合は、算定しない。

6 (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以下180日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ハ～カ (略)

ト 生活機能向上連携加算

200単位

- (新設)
- (新設)
- (新設)

注 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者(指定地域密着型サービス基準第90条第5項に規定する計画作成担当者という。注1において同じ。)が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画(指定地域密着型サービス基準第90条第5項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下この注において同じ。)を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1日につき所定単位数を加算する。

チ 栄養管理体制加算 30単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士（当該事業所の従業員以外の管理栄養士を含む）が、従業員に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

リ (略)

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 利用者ごとのADL評価、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適宜かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

エ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(イ) 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算(ロ) 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算(ハ) 6単位
- (削る)

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(イ) イからロまでに算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(新設)

エ (略)

リ 栄養スクリーニング加算 5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む）を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(新設)

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(イ) 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(ロ) 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(ハ) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(ニ) 6単位

ヒ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(イ) イからヌまでに算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(別表)

(別表)

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

6. 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	543単位
(2) 要介護2	609単位
(3) 要介護3	679単位
(4) 要介護4	744単位
(5) 要介護5	813単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	512単位
(2) 要介護2	609単位
(3) 要介護3	679単位
(4) 要介護4	744単位
(5) 要介護5	813単位

注1～3（略）

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、ロを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1) 入居継続支援加算Ⅰ 36単位

2) 入居継続支援加算Ⅱ 22単位

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3. 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

6. 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	535単位
(2) 要介護2	601単位
(3) 要介護3	670単位
(4) 要介護4	734単位
(5) 要介護5	802単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	535単位
(2) 要介護2	601単位
(3) 要介護3	670単位
(4) 要介護4	734単位
(5) 要介護5	802単位

注1～3（略）

4 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、ロを算定している場合においては、算定しない。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の1以上であること。

(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法（地域密着型サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。）で、利用者の数がロ又はその端数を増すごとに1以上であること。

(創設)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、②については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注6を算定している場合は、①は算定せず、②は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

- ① 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位
- ② 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

6 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算Ⅰとして、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合であつて、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たつて、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱとして、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① ADL維持等加算Ⅰ 30単位
- ② ADL維持等加算Ⅱ 60単位

8～11 (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ハ (略)

③ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第9号に規定する基準に該当してないこと。

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)
(新設)

6 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

7～10 (略)

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合には、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ハ (略)

三 看取り介護加算

注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ロ イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅱ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき614単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ニ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのA・D・L値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画(指定地域密着型サービス基準第119条第1項に規定する地域密着型特定施設サービス計画をいう。)を見直すなど、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位
- (前条)

三 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算として、死亡日以前45日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

ホ (略)

(新設)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) 6単位

子 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
（閉る）
（開る）

リ 介護職員等特定処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費

イ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費Ⅰ（1日につき）	
イ 要介護1	582単位
ロ 要介護2	651単位
ハ 要介護3	722単位
ニ 要介護4	792単位
ホ 要介護5	860単位

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費Ⅱ（1日につき）	
イ 要介護1	582単位
ロ 要介護2	651単位
ハ 要介護3	722単位
ニ 要介護4	792単位
ホ 要介護5	860単位

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費Ⅰ（1日につき）	
イ 要介護1	661単位
ロ 要介護2	730単位

下 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（4）及び（5）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ ホにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 介護職員等特定処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費

イ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費Ⅰ（1日につき）	
イ 要介護1	567単位
ロ 要介護2	636単位
ハ 要介護3	706単位
ニ 要介護4	776単位
ホ 要介護5	843単位

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費Ⅱ（1日につき）	
イ 要介護1	567単位
ロ 要介護2	636単位
ハ 要介護3	706単位
ニ 要介護4	776単位
ホ 要介護5	843単位

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費Ⅰ（1日につき）	
イ 要介護1	646単位
ロ 要介護2	714単位

① 要介護3	809単位
② 要介護4	874単位
③ 要介護5	942単位
② 経過のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
一 要介護1	661単位
二 要介護2	730単位
三 要介護3	803単位
④ 要介護4	874単位
⑤ 要介護5	942単位
イ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
① 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)	
一 要介護1	676単位
二 要介護2	742単位
三 要介護3	812単位
④ 要介護4	878単位
⑤ 要介護5	943単位
② 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
一 要介護1	676単位
二 要介護2	742単位
三 要介護3	812単位
④ 要介護4	878単位
⑤ 要介護5	943単位
ニ 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
① 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)	
一 要介護1	748単位
二 要介護2	813単位
三 要介護3	885単位
④ 要介護4	952単位
⑤ 要介護5	1,016単位
② 経過のユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
一 要介護1	748単位
二 要介護2	813単位
三 要介護3	885単位
④ 要介護4	952単位
⑤ 要介護5	1,016単位
注1-1 (略)	
⑤ 別は厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施施設として、1日につき3単位を所定単位数から減算する。	
⑥ 乗込客別について、別は厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。	
7~10 (略)	

③ 要介護3	787単位
④ 要介護4	857単位
⑤ 要介護5	925単位
② ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
一 要介護1	646単位
二 要介護2	714単位
三 要介護3	787単位
④ 要介護4	857単位
⑤ 要介護5	925単位
イ 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
① 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)	
一 要介護1	661単位
二 要介護2	726単位
三 要介護3	796単位
④ 要介護4	861単位
⑤ 要介護5	926単位
② 経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
一 要介護1	661単位
二 要介護2	726単位
三 要介護3	796単位
④ 要介護4	861単位
⑤ 要介護5	926単位
ニ ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
① ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1)	
一 要介護1	739単位
二 要介護2	797単位
三 要介護3	862単位
④ 要介護4	934単位
⑤ 要介護5	998単位
② ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
一 要介護1	732単位
二 要介護2	797単位
三 要介護3	868単位
④ 要介護4	934単位
⑤ 要介護5	998単位
注1-1 (略)	
(新設)	
(新設)	
⑤~⑧ (略)	

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3日に1回を限度として、1月につき、2については1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注19を算定している場合、1)は算定せず、2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

- 1) 生活機能向上連携加算I 100単位
- 2) 生活機能向上連携加算II 200単位

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算IIとして、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算IIを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適期かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算IIIとして、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 1) ADL維持等加算I 30単位
- 2) ADL維持等加算II 60単位

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ナを算定している場合は、算定しない。

15～18 (略)

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき500単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20～21 (略)

ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ナを算定している場合は、算定しない。

12～15 (略)

16 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき500単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17～18 (略)

ホ (略)

ウ 再入所特養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6を算定している場合は、算定しない。

ト (略)
(削る)

チ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6を算定している場合は、算定しない。

(削る)

リ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ウ 再入所特養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イを算定していない場合は、算定しない。

ト (略)

チ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

リ 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヌ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

ヌ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

(削る)

ル 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算Ⅰ 90単位

(2) 口腔衛生管理加算Ⅱ 110単位

(削る)

(削る)

(削る)

ロ・リ (略)

ル 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヲ 口腔衛生管理体制加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ヲ 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応すること。

カ・キ (略)

カ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(イ)として、死亡日以前31日以上15日以下については1日につき72単位を、死亡日以前1日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき880単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(ロ)として、死亡日以前31日以上15日以下については1日につき72単位を、死亡日以前1日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,680単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算(イ)を算定している場合は、算定しない。

ク シツ (略)

ネ 褥瘡マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 褥瘡マネジメント加算(イ) 3単位
- (2) 褥瘡マネジメント加算(ロ) 13単位

ナ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算(イ) 10単位
- (2) 排せつ支援加算(ロ) 15単位
- (3) 排せつ支援加算(ハ) 20単位

ヤ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ク 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(イ)として、死亡日以前1日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(ロ)として、死亡日以前31日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,680単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算(イ)を算定している場合は、算定しない。

レ シ (略)

コ 褥瘡マネジメント加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ク 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入所者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定地域密着型介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づき支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

△ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40単位
- (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位

□ 安全対策体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

□ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 19単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 11単位

(別表)

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(別表)

(別表)

□ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

(新設)

(新設)

□ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ 11単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

□ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成23年3月31日までの間（及びびりについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- 注1 介護職員処遇改善加算Ⅱ ①により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 注2 介護職員処遇改善加算Ⅲ ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

□ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(イ)から(エ)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(ロ)から(エ)までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

7. 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1日につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

イ 要介護1	12,138単位
ロ 要介護2	17,403単位
ハ 要介護3	24,464単位
ニ 要介護4	27,747単位
ホ 要介護5	31,336単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

イ 要介護1	11,206単位
ロ 要介護2	15,680単位
ハ 要介護3	22,042単位
ニ 要介護4	25,000単位
ホ 要介護5	28,278単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	570単位
(2) 要介護2	637単位
(3) 要介護3	705単位
(4) 要介護4	772単位
(5) 要介護5	838単位

注1-3（略）

4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、注11における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

11 イについては、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(イ)から(エ)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(ロ)から(エ)までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

8. 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1日につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

イ 要介護1	12,101単位
ロ 要介護2	17,352単位
ハ 要介護3	24,392単位
ニ 要介護4	27,665単位
ホ 要介護5	31,293単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

イ 要介護1	11,173単位
ロ 要介護2	15,631単位
ハ 要介護3	21,977単位
ニ 要介護4	24,926単位
ホ 要介護5	28,195単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	568単位
(2) 要介護2	635単位
(3) 要介護3	703単位
(4) 要介護4	770単位
(5) 要介護5	836単位

注1-3（略）

4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、注11における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

（新設）

7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1月につき、ロについては1月につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8～13 （略）

ハ・ニ （略）

ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

注 1イについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

イ> （略）

ト 栄養アセスメント加算 50単位

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した月の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（千において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。

チ 栄養改善加算 300単位

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

（新設）

8～11 （略）

ハ・ニ （略）

（新設）

ホ （略）

（新設）

（新設）

(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。

リ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合には、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位

ヌ 口腔機能向上加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位

(2) 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位

ル～レ (略)

ソ 施設マネジメント加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届けた指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの施設管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算す

ハ 栄養スクリーニング加算

5単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

ト～リ (略)

(新設)

る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 標榜マネジメント加算Ⅰ 9単位
- (2) 標榜マネジメント加算Ⅱ 13単位

イ 排せつ支援加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算Ⅰ 10単位
- (2) 排せつ支援加算Ⅱ 15単位
- (3) 排せつ支援加算Ⅲ 20単位

ネ 科学的介護推進体制加算

注 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第179条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう。）を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、別に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

セ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 750単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 640単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 350単位
- (2) ロを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 35単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 21単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 12単位

(新設)

(新設)

カ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ 640単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅰロ 500単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ 350単位
 - ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ 350単位
- (2) ロを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ 21単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅰロ 16単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
 - ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ 12単位

ラ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの期間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからオまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからオまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからオまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (附る)
(附る)

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからオまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからオまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(注) 介護予防サービス提供を受ける要介護者の数の算定に当たっては、(略)

第十四条 介護予防サービス提供を受ける要介護者の数の算定に当たっては、(略)

(略) (略)

改	正	案
別表		
指定介護予防サービス介護給付費単位数表		
1 介護予防訪問入浴介護費		
イ 介護予防訪問入浴介護費		※28単位
注1・2 (略)		
3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であり、当該利用者の希望により清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。		
4~8 (略)		
1) 初回加算		200単位
注 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。		

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成29年3月31日までの期間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからオまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからオまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからオまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからオまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからオまでにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

改	正	案
別表		
指定介護予防サービス介護給付費単位数表		
1 介護予防訪問入浴介護費		
イ 介護予防訪問入浴介護費		※28単位
注1・2 (略)		
3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であり、当該利用者の希望により清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう)を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。		
4~8 (略)		
(新設)		

六 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

三 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 44単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 36単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 12単位

五 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市の市長（以下同じ。）の登録を受けたものに限る。以下同じ。）に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからロまでにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
(甲) 〃
(乙) 〃

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

（新設）

四 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 46単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 24単位

六 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市の市長（以下同じ。）の登録を受けたものに限る。以下同じ。）に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（4月28日については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ及びロにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
(1) 介護職員処遇改善加算Ⅲイ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅲロ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 302単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 450単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 792単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,087単位
- (5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上による訪問の場合（1回につき） 283単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 255単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 381単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 562単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 812単位

注1 通院が困難な利用者（本則の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一「医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導料をいう。）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあつては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービス基準第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ1又はロ1の単位数については、指定介護予防訪問看護を2時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であつて、介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画をさす。以下同じ。）又は介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この節において「理学療法士等」という。）が指定介護予防訪問看護を行った場合は、イの同の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 301単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 449単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 790単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,084単位
- (5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上による訪問の場合（1回につき） 287単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間20分未満の場合 254単位
- (2) 所要時間30分未満の場合 380単位
- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 559単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 810単位

注1 通院が困難な利用者（本則の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一「医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導料をいう。）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあつては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービス基準第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ1又はロ1の単位数については、指定介護予防訪問看護を2時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であつて、介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画をさす。以下同じ。）又は介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この節において「理学療法士等」という。）が指定介護予防訪問看護を行った場合は、イの同の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

9～12 (略)

13 イ5について、利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

ハ・ニ (略)

ホ 看護体制強化加算 100単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1日につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I) 6単位

(2) サービス提供体制強化加算(II) 3単位

3 介護予防訪問リハビリテーション費

イ 介護予防訪問リハビリテーション費 (1回につき) 307単位

注1～6 (略)

(削る)

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき30単位を所定単位数から減算する。

10 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

ロ (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数

13～16 (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

ホ 看護体制強化加算 300単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1日につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算 6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 介護予防訪問リハビリテーション費

イ 介護予防訪問リハビリテーション費 (1回につき) 292単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、1日につき300単位を所定単位数に加算する。

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。

(新設)

ロ (略)

ハ サービス提供体制強化加算

6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、論じ掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(1) 5単位
- (2) サービス提供体制強化加算(2) 3単位

4. 介護予防居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 介護予防居宅療養管理指導費(イ)

- イ 甲 建物居住者1人に対して行う場合 514単位
- ロ 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位
- ハ (イ)及び(ロ)以外の場合 445単位

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(ロ)

- イ 甲 建物居住者1人に対して行う場合 298単位
- ロ 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 286単位
- ハ (イ)及び(ロ)以外の場合 259単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注5までにおいて同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、甲 建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

3～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 440単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注5までにおいて同じ。）の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

3～4 (略)

3～4 (略)

（新設）

（新設）

4. 介護予防居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 介護予防居宅療養管理指導費(イ)

- イ 甲 建物居住者1人に対して行う場合 509単位
- ロ 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位
- ハ (イ)及び(ロ)以外の場合 444単位

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(ロ)

- イ 甲 建物居住者1人に対して行う場合 295単位
- ロ 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 285単位
- ハ (イ)及び(ロ)以外の場合 261単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、甲 建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

3～5 (略)

3～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 444単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

3～4 (略)

3～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 565単位
- ロ 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 416単位
- ハ 乙及びロ以外の場合 379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- イ 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位
- ロ 乙 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378単位
- ハ 丙 甲及びロ以外の場合 341単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注4から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従ひ、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であつて、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同目に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

3 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- イ 単一建物居住者1人に対して行う場合 560単位
- ロ 甲 建物居住者2人以上9人以上に対して行う場合 415単位
- ハ 乙 丙及びロ以外の場合 379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- イ 甲 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
- ロ 乙 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位
- ハ 丙 甲及びロ以外の場合 345単位

注1 在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従ひ、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

(新設)

2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

④ 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3を算定している場合は、算定しない。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 介護予防居宅療養管理指導費(1)

- ① 単一建物居住者1人に対して行う場合 544単位
- ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位
- ③ ①及び②以外の場合 443単位

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(2)

- ① 単一建物居住者1人に対して行う場合 524単位
- ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 466単位
- ③ ①及び②以外の場合 423単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、①については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。）の管理栄養士が、②については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所において当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの6、介護保健施設サービスの7若しくは介護医療院サービスのヌに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 381単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 325単位
- (3) ①及び②以外の場合 291単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

539単位

(新設)

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

485単位

(3) ①及び②以外の場合

444単位

(新設)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 356単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 321単位
- (3) ①及び②以外の場合 296単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医

注4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者を含む。)の人数に前同、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

エ～イ (略)

(別表)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

イ 介護予防通所リハビリテーション費

- (1) 費支援1 2,053単位
- (2) 費支援2 3,999単位

注1・2 (略)

(別表)

師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者を含む。)の人数に前同、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

エ～イ (略)

6 看護職員が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 109単位
- (2) 同一建物居住者に対して行う場合 362単位

注1 (1)については在宅の利用者(当該利用者と同建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の看護職員が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者(以下この注1において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、医師が看護職員による介護予防居宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、要支援認定(法第33条第2項に規定する要支援認定の更新又は法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を含む。)に伴い作成された介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス(法第33条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)の提供を開始した日から起算して6月の間に2回を限度として算定する。ただし、准看護婦が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

2 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、算定しない。

6 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

イ 介護予防通所リハビリテーション費

- (1) 費支援1 1,721単位
- (2) 費支援2 3,634単位

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した月の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき62単位を所定単位数に加算する。

(削る)

(削る)

(削る)

4～7 (略)

8 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した月の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(1) 要支援1 20単位

(2) 要支援2 40単位

ロ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びロにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ホ (略)

ハ 栄養アセスメント加算 10単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者(二において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合 900単位

ロ 当該月の属する月から起算してから8月を超え、6月以内の場合 450単位

5 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定介護予防通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌日から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6～9 (略)

(新設)

リ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びホにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ホ (略)

(新設)

㉓) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切な実施のために必要な情報を活用していること。

㉔) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

三 栄養改善加算 300単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ①) (略)
- ②) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

㉓) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

㉔)・㉕) (略)

ホ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

- ①) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位
- ②) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位

ハ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算す

ハ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- イ) (略)
- ロ) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

三 栄養スクリーニング加算 5単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する日は、算定しない。

- (新設)
- (新設)

ホ 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位

(2) 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ト・テ (略)

リ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 利用者ごとのADL値(A1)1の評価に基づき測定した値をいう。以下同じ)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働者に提出していること。

(2) 必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画(指定介護予防サービス基準第125条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。)を見直すなど、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の費支援助状態区分に応じて1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ

イ 要支援1 88単位

ロ 要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ

イ 要支援1 72単位

ロ 要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の方が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

ヒ・ホ (略)

(新設)

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の費支援助状態区分に応じて1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ

イ 要支援1 72単位

ロ 要支援2 144単位

(2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ

イ 要支援1 48単位

ロ 要支援2 96単位

(3) サービス提供体制強化加算Ⅱ

イ・ロ (略)

五 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 3 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の1に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (4) 加算
- (5) 加算

六 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

- (イ) 単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ
 - a 要支援1 171単位
 - b 要支援2 589単位
- (ロ) 単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ
 - a 要支援1 174単位
 - b 要支援2 589単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

- (イ) 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ
 - a 要支援1 146単位
 - b 要支援2 555単位

- (ロ) 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ
 - a 要支援1 146単位
 - b 要支援2 555単位

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成29年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の1に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (4)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

- (イ) 単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ
 - a 要支援1 168単位
 - b 要支援2 579単位
- (ロ) 単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ
 - a 要支援1 168単位
 - b 要支援2 579単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

- (イ) 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ
 - a 要支援1 148単位
 - b 要支援2 517単位

- (ロ) 併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ
 - a 要支援1 148単位
 - b 要支援2 515単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

イ 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- α 要支援1 555単位
- β 要支援2 674単位

ロ 経過的单独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- α 要支援1 555単位
- β 要支援2 674単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

イ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- α 要支援1 523単位
- β 要支援2 649単位

ロ 経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- α 要支援1 523単位
- β 要支援2 649単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に算定する。

- イ 生活機能向上連携加算I 100単位
- ロ 生活機能向上連携加算II 200単位

6・7 (略)

8 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。

9～11 (略)

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

イ 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

- α 要支援1 545単位
- β 要支援2 662単位

ロ 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

- α 要支援1 545単位
- β 要支援2 662単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

イ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

- α 要支援1 514単位
- β 要支援2 638単位

ロ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

- α 要支援1 514単位
- β 要支援2 638単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

6・7 (略)

8 医師が、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。

9～11 (略)

12 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する要用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 23単位
 - (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (前略)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (前略)
- (前略)

ト (略)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

- ① 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅰ
 - ⅰ 要支援1 577単位
 - ⅱ 要支援2 721単位
- ② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅱ
 - ⅰ 要支援1 619単位
 - ⅱ 要支援2 762単位
- ③ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲ
 - ⅰ 要支援1 610単位
 - ⅱ 要支援2 768単位
- ④ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅳ
 - ⅰ 要支援1 658単位
 - ⅱ 要支援2 817単位

ハ・ニ (略)

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ 13単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ 5単位

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(44及び45)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ト (略)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

- ① 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅰ
 - ⅰ 要支援1 580単位
 - ⅱ 要支援2 721単位
- ② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅱ
 - ⅰ 要支援1 621単位
 - ⅱ 要支援2 762単位
- ③ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲ
 - ⅰ 要支援1 613単位
 - ⅱ 要支援2 768単位
- ④ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅳ
 - ⅰ 要支援1 660単位
 - ⅱ 要支援2 816単位

一	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
i	要支援Ⅰ	501単位
ii	要支援Ⅱ	795単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援Ⅰ	619単位
ii	要支援Ⅱ	779単位
二	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援Ⅰ	581単位
ii	要支援Ⅱ	725単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援Ⅰ	619単位
ii	要支援Ⅱ	728単位
三	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援Ⅰ	504単位
ii	要支援Ⅱ	706単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
i	要支援Ⅰ	608単位
ii	要支援Ⅱ	752単位
②	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
一	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
i	要支援Ⅰ	621単位
ii	要支援Ⅱ	782単位
b	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援Ⅰ	666単位
ii	要支援Ⅱ	828単位
c	経過的②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援Ⅰ	621単位
ii	要支援Ⅱ	782単位
d	経過的②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援Ⅰ	666単位
ii	要支援Ⅱ	828単位
二	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援Ⅰ	649単位
ii	要支援Ⅱ	810単位
b	経過的②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i	要支援Ⅰ	649単位
ii	要支援Ⅱ	810単位

一	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
i	要支援Ⅰ	584単位
ii	要支援Ⅱ	725単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援Ⅰ	621単位
ii	要支援Ⅱ	777単位
二	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援Ⅰ	584単位
ii	要支援Ⅱ	725単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援Ⅰ	621単位
ii	要支援Ⅱ	777単位
三	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援Ⅰ	508単位
ii	要支援Ⅱ	707単位
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
i	要支援Ⅰ	601単位
ii	要支援Ⅱ	752単位
②	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
一	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
i	要支援Ⅰ	621単位
ii	要支援Ⅱ	782単位
b	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援Ⅰ	668単位
ii	要支援Ⅱ	828単位
c	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援Ⅰ	623単位
ii	要支援Ⅱ	781単位
d	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援Ⅰ	668単位
ii	要支援Ⅱ	826単位
二	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	要支援Ⅰ	651単位
ii	要支援Ⅱ	809単位
b	②二ノ下型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援Ⅰ	651単位
ii	要支援Ⅱ	809単位

三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
a) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i) 要支援1	649単位
ii) 要支援2	810単位
b) 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i) 要支援1	649単位
ii) 要支援2	810単位
四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
a) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i) 要支援1	608単位
ii) 要支援2	764単位
b) 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
i) 要支援1	608単位
ii) 要支援2	764単位

注1～14 (略)

(3) 総合医学管理加算 275単位

注1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、介護予防サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算(1) 22単位
- 二 サービス提供体制強化加算(2) 18単位
- 三 サービス提供体制強化加算(3) 6単位

(別表)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算(1) (1から(5)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数)

三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
a) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)	
i) 要支援1	651単位
ii) 要支援2	809単位
b) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2)	
i) 要支援1	651単位
ii) 要支援2	809単位
四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
a) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)	
i) 要支援1	611単位
ii) 要支援2	764単位
b) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2)	
i) 要支援1	611単位
ii) 要支援2	764単位

注1～14 (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算(1) 18単位
- 二 サービス提供体制強化加算(2) 12単位
- 三 サービス提供体制強化加算(3) 6単位
- 四 サービス提供体制強化加算(4) 6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(当該年度については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算(1) (1から(6)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数)

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
 - 二 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四三)
(四四)

(四) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、初出勤に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

一 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ
 - i 要支援1 536単位
 - ii 要支援2 672単位

- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅱ
 - i 要支援1 594単位
 - ii 要支援2 701単位

- c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅲ
 - i 要支援1 554単位
 - ii 要支援2 691単位

- d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅳ
 - i 要支援1 593単位
 - ii 要支援2 751単位

- e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅴ
 - i 要支援1 626単位
 - ii 要支援2 781単位

- f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅵ
 - i 要支援1 614単位
 - ii 要支援2 772単位

一 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅶ

- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅶ
 - i 要支援1 594単位
 - ii 要支援2 631単位

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- 四 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(四) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、初出勤に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

一 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ
 - i 要支援1 523単位
 - ii 要支援2 659単位

- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅱ
 - i 要支援1 553単位
 - ii 要支援2 687単位

- c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅲ
 - i 要支援1 513単位
 - ii 要支援2 677単位

- d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅳ
 - i 要支援1 581単位
 - ii 要支援2 739単位

- e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅴ
 - i 要支援1 614単位
 - ii 要支援2 769単位

- f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅵ
 - i 要支援1 603単位
 - ii 要支援2 757単位

一 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅶ

- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅶ
 - i 要支援1 594単位
 - ii 要支援2 619単位

イ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)	510単位
1 要支援1	647単位
2 要支援2	607単位
ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2)	567単位
1 要支援1	712単位
2 要支援2	551単位
ハ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3)	551単位
1 要支援1	750単位
2 要支援2	457単位
ニ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(4)	608単位
1 要支援1	688単位
2 要支援2	547単位
ヒ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(5)	690単位
1 要支援1	647単位
2 要支援2	690単位
ヘ 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)(2)(3)(4)	
1 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)	
1 要支援1	645単位
2 要支援2	684単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(2)	
1 要支援1	603単位
2 要支援2	791単位
2 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(2)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)	
1 要支援1	545単位
2 要支援2	651単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(2)	
1 要支援1	603単位
2 要支援2	761単位
3 二〇二〇型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)(2)(3)(4)	
1 二〇二〇型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)	
1 要支援1	819単位
2 要支援2	779単位
2 二〇二〇型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2)	
1 要支援1	648単位
2 要支援2	808単位
3 二〇二〇型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3)	
1 要支援1	638単位
2 要支援2	798単位

イ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)	509単位
1 要支援1	649単位
2 要支援2	607単位
ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2)	532単位
1 要支援1	698単位
2 要支援2	570単位
ハ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3)	570単位
1 要支援1	716単位
2 要支援2	477単位
ニ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(4)	598単位
1 要支援1	698単位
2 要支援2	530単位
ヒ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(5)	676単位
1 要支援1	647単位
2 要支援2	676単位
ヘ 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)(2)(3)(4)	
1 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)	
1 要支援1	594単位
2 要支援2	668単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(2)	
1 要支援1	500単位
2 要支援2	746単位
2 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(2)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)	
1 要支援1	584単位
2 要支援2	698単位
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(2)	
1 要支援1	500単位
2 要支援2	746単位
3 二〇二〇型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)(2)(3)(4)	
1 二〇二〇型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)	
1 要支援1	807単位
2 要支援2	764単位
2 二〇二〇型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(2)	
1 要支援1	648単位
2 要支援2	792単位
3 二〇二〇型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(3)	
1 要支援1	635単位
2 要支援2	782単位

④ 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

- a 要支援1 619単位
- b 要支援2 779単位

⑤ 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)

- a 要支援1 648単位
- b 要支援2 808単位

⑥ 経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)

- a 要支援1 638単位
- b 要支援2 798単位

(d) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

一 ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

- a 要支援1 619単位
- b 要支援2 779単位

二 経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

- a 要支援1 619単位
- b 要支援2 779単位

注1～11 (略)

(5)～(7) (略)

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算(I) 23単位
- ロ サービス提供体制強化加算(II) 18単位
- ハ サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(附る)

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ロ (略)

(附る)

(附る)

⑩ (略)

④ ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)

- a 要支援1 607単位
- b 要支援2 764単位

⑤ ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)

- a 要支援1 635単位
- b 要支援2 792単位

⑥ ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)

- a 要支援1 625単位
- b 要支援2 782単位

(d) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

一 ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)

- a 要支援1 607単位
- b 要支援2 764単位

二 ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)

- a 要支援1 607単位
- b 要支援2 764単位

注1～11 (略)

(5)～(7) (略)

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算(I) 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算(II) 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算(III) 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算(IV) 6単位

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ロ (略)

④ 介護職員処遇改善加算(IV) ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑤ 介護職員処遇改善加算(V) ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

⑩ (略)

Ⅴ 診療所において介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

Ⅰ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

① 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

ⅰ 要支援Ⅰ 5000単位

ⅱ 要支援Ⅱ 650単位

② 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅱ

ⅰ 要支援Ⅰ 547単位

ⅱ 要支援Ⅱ 679単位

③ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

ⅰ 要支援Ⅰ 589単位

ⅱ 要支援Ⅱ 670単位

④ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

ⅰ 要支援Ⅰ 677単位

ⅱ 要支援Ⅱ 731単位

⑤ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

ⅰ 要支援Ⅰ 610単位

ⅱ 要支援Ⅱ 761単位

⑥ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅵ

ⅰ 要支援Ⅰ 699単位

ⅱ 要支援Ⅱ 753単位

Ⅱ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅶ

① 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅶ

ⅰ 要支援Ⅰ 481単位

ⅱ 要支援Ⅱ 576単位

② 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅷ

ⅰ 要支援Ⅰ 526単位

ⅱ 要支援Ⅱ 614単位

(2) エニエ型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

Ⅰ エニエ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

ⅰ 要支援Ⅰ 609単位

ⅱ 要支援Ⅱ 759単位

Ⅱ エニエⅡ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅱ

ⅰ 要支援Ⅰ 630単位

ⅱ 要支援Ⅱ 787単位

Ⅲ エニエⅢ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

ⅰ 要支援Ⅰ 621単位

ⅱ 要支援Ⅱ 777単位

Ⅳ 経過のエニエⅣ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

ⅰ 要支援Ⅰ 603単位

ⅱ 要支援Ⅱ 759単位

Ⅴ 経過のエニエⅤ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

ⅰ 要支援Ⅰ 630単位

ⅱ 要支援Ⅱ 787単位

Ⅵ 診療所において介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

Ⅰ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

ⅰ 要支援Ⅰ 5000単位

ⅱ 要支援Ⅱ 639単位

Ⅱ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅱ

ⅰ 要支援Ⅰ 536単位

ⅱ 要支援Ⅱ 666単位

Ⅲ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

ⅰ 要支援Ⅰ 527単位

ⅱ 要支援Ⅱ 637単位

Ⅳ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

ⅰ 要支援Ⅰ 566単位

ⅱ 要支援Ⅱ 717単位

Ⅴ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

ⅰ 要支援Ⅰ 598単位

ⅱ 要支援Ⅱ 749単位

Ⅵ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅵ

ⅰ 要支援Ⅰ 597単位

ⅱ 要支援Ⅱ 735単位

Ⅶ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅶ

① 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅶ

ⅰ 要支援Ⅰ 452単位

ⅱ 要支援Ⅱ 565単位

② 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅷ

ⅰ 要支援Ⅰ 518単位

ⅱ 要支援Ⅱ 631単位

(2) エニエⅡ型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

Ⅰ エニエⅡ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

ⅰ 要支援Ⅰ 591単位

ⅱ 要支援Ⅱ 744単位

Ⅱ エニエⅢ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅱ

ⅰ 要支援Ⅰ 618単位

ⅱ 要支援Ⅱ 771単位

Ⅲ エニエⅣ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

ⅰ 要支援Ⅰ 609単位

ⅱ 要支援Ⅱ 762単位

Ⅳ エニエⅤ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

ⅰ 要支援Ⅰ 591単位

ⅱ 要支援Ⅱ 744単位

Ⅴ エニエⅥ型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

ⅰ 要支援Ⅰ 618単位

ⅱ 要支援Ⅱ 771単位

(6) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

- イ 要支援1 891単位
- ロ 要支援2 777単位

注1～10 (略)

(3)～(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
 - ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (削る)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ～ロ (略)
- (削る)
- (削る)

(8) (略)

二 若人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- イ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ
 - ⅰ 要支援1 881単位
 - ⅱ 要支援2 997単位
- ロ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ
 - ⅰ 要支援1 941単位
 - ⅱ 要支援2 1,099単位
- ハ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ
 - ⅰ 要支援1 767単位
 - ⅱ 要支援2 941単位
- ニ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ
 - ⅰ 要支援1 826単位
 - ⅱ 要支援2 1,021単位

※ ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

- イ 要支援1 809単位
- ロ 要支援2 769単位

注1～10 (略)

(3)～(5) (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(削及び改訂については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ～ロ (略)
- Ⅳ 介護職員処遇改善加算Ⅱ (Ⅲにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数)
- Ⅴ 介護職員処遇改善加算Ⅳ (Ⅲにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数)

(8) (略)

二 若人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- イ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ
 - ⅰ 要支援1 815単位
 - ⅱ 要支援2 977単位
- ロ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ
 - ⅰ 要支援1 929単位
 - ⅱ 要支援2 1,077単位
- ハ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ
 - ⅰ 要支援1 759単位
 - ⅱ 要支援2 929単位
- ニ 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ
 - ⅰ 要支援1 810単位
 - ⅱ 要支援2 1,001単位

二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ	
a) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ	
i) 要支援1	745単位
ii) 要支援2	912単位
b) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ	
i) 要支援1	804単位
ii) 要支援2	994単位
三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ	
a) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ	
i) 要支援1	752単位
ii) 要支援2	896単位
b) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ	
i) 要支援1	701単位
ii) 要支援2	977単位
四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ	
a) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ	
i) 要支援1	671単位
ii) 要支援2	835単位
b) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ	
i) 要支援1	780単位
ii) 要支援2	940単位
五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ	
a) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ	
i) 要支援1	677単位
ii) 要支援2	742単位
b) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ	
i) 要支援1	857単位
ii) 要支援2	1,214単位
六) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ(1日につき)	
a) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
i) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
ii) 要支援1	961単位
iii) 要支援2	1,120単位
b) 経過前(エニート型)認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
i) 要支援1	981単位
ii) 要支援2	1,120単位
b) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ	
i) 要支援1	851単位
ii) 要支援2	1,048単位

二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ	
a) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ	
i) 要支援1	730単位
ii) 要支援2	994単位
b) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ	
i) 要支援1	788単位
ii) 要支援2	974単位
三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ	
a) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ	
i) 要支援1	718単位
ii) 要支援2	878単位
b) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ	
i) 要支援1	775単位
ii) 要支援2	958単位
四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ	
a) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ	
i) 要支援1	658単位
ii) 要支援2	810単位
b) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ	
i) 要支援1	765単位
ii) 要支援2	921単位
五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ	
a) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ	
i) 要支援1	586単位
ii) 要支援2	737単位
b) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ	
i) 要支援1	624単位
ii) 要支援2	806単位
六) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ(1日につき)	
a) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
i) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
ii) 要支援1	942単位
iii) 要支援2	1,098単位
b) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
i) 要支援1	912単位
ii) 要支援2	1,098単位
b) エニート型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ	
i) 要支援1	834単位
ii) 要支援2	1,027単位

ホ 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費

- イ 要支援1 831単位
- ロ 要支援2 1,048単位

注1～6 (略)
注2～5 (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 8単位

(別表)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ロ (略)
(別表)
(別表)

(8) (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- イ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費Ⅰ
 - ロ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費ⅱ
 - イ 要支援1 390単位
 - ロ 要支援2 726単位
 - ハ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費ⅲ
 - イ 要支援1 652単位
 - ロ 要支援2 810単位
- ロ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費Ⅱ
 - イ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費ⅱ
 - イ 要支援1 579単位
 - ロ 要支援2 716単位
 - ハ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費ⅲ
 - イ 要支援1 640単位
 - ロ 要支援2 798単位

ロ ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅱ

- イ 要支援1 834単位
- ロ 要支援2 1,027単位

注1～4 (略)
注5 (略)

(6) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ サービス提供体制強化加算ⅠⅠ 18単位
- ロ サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 12単位
- ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(画及び利については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ロ (略)
Ⅳ 介護職員処遇改善加算Ⅱ (ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数)
Ⅴ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数)

(8) (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- イ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費Ⅰ
 - ロ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費ⅱ
 - イ 要支援1 578単位
 - ロ 要支援2 718単位
 - ハ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費ⅲ
 - イ 要支援1 639単位
 - ロ 要支援2 794単位
- ロ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費Ⅱ
 - イ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費ⅱ
 - イ 要支援1 568単位
 - ロ 要支援2 702単位
 - ハ Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費ⅲ
 - イ 要支援1 627単位
 - ロ 要支援2 782単位

三) 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	588単位
2 要支援2	700単位
b) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	624単位
2 要支援2	700単位
四) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ日以上3日以下)	
a) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
1 要支援1	502単位
2 要支援2	658単位
b) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	624単位
2 要支援2	711単位
五) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	546単位
2 要支援2	651単位
b) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	609単位
2 要支援2	755単位
六) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	525単位
2 要支援2	680単位
b) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	597単位
2 要支援2	744単位
七) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ日以上3日以下)	
1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	538単位
2 要支援2	685単位
b) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	593単位
2 要支援2	747単位
2 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	510単位
2 要支援2	659単位

三) 1 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	592単位
2 要支援2	686単位
b) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	610単位
2 要支援2	700単位
四) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ日以上3日以下)	
a) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	551単位
2 要支援2	674単位
b) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	613単位
2 要支援2	700単位
五) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	515単位
2 要支援2	658単位
b) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	598単位
2 要支援2	740単位
六) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	531単位
2 要支援2	647単位
b) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	585単位
2 要支援2	720単位
七) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ日以上3日以下)	
1 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	525単位
2 要支援2	652単位
b) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	581単位
2 要支援2	723単位
2 型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
1 要支援1	500単位
2 要支援2	617単位

b) <u>II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	589単位
ii) 要支援2	709単位
(4) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)</u>	
f) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	629単位
ii) 要支援2	834単位
b) <u>経過のユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	673単位
ii) 要支援2	824単位
g) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	663単位
ii) 要支援2	821単位
b) <u>経過のユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	663単位
ii) 要支援2	824単位
(5) <u>ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)</u>	
h) <u>ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	688単位
ii) 要支援2	838単位
j) <u>経過のユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) 要支援1	688単位
b) 要支援2	838単位
(6) <u>ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)</u>	
k) <u>ユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) <u>ユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	630単位
ii) 要支援2	782単位
b) <u>経過のユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	630単位
ii) 要支援2	782単位
l) <u>ユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) <u>ユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	656単位
ii) 要支援2	797単位
b) <u>経過のユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	656単位
ii) 要支援2	797単位
付1-11 (続)	
(7)~(9) (略)	

b) <u>II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	589単位
ii) 要支援2	695単位
(4) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)</u>	
f) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	660単位
ii) 要支援2	818単位
b) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	660単位
ii) 要支援2	818単位
g) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	660単位
ii) 要支援2	808単位
b) <u>ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	650単位
ii) 要支援2	808単位
(5) <u>ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)</u>	
h) <u>ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	674単位
ii) 要支援2	821単位
j) <u>ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) 要支援1	674単位
b) 要支援2	821単位
(6) <u>ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)</u>	
k) <u>ユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) <u>ユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	618単位
ii) 要支援2	767単位
b) <u>ユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	618単位
ii) 要支援2	767単位
l) <u>ユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
a) <u>ユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	643単位
ii) 要支援2	781単位
b) <u>ユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>	
i) 要支援1	649単位
ii) 要支援2	791単位
付1-11 (略)	
(7)~(9) (略)	

100 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
 - ② サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - ③ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (附る)

101 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ①～③ (略)
- (附る)
- (附る)

102 (略)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要支援1 182単位
- (2) 要支援2 311単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1・2 (略)

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注4を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

- ① 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位
- ② 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で

100 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① サービス提供体制強化加算ⅠⅠ 18単位
- ② サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 13単位
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- ④ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

101 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(国及特別については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ①～③ (略)
- ④ 介護職員処遇改善加算Ⅱ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

102 (略)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要支援1 181単位
- (2) 要支援2 310単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注1・2 (略)

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (新設)
- (新設)

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で

6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(1)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(1)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働者に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(2)として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

5～7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合は、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

9 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

- ① 利用者ごとのA/D値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働者に提出していること。
- ② 必要に応じて介護予防特定施設サービス計画(指定介護予防サービス基準第247条第2号に規定する介護予防特定施設サービス計画をいう。)を見直すなど、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定介護予防特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ハ (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(1) 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算(2) 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算(3) 6単位
- (前略)

6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

5～7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合は、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

ハ (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(1) 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(2) 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(3) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(4) 6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年9月31日までの期間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

ハ (略)

ロ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年9月31日までの間（令和3年5月については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(1) 介護職員処遇改善加算等 (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ (略)

ロ (略)

（指定地域密着型介護予防サービス提供給付費の算定に関する基準の一部改正）

第十七条 指定地域密着型介護予防サービス提供給付費の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第「一〇七」の「附則」の第四号を改正する）

（施行期日等については別表）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型介護予防サービス提供給付費単位数表	別表 指定地域密着型介護予防サービス提供給付費単位数表
1 介護予防認知症対応型通所介護費	1 介護予防認知症対応型通所介護費
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(1)
イ 所要時間3時間以上4時間未満の場合	イ 所要時間3時間以上4時間未満の場合
a 要支援1 474単位	a 要支援1 473単位
b 要支援2 525単位	b 要支援2 523単位
ロ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	ロ 所要時間4時間以上5時間未満の場合
a 要支援1 496単位	a 要支援1 495単位
b 要支援2 550単位	b 要支援2 548単位
ハ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	ハ 所要時間5時間以上6時間未満の場合
a 要支援1 740単位	a 要支援1 738単位
b 要支援2 826単位	b 要支援2 824単位
ニ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	ニ 所要時間6時間以上7時間未満の場合
a 要支援1 759単位	a 要支援1 757単位
b 要支援2 849単位	b 要支援2 846単位
ヒ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	ヒ 所要時間7時間以上8時間未満の場合
a 要支援1 859単位	a 要支援1 856単位
b 要支援2 959単位	b 要支援2 956単位
ヘ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	ヘ 所要時間8時間以上9時間未満の場合
a 要支援1 886単位	a 要支援1 883単位
b 要支援2 989単位	b 要支援2 986単位

(2) 介護予防認知症対応型通所介護費

イ 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要支援1	138単位
b 要支援2	175単位
ロ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	448単位
b 要支援2	497単位
ハ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	666単位
b 要支援2	742単位
ニ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	688単位
b 要支援2	761単位
ヒ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	771単位
b 要支援2	862単位
ヘ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	796単位
b 要支援2	889単位
コ 介護予防認知症対応型通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
イ 要支援1	247単位
ロ 要支援2	281単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
イ 要支援1	259単位
ロ 要支援2	273単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
イ 要支援1	312単位
ロ 要支援2	335単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
イ 要支援1	423単位
ロ 要支援2	446単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
イ 要支援1	483単位
ロ 要支援2	512単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
イ 要支援1	499単位
ロ 要支援2	529単位
(7) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する事項）（平成	

(2) 介護予防認知症対応型通所介護費

イ 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要支援1	327単位
b 要支援2	471単位
ロ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	447単位
b 要支援2	463単位
ハ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	664単位
b 要支援2	740単位
ニ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	681単位
b 要支援2	759単位
ヒ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	789単位
b 要支援2	859単位
ヘ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	794単位
b 要支援2	886単位
コ 介護予防認知症対応型通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
イ 要支援1	246単位
ロ 要支援2	260単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
イ 要支援1	258単位
ロ 要支援2	272単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
イ 要支援1	311単位
ロ 要支援2	334単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
イ 要支援1	422単位
ロ 要支援2	445単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
イ 要支援1	482単位
ロ 要支援2	510単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
イ 要支援1	498単位
ロ 要支援2	528単位
(7) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する事項）（平成	

18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内(以下「期間」という。)に限り、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内(以下「期間」という。)に限り、引き続き加算することができる。

4 (略)

5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する従業者又は指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する従業者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型介護予防サービス基準第27条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による人浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① 入浴介助加算Ⅰ) 40単位
- ② 入浴介助加算Ⅱ) 55単位

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、且つ、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、且つ、かつ、個別機能訓練計画を見直した場合は、除き3月

18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による人浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1日につき80単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1日につき100単位を所定単位数に加算する。

に1回を限度として、1月につき、(四)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(四)は算定せず、注9は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (1) 生活機能向上連携加算(イ) 100単位
 (2) 生活機能向上連携加算(ロ) 200単位

8 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日20分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はききゅう師（はり師及びききゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6年以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(一)として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(二)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(二)として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

9 (略)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することを含む。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注1)において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
 (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 (4) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

(新設)

(新設)

6 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日20分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はききゅう師（はり師及びききゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6年以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

(新設)

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。

① (略)

② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

④・⑤ (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

① 口腔・栄養スクリーニング加算① 20単位

② 口腔・栄養スクリーニング加算② 5単位

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① 口腔機能向上加算① 150単位

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

イ (略)

① 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

② 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

三・ホ (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員をいう。）に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

(新設)

⑫ 口腔機能向上加算Ⅱ

180単位

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ）、栄養状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

15～17 (略)

Ⅷ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

Ⅸ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(新設)

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。

(新設)

11～13 (略)

Ⅷ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算ⅢⅣ 19単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅴ 6単位

Ⅸ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(1)及び(2)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

（削る）

（削る）

ホ（略）

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1日につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

ア 費支援1 3,438単位

イ 費支援2 6,948単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

ア 費支援1 3,098単位

イ 費支援2 6,260単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 費支援1 423単位

(2) 費支援2 529単位

注1～6（略）

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算として、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イについては1日につき、ロについては1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9（略）

ハ（略）

三 認知症行動・心理症状緊急対応加算

注 イについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

ホ・ロ（略）

下 生活機能向上連携加算

(1)・(2)（略）

注1 (1)について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リ

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (A)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (B)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ（略）

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1日につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

ア 費支援1 3,418単位

イ 費支援2 6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

ア 費支援1 3,080単位

イ 費支援2 6,224単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 費支援1 421単位

(2) 費支援2 526単位

注1～6（略）

（新設）

（新設）

7（略）

ハ（略）

（新設）

ホ・ロ（略）

三 生活機能向上連携加算

(1)・(2)（略）

注1 (1)について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リ

ハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径1キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。))の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第66条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。))を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

チ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

リ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとの入居し値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、注に規定する情報その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、予については1日につき、日については1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算(イ) 750単位
 - ロ サービス提供体制強化加算(ロ) 640単位
 - ハ サービス提供体制強化加算(ハ) 350単位
- (略)

ハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径1キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。))の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第66条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下この注及び注2において同じ。))を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

ト 栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合は、栄養スクリーニング加算として1回につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、予については1日につき、日については1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イを算定している場合
 - イ サービス提供体制強化加算(イ) 640単位
 - ロ サービス提供体制強化加算(ロ) 500単位
 - ハ サービス提供体制強化加算(ハ) 350単位
 - ニ サービス提供体制強化加算(ニ) 350単位

(2) ロを算定している場合

- 一 サービス提供体制強化加算(ア) 25単位
- 二 サービス提供体制強化加算(イ) 21単位
- 三 サービス提供体制強化加算(ロ) 12単位

(附る)

ル 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(ア) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(イ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(ロ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(附る)

(附る)

エ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(ア) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(イ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(7日につき)

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(ア) 760単位
- (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(イ) 748単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

- (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(ア) 788単位
- (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(イ) 776単位

注1-3 (略)

3 イ及びロ(2)について、共同生活併居の数が3である指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を3人以上とする場合(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項ただし書に規定する場合に限る。)に、利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき500単位を差し引いて得た単位数を算定する。

4 (略)

(2) ロを算定している場合

- 一 サービス提供体制強化加算(ア) 21単位
- 二 サービス提供体制強化加算(イ) 16単位
- 三 サービス提供体制強化加算(ロ) 12単位
- 四 サービス提供体制強化加算(ハ) 12単位

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(及び並びについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(ア) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(イ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(ロ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(ハ) (ロ)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(ニ) (ロ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(ア) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(イ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(7日につき)

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(ア) 757単位
- (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(イ) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

- (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(ア) 785単位
- (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(イ) 773単位

注1-3 (略)

(新設)

3 (略)

5. ①について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。

7. (略)

ハ～ホ (略)

ウ. 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算① 100単位

(2) 生活機能向上連携加算② 200単位

注1 (1)について、計画作成担当者(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する計画作成担当者をいう。注2において同じ。)が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第87条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する日以降3月の間、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合には算定しない。

4. ①について、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

5. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は算定しない。

6. (略)

ハ～ホ (略)

六. 生活機能向上連携加算

200単位

(新設)

(新設)

(新設)

注. 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する計画作成担当者をいう。注において同じ。)が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下この注において同じ。)を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する日以降3月の間、1日につき所定単位数を加算する。

ト 栄養管理体制加算 30単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士(当該事業所の従業員以外の管理栄養士を含む。)が、従業員に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

チ (略)

リ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ヌ 科学的介護推進体制加算

注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働者に提出していること。
- (2) 必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ル サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 32単位
 - (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位
- (前略)

ロ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇の実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(新設)

ト (略)

チ 栄養スクリーニング加算 10単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合は、栄養スクリーニング加算として1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

リ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇の実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからリまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからリまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (前条)
- (前条)
- マ 介護職員等特定処遇改善加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからヒまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからリまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからリまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- 注 介護職員処遇改善加算Ⅰ ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 注 介護職員処遇改善加算Ⅱ ロにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- マ 介護職員等特定処遇改善加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからリまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(指定介護予防支費と致する費目の別の算定は別章の「部」に記す)

第十八条 指定介護予防支費と致する費目の別の算定は別章の「部」(第十八号一号簡章に於て日 五十九)の「部」を次のように記す。

(施設等におきける)

修 正 後	修 正 前
<p>別表</p> <p>指定介護予防支援介護給付費単位数表</p> <p>介護予防支援費</p> <p>イ 介護予防支援費(1月につき)</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>ロ 初回加算</p> <p>注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)において同じ。)において、新規に介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ハ 委託連携加算</p> <p>注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。</p>	<p>別表</p> <p>指定介護予防支援介護給付費単位数表</p> <p>介護予防支援費</p> <p>イ 介護予防支援費(1月につき)</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>ロ 初回加算</p> <p>注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)において、新規に介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</p> <p>注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第13条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第14条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型</p>

〔厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに標準単位数の「一部改正」〕
 第十九条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに標準単位数は、平成十八年厚生労働省令第百六十五号の「一部改正」のうちに改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに標準単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定居宅サービス介護付費単位数表の特定施設入居者生活介護の柱上の厚生労働大臣の定める標準単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>① 要介護一 一万八千三百五十五単位 ② 要介護二 一万八千三百六十一単位 ③ 要介護三 二万四千九百九十五単位 ④ 要介護四 二万二千四百二十五単位 ⑤ 要介護五 二万四千五百三十一単位</p> <p>二 (略)</p> <p>別表第一</p> <p>1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1口につき） 88単位 在1・2 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 96単位 (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 198単位 (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 282単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに87単位を加算した単位数 (4) 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 49単位 (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに49単位を加算した単位数 (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 219単位 (4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位</p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 87単位 在1・4 (略)</p>	<p>一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに標準単位数</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定居宅サービス介護付費単位数表の特定施設入居者生活介護の柱上の厚生労働大臣の定める標準単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。</p> <p>① 要介護一 一万八千三百九十四単位 ② 要介護二 一万八千四百一十単位 ③ 要介護三 二万五千九十八単位 ④ 要介護四 二万二千四百四十四単位 ⑤ 要介護五 二万四千四百四十一単位</p> <p>二 (略)</p> <p>別表第一</p> <p>1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1口につき） 82単位 在1・2 (略)</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 95単位 (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位 (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 281単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 (4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 48単位 (2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位 (4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位</p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 86単位 在1・4 (略)</p>

居宅介護事業所をいう。以下同じ。に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス単第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を決定している場合は、算定しない。

〔後段部分は改正部分〕

8 訪問入浴介護

イ (略)

ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及びロからの注1から注22までについては、適用しない。

1-5 (略)

6 指定通所介護

イ・ロ (略)

ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注22まで及びロからの注1から注24までについては、適用しない。

7 指定通所リハビリテーション

イ (略)

ロ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22まで及びロからの注1から注24までについては、適用しない。

8 (略)

9 指定地域密着型通所介護

イ (略)

ロ 利用者(適合する利用者等第35号の2の3に規定する者に限る。)に対して、指定地域密着型通所介護受託サービス事業者が、施設基準第27号の2ロに適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合には、地域密着型通所介護費のロの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ (略)

ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロの注1から注22まで、注24及び注25並びにハからホまでについては、適用しない。

10 指定認知症対応型通所介護

イ (略)

ロ (略)

ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並びにハからホまでについては、適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき)

66単位

注1・2 (略)

2 指定訪問介護(1月につき)

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第23条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,037単位

8 訪問入浴介護

イ (略)

ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びにロ及びハについては、適用しない。

1-5 (略)

6 指定通所介護

イ・ロ (略)

ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注22まで並びにロ及びホについては、適用しない。

7 指定通所リハビリテーション

イ (略)

ロ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22まで及びロからの注1から注24までについては、適用しない。

8 (略)

9 指定地域密着型通所介護

イ (略)

ロ 利用者(適合する利用者等第35号の2に規定する者に限る。)に対して、指定地域密着型通所介護受託サービス事業者が、施設基準第27号の2ロに適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第40条の9第1項に規定する療養通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、地域密着型通所介護費のロの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ (略)

ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロの注1から注22まで並びにロ及びホについては、適用しない。

10 指定認知症対応型通所介護

イ (略)

ロ (略)

ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並びにハ及びロについては、適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき)

66単位

注1・2 (略)

2 指定訪問介護(1月につき)

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第23条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,031単位

- (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,115単位
- (3) (2)に掲げる回数を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） 3,355単位

3 指定通所介護（1日につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 要支援1 1,504単位
- ロ 要支援2 3,084単位

4 指定介護予防訪問入浴介護

- イ (略)
- ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの件1から件8まで及びロからのへまでについては、適用しない。

5 指定介護予防訪問看護

- イ～ニ (略)
- ホ イからホまでについては、介護予防訪問看護費のイ並びにロの件1から件10まで、件12及び件13並びにハからヘまでについては、適用しない。

6 指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき）

- イ (略)
- ロ 介護予防訪問リハビリテーション費のイの件1から件6まで及び件8から件10まで並びにロ及びハについては、適用しない。

7 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき）

- イ・ロ (略)
- ハ 介護予防通所リハビリテーション費のロの栄養改善サービス（ホにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき180単位を加算する。
- ニ 介護予防通所リハビリテーション費のハの口腔機能向上サービス（ホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。
- ホ (略)
- ヘ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの件1から件8まで及びロからミまでについては、適用しない。

8 (略)

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

- イ・ロ (略)
- ハ 介護予防認知症対応型通所介護費の件8の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。
- ニ 介護予防認知症対応型通所介護費の件11の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1日につき180単位を加算する。

- (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位
- (3) (2)に掲げる回数を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） 3,344単位

3 指定通所介護（1日につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

- (1) 要支援1 1,489単位
- (2) 要支援2 3,058単位

4 指定介護予防訪問入浴介護

- イ (略)
- ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの件1から件8まで並びにロ及びハについては、適用しない。

5 指定介護予防訪問看護

- イ～ニ (略)
- ホ イからホまでについては、介護予防訪問看護費のイ並びにロの件1から件10まで及び件12並びにハからヘまでについては、適用しない。

6 指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき）

- イ (略)
- ロ 介護予防訪問リハビリテーション費のイの件1から件7まで、件9、件10並びにロ及びハについては、適用しない。

7 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき）

- イ・ロ (略)
- ハ 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービス（ホにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき135単位を加算する。
- ニ 介護予防通所リハビリテーション費のロの口腔機能向上サービス（ホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。
- ホ (略)
- ヘ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの件1から件8まで及びロからミまでについては、適用しない。

8 (略)

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

- イ・ロ (略)
- ハ 介護予防認知症対応型通所介護費の件6の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。
- ニ 介護予防認知症対応型通所介護費の件8の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1日につき135単位を加算する。

ホ 介護予防認知症対応型通所介護費の生13の1(標準)指向上サービスを行った場合は、1(標準)指向上計算として、1月につき35単位を加算する。

ハ 月から未定についてでは、介護予防認知症対応型通所介護費の生1から生13まで、ハ並びにニについてでは、適用しない。

10・11 (略)

ホ 介護予防認知症対応型通所介護費の生10の1(標準)指向上サービスを行った場合は、1(標準)指向上計算として、1月につき35単位を加算する。

ハ 月から未定についてでは、介護予防認知症対応型通所介護費の生1から生13まで、ハ並びにニについてでは、適用しない。

10・11 (略)

第二十条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年度厚生労働省告示第六十七号)の一部を次の表のように改正する。
(標準部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表		別表	
1 日本夜間対応型訪問介護費 (1月につき)	1,025単位	1 日本夜間対応型訪問介護費 (1月につき)	1,013単位
ア (略)		ア (略)	
2 定期巡回サービス費 (1回につき)	398単位	2 定期巡回サービス費 (1回につき)	379単位
ア (略)		ア (略)	
3 随時訪問サービス費(1) (1回につき)	538単位	3 随時訪問サービス費(1) (1回につき)	528単位
ア (略)		ア (略)	
4 随時訪問サービス費(2) (1回につき)	722単位	4 随時訪問サービス費(2) (1回につき)	728単位
ア (略)		ア (略)	
イ (略)		イ (略)	

第二十一条 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置(平成十八年度厚生労働省告示第六十七号)の一部を次の表のように改正する。
(標準部分は改正部分)

改正後		改正前	
一 (略)		一 (略)	
二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置(次に掲げるいずれかの措置とする)。		二 老人福祉法施行規則第二十条の十の厚生労働大臣が定める措置(次に掲げるいずれかの措置とする)。	
イ 銀行等との間において、有料老人ホームの設置者が、時金(老人福祉法施行規則第二十条の五第十二号に規定する一時金をいう。以下同じ)の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額(一時金のうち、あらかじめ契約で定めた予定債権期間のうち残存する期間に係る額又は五百万円)のいずれか低い方の金額以上の金額を償還する(イ)。		イ 銀行等との間において、有料老人ホームの設置者が、時金(老人福祉法施行規則第二十条の五第八号に規定する一時金をいう。以下同じ)の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額(一時金のうち、あらかじめ契約で定めた予定債権期間のうち残存する期間に係る額又は五百万円)のいずれか低い方の金額以上の金額を償還する(イ)。	
ロ(一) (略)		ロ(一) (略)	
ロ(二) (略)		ロ(二) (略)	

(要介護状態保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部改正)

第二十二条 要介護状態保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成二十年厚生労働省告示第二十八号)の一部を次の表のように改正する。
(標準部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一		別表第一	
出費の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養	出費の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
(略)		(略)	

<p>(略)</p>	<p>三 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病棟等（老人性認知症疾患療養病棟の病棟を除く。）に入院している患者</p> <p>ロ 訪問入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病棟（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）において行われるものを除く。</p>	<p>三 次に掲げる患者</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目又はロのイ及びロの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。</p> <p>イイイイ（略）</p>	<p>三 次に掲げる患者</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目又はロのイ及びロの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。</p> <p>イイイイ（略）</p>
<p>(略)</p>	<p>四 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病棟等（老人性認知症疾患療養病棟の病棟に限る。）に入院している患者</p> <p>ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病棟において訪問入所療養介護又は介護予防訪問入所療養介護を受けている患者</p>	<p>三 次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。</p> <p>イイイイ（略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。</p> <p>イイイイ（略）</p>	<p>三 次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目又はロのイ及びロの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。</p> <p>イイイイ（略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。</p> <p>イイイイ（略）</p>

<p>(略)</p>	<p>三 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病棟等（老人性認知症疾患療養病棟の病棟を除く。）に入院している患者</p> <p>ロ 訪問入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病棟（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）において行われるものを除く。</p>	<p>三 次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。</p> <p>イイイイ（略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。</p> <p>イイイイ（略）</p>	<p>三 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病棟等（老人性認知症疾患療養病棟の病棟に限る。）に入院している患者</p> <p>ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病棟において訪問入所療養介護又は介護予防訪問入所療養介護を受けている患者</p>
<p>(略)</p>	<p>四 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病棟等（老人性認知症疾患療養病棟の病棟に限る。）に入院している患者</p> <p>ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病棟において訪問入所療養介護又は介護予防訪問入所療養介護を受けている患者</p>	<p>三 次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。</p> <p>イイイイ（略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。</p> <p>イイイイ（略）</p>	<p>三 次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目又はロのイ及びロの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。</p> <p>イイイイ（略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設）に於ける費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表のイのイの山からイまでの注目に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。</p> <p>イイイイ（略）</p>

別表第一

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算 定 方 法
一 次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ・ロ (略)	介護医療院入所者については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表のイのイからハまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限り、算定できる。
(略)	(略)
備考	
一・二 (略) 三 削除 四・五六 (略)	
十七 この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注12に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年度生労働省告示第百二十六号）別表の1の注11に規定するターミナルケア加算及び同表の8のイに規定するターミナルケア加算をいう。	
十八 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特別管理加算、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注10に規定する特別管理加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の1の注10に規定する特別管理加算及び同表の8のイに規定する特別管理加算をいう。	
十九 (略)	

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算 定 方 法
一 次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ・ロ (略)	介護医療院入所者については、療養マネジメント加算を算定した場合には、算定できない。
(略)	(略)
備考	
一・二 (略) 三 (略)	
十七 この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注12に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年度生労働省告示第百二十六号）別表の1の注11に規定するターミナルケア加算及び同表の8のイに規定するターミナルケア加算をいう。	
十八 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特別管理加算、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の2の注10に規定する特別管理加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の1の注10に規定する特別管理加算及び同表の8のイに規定する特別管理加算をいう。	
十九 (略)	

改 正 後

一 (略)

二 前号の地域区分に係る地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域
三級地	(略)	(略)
(略)	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青柳市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
(略)	(略)	(略)
四級地	(略)	(略)
(略)	埼玉県	朝霞市、志木市、和光市
(略)	(略)	(略)
(略)	東京都	立川市、昭島市、東大和市
(略)	神奈川県	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市、海老名市
(略)	愛知県	刈谷市、豊田市
(略)	(略)	(略)
五級地	(略)	(略)
(略)	埼玉県	新堀市、ふじみ野市

改 正 前

一 (略)

二 前号の地域区分に係る地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域
三級地	(略)	(略)
(略)	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青柳市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、稲城市
(略)	(略)	(略)
四級地	(略)	(略)
(略)	埼玉県	朝霞市
(略)	(略)	(略)
(略)	東京都	立川市、昭島市、東村山市、東大和市、清瀬市
(略)	神奈川県	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市
(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
五級地	(略)	(略)
(略)	埼玉県	志木市、和光市、新座市、ふじみ野市

（厚生労働大臣が定める、単位の単価の一部改正）

第二十六条 厚生労働大臣が定める「単位の単価」（平成二十七年厚生労働省告示第九十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

費の注5、介護予防訪問看護費の注6、介護予防訪問リハビリテーション費の注3、介護予防居宅療養管理指導費のイ①及びロの注3、ロ①からロ③までの注3、ハ①及びロの注3、二①及びロの注2並びにホ①からホ③までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注1、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第四十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注7並びに介護保険法施行規則第四十一条の六上の一の二（項第一号）に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注4の厚生労働大臣が別に定める地域

一、六 (略)

管理指導費のイ①及びロの注3、ロ①からロ③までの注3、ハ①及びロの注3、二①からロ③までの注2並びにホ①からホ③までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注1の厚生労働大臣が別に定める地域

一、六 (略)

		六級地	
千葉県	市川市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市、印旛郡栄町	千葉県	市川市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市、印旛郡栄町
東京都	相州市、あきる野市、西多摩郡日の出町	東京都	相州市、あきる野市、西多摩郡日の出町
神奈川県	横浜製鉄市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町	神奈川県	横浜製鉄市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
愛知県	みよし市	愛知県	みよし市
滋賀県	大津市、草津市、栗東市	滋賀県	大津市、草津市、栗東市
(略)	(略)	(略)	(略)
福岡県	福岡市、春日市	福岡県	福岡市、春日市
宮城県	仙台市、多賀城市	宮城県	仙台市、多賀城市
(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、蕨山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、埼玉市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、蕨市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、古川市、岡岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡伏木町	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、蕨山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、埼玉市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、蕨市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、古川市、岡岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡伏木町
千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市、印旛郡酒々井町	千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市、印旛郡酒々井町
東京都	武蔵村山市、羽村市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡奥多摩町、西多摩郡檜原村	東京都	武蔵村山市、羽村市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡奥多摩町、西多摩郡檜原村
(略)	(略)	(略)	(略)
愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、豊南市、安城市、西尾市、稲沢市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、清洲市、北名古屋市、弥生市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡笠江町、西春日井郡豊山町、海部郡藤島村	愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、豊南市、安城市、西尾市、稲沢市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、清洲市、北名古屋市、弥生市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡笠江町、西春日井郡豊山町、海部郡藤島村
(略)	(略)	(略)	(略)
滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市	滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市
(略)	(略)	(略)	(略)
福岡県	大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡粕屋町	福岡県	大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡粕屋町

		六級地	
千葉県	市川市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市	千葉県	市川市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市
東京都	相州市、あきる野市、西多摩郡日の出町	東京都	相州市、あきる野市、西多摩郡日の出町
神奈川県	横浜製鉄市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町	神奈川県	横浜製鉄市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
愛知県	刈谷市、豊田市	愛知県	刈谷市、豊田市
滋賀県	大津市、草津市	滋賀県	大津市、草津市
(略)	(略)	(略)	(略)
福岡県	福岡市	福岡県	福岡市
宮城県	仙台市	宮城県	仙台市
(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、蕨山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、埼玉市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、蕨市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、古川市、岡岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡伏木町	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、蕨山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、埼玉市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、蕨市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、古川市、岡岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡伏木町
千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市、印旛郡酒々井町	千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市、印旛郡酒々井町
東京都	福生市、武蔵村山市、羽村市、西多摩郡奥多摩町	東京都	福生市、武蔵村山市、羽村市、西多摩郡奥多摩町
(略)	(略)	(略)	(略)
愛知県	岡崎市、春日井市、津島市、豊南市、安城市、西尾市、稲沢市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、北名古屋市、弥生市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡笠江町	愛知県	岡崎市、春日井市、津島市、豊南市、安城市、西尾市、稲沢市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、北名古屋市、弥生市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡笠江町
(略)	(略)	(略)	(略)
滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市	滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市
(略)	(略)	(略)	(略)
福岡県	春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡粕屋町	福岡県	春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡粕屋町

第二十七条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正

第二十七条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成二十七年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和三年四月一日において当該地域に係る名称により変更された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

七級地	(略)	(略)
埼玉県	(略)	熊谷市、深谷市、日高市、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、大里郡寄居町
千葉県	(前号)	木更津市、東金市、岩井市、高津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、笠原郡長柄町、長生郡長南町
(前号)	(前号)	足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町
神奈川県	(略)	(略)
愛知県	(略)	豊橋市、一宮市、半田市、豊川市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊泉村
(略)	(略)	(略)
滋賀県	(略)	長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、蒲生郡日野町
(略)	(略)	(略)

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称により変更された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

七級地	(略)	(略)
埼玉県	(略)	熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、大里郡寄居町
千葉県	千葉県	木更津市、東金市、岩井市、高津市、八街市、山武市、大網白里市、長生郡長柄町、長生郡長南町
東京都	東京都	西多摩郡瑞穂町、西多摩郡檜原村
神奈川県	(略)	足柄下郡箱根町
愛知県	(略)	豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、川原市、滑浪市、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡飛島村、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊泉村
(略)	(略)	(略)
滋賀県	(略)	長浜市、野洲市、湖南市、東近江市
(略)	(略)	(略)

一 (略)

二 削除 (略)

三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める要件 (略)

三の 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める各口常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認定の者

一 (略)

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第十六号)第十二条の二十、第二項、規定する介護職員初任者研修課程を修了した者(厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年厚生労働省告示第百十八号)第一号及び第二号に掲げる者を除く。)

三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注7の厚生労働大臣が定める要件 (新設) (略)

三の 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の八の注の厚生労働大臣が定める者
 四の八 (略)

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の八の注の厚生労働大臣が定める期間
 移行支援助加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十一月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市)又は指定都市又は中核市の市長、以下同じ)に届け出た年においては、届出の日から同年十一月までの期間)
 (略)

十の 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居室療養管理指導費の八の注の厚生労働大臣が定める者
 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居室療養管理指導費の八の注の厚生労働大臣が定める者
 十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居室療養管理指導費の八の注の厚生労働大臣が定める特別な養育
 (略)

十二 削除
 十三 削除

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間
 Aの1 維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から加算して十一月までの期間
 十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用台
 (略)

十七 削除
 十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注14の厚生労働大臣が定める状態
 イ(イ) (略)

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注15の厚生労働大臣が定める期間
 移行支援助加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十一月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十一月までの期間)

(新設)

四の八 (略)
 九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の八の注の厚生労働大臣が定める期間
 社会参加支援助加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十一月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市)又は指定都市又は中核市の市長、以下同じ)に届け出た年においては、届出の日から同年十一月までの期間)
 (略)

(新設)
 十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居室療養管理指導費の八の注の厚生労働大臣が定める特別な養育
 (略)

十一 削除
 十二 削除

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間
 Aの1 維持等加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十一月までの期間
 十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用台
 (略)

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注14の厚生労働大臣が定める状態
 イ(イ) (略)

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注15の厚生労働大臣が定める期間
 社会参加支援助加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十一月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十一月までの期間)

二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居室療養管理指導費の八の注の厚生労働大臣が定める特別な養育
 (略)

二十一 削除
 二十二 削除

二十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間
 Aの1 維持等加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十一月までの期間
 二十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用台
 (略)

二十七 削除
 二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注14の厚生労働大臣が定める状態
 イ(イ) (略)

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注15の厚生労働大臣が定める期間
 社会参加支援助加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十一月までの期間(厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十一月までの期間)

二十一、二十六 (略)

二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期人所療養介護費のイ(6)の注、ロ(6)の注、ハ(6)の注、ニ(6)の注及びホ(6)の注の厚生労働大臣が定める療養費

(略)

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期人所療養介護費のイ(6)の注及びホ(6)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期人所療養介護費のイ(5)の注、ロ(5)の注、ハ(5)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十八の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める期間

(略)

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

イ 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種(以下この号において「医師等」という)が共同で作成した利用者(以下この号において「利用者」という)の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む)であること

ロ (略)

ハ (略)

三十一、三十五 (略)

三十五の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の下の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十五の二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十五の二の三 (略)

(略)

三十五の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

二十一、二十六 (略)

二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期人所療養介護費のイ(6)の注、ロ(6)の注、ハ(6)の注、ニ(6)の注及びホ(6)の注の厚生労働大臣が定める療養費

(略)

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期人所療養介護費のイ(6)の注及びホ(6)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期人所療養介護費のイ(5)の注、ロ(5)の注、ハ(5)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十八の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

イ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種(以下この号において「医師等」という)が共同で作成した利用者(以下この号において「利用者」という)の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む)であること

ロ (略)

ハ (略)

三十一、三十五 (略)

三十五の二 (新設)

(新設)

三十五の二の二 (新設)

(略)

三十五の二の三 (略)

(略)

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

(略)

第十五号に規定する入浴介助

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注14の厚生労働大臣が定める期間
(略)

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者
(略)

三十六 (略)

三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注1の注9の厚生労働大臣が定める期間
第二十五号の規定する期間

三十八 (略)

三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の注1の注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者
(略)

四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
(略)

四十 (略)

四十の 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める期間
第三十八号の規定する期間

四十 (略)

四十の 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注から二までの注17の厚生労働大臣が定める期間
第二十八号の規定する期間

四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注から二までの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)

四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注から二までの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
(略)

四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注から二までの注20の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
(略)

四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

三十五の四の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注14の厚生労働大臣が定める期間
(略)

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者
(略)

三十六 (略)

三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助
第二十五号の規定する入浴介助
(新設)

三十八 (略)

三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の注1の注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者
(略)

四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
(略)

四十一 (略)

四十の (新設)

四十二・四十三 (略)

四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注から二までの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)

四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注から二までの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
(略)

四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注から二までの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
(略)

四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

四一八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者
 次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ (略)
 ロ 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種のもの（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に於いて適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること

四一九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める者
 (略)

五一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める者
 (略)

五二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注の厚生労働大臣が定める疾病等
 (略)

五三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のロの注の厚生労働大臣が定める状態
 (略)

五四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のロの注の厚生労働大臣が定める区分
 (略)

五五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の方の注の厚生労働大臣が定める状態
 (略)

五六 (略)

五二八の二 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一一七号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注の厚生労働大臣が定める期間

五二七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する相克障害者等

五二八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注の厚生労働大臣が定める者
 (略)

四一九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者
 次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ (略)
 ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種のもの（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に於いて適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること

四二〇 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める者
 (略)

五二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の注の厚生労働大臣が定める者
 (略)

五三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注の厚生労働大臣が定める疾病等
 (略)

五四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のロの注の厚生労働大臣が定める状態
 (略)

五五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の方の注の厚生労働大臣が定める区分
 (略)

五六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注の厚生労働大臣が定める状態
 (略)

五二八 (新設)

五二九の二 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十一年厚生省告示第一一七号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する相克障害者等

五二八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注の厚生労働大臣が定める者
 (略)

五十九 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのイ及びロの注29の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める標準

(略)

六十一 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する旨

(略)

六十二 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十三 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十四 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十五 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する旨

(略)

イロ 医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、本人の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること

六十六 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める標準

(略)

六十七 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十八 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注1の厚生労働大臣が定める旨

(略)

イロ 次いでいずれかに該当する旨

(略)

ハ 常駐医師の旨

(略)

二 感染症の旨

(略)

五十九 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める標準

(略)

六十一 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する旨

(略)

六十二 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十三 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十四 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十五 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する旨

(略)

イロ 医師、看護師、介護職員等が共同して、本人の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること

六十六 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める標準

(略)

六十七 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める旨

(略)

六十八 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注1の厚生労働大臣が定める旨

(略)

イロ 次いでいずれかに該当する旨

(略)

ハ 常駐医師の旨

(新設)

六十九 指定施設サービスマ等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスマのアの注の厚生労働大臣が定める旨

(略)

七十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の厚生労働大臣が定める機関

(略)

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイロからイロまでの注ロ及びロの注リ並びにハロからロまでの注ロの厚生労働大臣が定める者

(略)

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイロの注ロ及びロの注及びハロの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイロの注リ及びロの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

七十四の 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのロの注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

七十四の 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

七十四の四 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という)の介護予防訪問入浴介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者

口常生所に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められること加えて介護を必要とする状態の者

七十五 (略)

七十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注アの厚生労働大臣が定める基準

(略)

七十七・七十八 (略)

七十八の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション等の注の注の厚生労働大臣が定める期間

事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間

七十九 (略)

七十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の厚生労働大臣が定める機関

(略)

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイロからイロまでの注ロ及びロの注リ並びにハロからロまでの注ロの厚生労働大臣が定める者

(略)

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイロの注ロ及びロの注及びハロの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイロの注リ及びロの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

七十四の 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのロの注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

七十四の 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の厚生労働大臣が定める者

(新設)

七十五 (略)

七十六 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という)の介護予防訪問看護費の注アの厚生労働大臣が定める基準

(略)

七十七・七十八 (略)

七十八の 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション等の注の注の厚生労働大臣が定める期間

事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(指定

介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション等の注の注の厚生労働大臣が定める期間)

事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(指定

介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション等の注の注の厚生労働大臣が定める期間)

事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(指定

介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション等の注の注の厚生労働大臣が定める期間)

七十九 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>七十二の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費の八の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費の八の注を月一回算定している者</p> <p>八十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費の八の注の厚生労働大臣が定める特別な集約</p> <p>(略)</p> <p>八十一・八十二 (略)</p> <p>八十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の下の注の厚生労働大臣が定める期間</p> <p>事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の口若しくはこの注に掲げる基準又は八の注の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年一月までの期間)</p> <p>八十四・八十四の二 (略)</p> <p>八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイの注、ロの注、ハの注、ニの注及びホの注の厚生労働大臣が定める療養費</p> <p>(略)</p> <p>八十五の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイの注、ロの注、ハの注及びホの注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>(略)</p> <p>八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイの注及びホの注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療</p> <p>(略)</p> <p>八十七・八十九 (略)</p> <p>(前略)</p> <p>九十一 (略)</p> <p>(厚生労働大臣が定める基準の)部改正</p> <p>第二十八条 厚生労働大臣が定める基準(平成十七年四月労働省告示第九九五号)の部を次の表のように改正する。</p>	<p>(新設)</p> <p>八十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費の八の注の厚生労働大臣が定める特別な集約</p> <p>(略)</p> <p>八十一・八十二 (略)</p> <p>八十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の下の注の厚生労働大臣が定める期間</p> <p>事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のロ、ハ又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間)</p> <p>八十四・八十四の二 (略)</p> <p>八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイの注、ロの注、ハの注、ニの注及びホの注の厚生労働大臣が定める療養費</p> <p>(略)</p> <p>八十五の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイの注、ロの注、ハの注及びホの注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>(略)</p> <p>八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイの注及びホの注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療</p> <p>(略)</p> <p>八十七・八十九 (略)</p> <p>九十 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注イの厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助</p> <p>第十五号に規定する入浴介助</p> <p>九十一 (略)</p>
<p>一・二 (略)</p> <p>三 訪問介護費における特定事業所加算の基準</p> <p>イ・二 (略)</p> <p>ホ 特定事業所加算の次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) その日から前までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(二) 指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>三の 訪問介護費、訪問入浴介護費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、特定施設入居者生活介護費、定額巡回、随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 訪問介護費における特定事業所加算の基準</p> <p>イ・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）、介護医療院サービス、介護予防訪問入浴介護費、介護予防短期入所療養介護費、介護予防短期入所療養介護費、認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準。

イ 認知症専門ケア加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状が顕著もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の占める割合が、分の、以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が二十人以上の場合においては、当該対象者の数が十九を超えて、又はその端数を頂すことに一を加えて得た数以上配当し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

- (3) 当該事業所又は施設に従業者に対する認知症ケアに関する密着事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ロ 認知症専門ケア加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配当し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設における介護職員（看護職員）との認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

四 訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

- (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第六十五条第一條の二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長、第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) (7) (略)
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を(3)の職員に周知していること。

ロ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イⅠからイⅣまでに掲げる基準に適合すること。

(2) (略)

四 訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

- (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第六十五条第一條の二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長、第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) (7) (略)
- (8) 平成二十七年四月からの届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を主たる職員に周知していること。

ロ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イⅠからイⅣまでに掲げる基準に適合すること。

(2) (略)

(前号)

(前号)

(前号)

四の 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ (略)

(2) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

ハ (略)

ニ (略)

ホ 訪問介護費における特定事業所加算(1)又は(2)のいずれかを算定していること。

ロ (略)

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)、以下この号において同じ)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職口に周知していること。

(8) (略)

イ (略)

五 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問入浴介護事業所(指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ)の全ての訪問入浴介護従業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ)に対し、訪問入浴介護従業者(2)に研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

ロ 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的

に実施すること。

ハ 次のいずれかに適合すること。

(一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六以上であること。

(二) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数一年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。

(3) 平成二十一年一月から(4)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用を全ての職員に周知していること。

二 介護職員処遇改善加算(1) (4)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ(4)又は(5)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(1) (4)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四の 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ (略)

(2) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

ハ (略)

ニ (略)

ホ 訪問介護費における特定事業所加算(1)又は(2)のいずれかを算定していること。

ロ (略)

(7) 平成二十一年一月から(8)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)、以下この号において同じ)及び当該職員の処遇改善に要する費用を全ての職口に周知していること。

(8) (略)

イ (略)

五 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新号)

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。

(前略)

(前略)

ロ サービス提供体制強化加算(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) (略)
- (2) 次のいずれかに適合すること。

イ 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

六 (略)

六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ロ (略)
- ハ 指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
- ニ・ヒ (略)
- ホ (略)

ロ 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)又は(2)のいずれかを掲げ出ていること。

(前略)

(前略)

(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職口に周知していること。

(8) (略)

ロ (略)

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問入浴介護事業所(指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ)の全ての訪問入浴介護従業者(指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ)に対し、訪問入浴介護(従業員)ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指図を目的とした会議を定期的に開催すること。

(3) 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者にに対し、健康診断等を定期的に実施すること。

ロ サービス提供体制強化加算(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。

六 (新設)

六 (略)

六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ロ (略)
- ハ 指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- ニ・ヒ (略)
- ホ (略)

ロ 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)を算定していること。

(前略)

(前略)

(7) 平成二十一年一月から(2)の届出の日までの間に実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職口に周知していること。

(8) (略)

ロ (略)

七〇八 (略)
九 訪問看護費における看護体制強化加算の基準

イ 看護体制強化加算

(1) 指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準第八十一条第一号に規定する指定訪問看護ステーション)をいう。以下同じ。である指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第六十一条第一号に規定する指定訪問看護事業所)をいう。以下同じ。にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (イ) 算定日が属する月の前六ヶ月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注10に係る加算をいう)を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (ロ) 算定日が属する月の前六ヶ月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11に係る加算をいう)を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。

ア 加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。ロ(1)において同じ)を算定した利用者が五名以上であること。

当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護職員)をいう。以下この号において同じの総数のうち、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第15号。以下、指定介護予防サービス等基準)このうち、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準第六十条に規定する指定介護予防訪問看護)をいう。以下同じ。の事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合においては、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。

指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、(1)から(1)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(別表)

ロ 看護体制強化加算

(1) 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (イ) 算定日が属する月の前十二ヶ月間において、指定訪問看護事業所におけるサービス利用者ア加算を算定した利用者が一名以上であること。

(2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、(1)及び(1)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

七〇八 (略)
九 訪問看護費における看護体制強化加算の基準

イ 看護体制強化加算

(1) 算定日が属する月の前六ヶ月間において、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第八十一条第一号に規定する指定訪問看護事業所)をいう。以下同じ。における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注10に係る加算をいう)を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

- (イ) 算定日が属する月の前六ヶ月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11に係る加算をいう)を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。

ア 加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。ロ(1)において同じ)を算定した利用者が五名以上であること。

当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護職員)をいう。以下この号において同じの総数のうち、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第15号。以下、指定介護予防サービス等基準)このうち、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準第六十条に規定する指定介護予防訪問看護)をいう。以下同じ。の事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合においては、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。

指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、(1)から(1)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(別表)

ロ 看護体制強化加算

(1) 算定日が属する月の前十二ヶ月間において、指定訪問看護事業所におけるサービス利用者ア加算を算定した利用者が一名以上であること。

- (イ) 算定日が属する月の前十二ヶ月間において、指定訪問看護事業所におけるサービス利用者ア加算を算定した利用者が一名以上であること。

(2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあつては、(1)及び(1)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

訪問看護におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合することを、

(1) 指定訪問看護事業所の全ての看護師等（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること、

(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること、

(3) 当該指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること、

ロ サービス提供体制強化加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること、

(1) 1日から3日までに掲げる基準のいずれにも適合すること、

(2) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること、

(罰則)

一 罰則

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準 (罰則)

訪問看護におけるサービス提供体制強化加算の基準 (新設)

(新設)

イ 指定訪問看護事業所の全ての看護師等（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること、

(新設)

ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること、

ハ 当該指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること、

ニ 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること、

訪問リハビリテーションセンター等における短期集中リハビリテーション実施加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

訪問リハビリテーションセンター等におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

に記録すること。

イ リハビリテーションマネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に付し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する意向等のうちいずれか、以上の指針を行うこと。

(2) ①における指針を行った医師又は当該指針を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指針の内容が①に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

(3) (略)

(4) 訪問リハビリテーション計画(指定居宅サービス等基準第八十一条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画をいう。以下同じ。)について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。

(5) (略)

(6) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員(法第七十九条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)に付し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。

(7) 次のいずれかに適合すること。

イ・ロ (略)

(8) ①から⑦までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。

ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ①から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

イ リハビリテーションマネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ①から⑧までに及びロ①から⑦までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) (略)

ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ①及びロ①に掲げる基準に適合すること。

(新設)

(2) 訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。

(3) (略)

(4) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員(ロ)に付し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。

(5) (略)

(6) 以下のいずれかに適合すること。

イ・ロ (略)

(7) ①から⑥までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。

(新設)

イ リハビリテーションマネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ロ①、②及びロ①から⑦までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) (略)

ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 指定訪問リハビリテーション事業所における訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出していること。

一 二の二 指定訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行う場合の減算に係る基準

イ (略)

ロ 一の規定に関わらず、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に、イの及びロに掲げる基準に適合する場合は、同期間に限り、指定居宅サービス介護給付費単位数の訪問リハビリテーション費の仕目を算定できるものとする。

十三 訪問リハビリテーション費における移行支援加算の基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者（以下「訪問リハビリテーション終了者」という。）のうち、指定居宅サービス等基準第九一条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。指定通所リハビリテーション、指定居宅サービス等基準第十一条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。指定地域密着型サービス、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四一条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六一条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。第五十四号において同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七一条において同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第九号において同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定介護予防サービス等基準第二十一条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第四一条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。法第九十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業その他社会参加に資する取組（以下「指定通所介護等」という。）を実施した者の占める割合が、五分の五を超えていること。
- (二) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して十四日以降四月四日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。

(三) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して十四日以降四月四日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。

ハ (略)

一四 訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所に移行するに当たり、当該利用者（略）

イ サービス提供体制強化加算の基準

一四の二 (略)

一 二の二 指定訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行う場合の減算に係る基準

イ (略)

ロ 一の規定に関わらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、イの及びロに掲げる基準に適合する場合は、同期間に限り、指定居宅サービス介護給付費単位数の訪問リハビリテーション費の仕目を算定できるものとする。

一四 訪問リハビリテーション費における社会参加支援加算の基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者（以下「訪問リハビリテーション終了者」という。）のうち、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九一条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション、指定居宅サービス等基準第十一条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。指定地域密着型サービス、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四一条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六一条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。第五十四号において同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七一条において同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第九号において同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定介護予防サービス等基準第二十一条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第四一条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。法第九十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業その他社会参加に資する取組（以下「指定通所介護等」という。）を実施した者の占める割合が、五分の五を超えていること。
- (二) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して十四日以降四月四日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること（居宅訪問等）により、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をしてきた日から起算して、一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

(三) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して十四日以降四月四日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること（居宅訪問等）により、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をしてきた日から起算して、一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

ロ (新設)

一四 訪問リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算の基準

一四 (新設)

一四の二 (略)

―四の三 通所介護者、地域密着型通所介護者、認知症対応型通所介護者及び介護予防認知症対応型通所介護者における入浴介助加算の基準

イ 入浴介助加算 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

ロ 入浴介助加算 次のいずれにも適合すること。

① イに掲げる基準に適合すること。

② 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が利用者の居室を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居室の浴槽が、当該利用者が自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準第二条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス等基準第九十一条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）又は指定特定福祉用具販売事業所（指定居宅サービス等基準第二十八条第二項に規定する指定特定福祉用具販売事業所をいう。この福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。

③ 当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の居室を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居室の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。

④ ③の人浴計画に基づき、個浴（個別の人浴をいう。以下同じ。）その他の利用者の居室の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。

⑤ 通所介護者における中重度者ケア体制加算の基準

イ 指定居宅サービス等基準第九十一条第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定居宅サービス等基準第九十一条に規定する常勤換算方法をいう。第十七号、第十八号及び第三十九号において同じ。）で二以上確保していること。

ロ 指定通所介護事業所における前年度又は算定月が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の十以上にあること。

ハ (略)

(新設)

―五 通所介護者における中重度者ケア体制加算の基準

イ 指定居宅サービス等基準第九十一条第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定居宅サービス等基準第九十一条に規定する常勤換算方法をいう。第十七号、第十八号及び第三十九号において同じ。）で二以上確保していること。

ロ 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）における前年度又は算定月が属する月の前三月間利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の十以上にあること。

ハ (略)

十五の二 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び通所型サービス等における生活機能向上連携加算の基準

(前項)

イ 生活機能向上連携加算 次のもずれにも適合すること。

① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一條第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二十二号）第一条の第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内の診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所（通所型サービス（法第百十五條の四十五第一項第一号のロに規定する第一号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第八十二号）第五條の規定による改正前の法第八條第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスを含む。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

③ ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

十五の二 通所介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護における生活機能向上連携加算の基準

(前項)

イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一條第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二十二号）第一条の第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内の診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアシスタント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握することを行う。）、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に合った機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(配多)

十六 通所介護における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はききゆう師(はり師及びききゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」というとき、各以上配置していること。

(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。

(3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。

(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認すること。また、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。

(5) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成二十一年厚生告示第二十七号、以下「通所介護費算定方法」という)の第一号に規定する基準のいずれにも適合しないこと。

ロ 個別機能訓練加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて一名以上配置していること。

(2) イからロまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

(新設)

ハ) 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

十六 通所介護における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する運動の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はききゆう師(はり師及びききゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」というとき、各以上配置していること。

(2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。

(3) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

(新設)

ロ 個別機能訓練加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を、各以上配置していること。

(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を準備した個別機能訓練計画を作成していること。

(前号)

八 個別機能訓練加算II 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(5)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

(2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の夫
施に当たっては、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用
していること。

十六の二 通所介護費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所
介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
費及び介護福祉施設サービスにおけるAりし維持等加算の基準

イ Aりし維持等加算II 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間(2)において「評価対象利用期間」と
いう。)が六月を超えざる者という。以下この号において同じ。の総数が十人以上であるこ
と。

(前号)

(前号)

(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初日(以下「評価対象利用開始日」とい
う。)と、当該月の翌日から起算して六月目(六月目にサービス利用がない場合)につい
ては当該サービスの利用があった最終の日)においてAりしを評価し、その評価に基づき他
(以下「Aりし値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測
定を提出していること。

(3) 評価対象者の評価対象利用開始日の翌日から起算して六月目の月に測定したAりし値か
ら評価対象利用開始日に測定したAりし値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき
算出した値(以下「Aりし利得」という。)の平均値が一以上であること。

(4) 評価対象者のAりし利得の平均値が、以上であること。

(前号)

(前号)

(前号)

ロ Aりし維持等加算II 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。

(2) 評価対象者のAりし利得の平均値が、以上であること。

(3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備
し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
(4) 次に掲げる基準に適合すること。

十七の二 通所介護費及び地域密着型通所介護費におけるAりし維持等加算の基準

イ Aりし維持等加算II 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 利用者(当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して六
月以上利用し、かつ、その利用期間(2)において「評価対象利用期間」という。)において、
五時間以上の通所介護費の算定回数(五時間未満の通所介護費の算定回数も一回者に限
る。以下イにおいて同じ。)の総数が二十人以上であること。

(2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初日(複数の評価対象利用期間の初日が存在
する場合は、複数の評価対象利用期間の初日のうち最も早い日とする。以下「評価対象利
用開始日」という。)において、要介護状態区分が要介護二、要介護四及び要介護五である
者の占める割合が百分の十五以上であること。

(3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始日において、初回の法第二十七条第一項の要介
護認定又は法第三十二条第一項の要支援認定があった日から起算して十二ヶ月以内である者
の占める割合が百分の十五以下であること。

(4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始日と、当該月から起算して六月目において、機
能訓練指導員がAりしを評価し、その評価に基づき他(以下この号において「Aりし値」と
いう。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている
者(5)において「提出者」という。)の占める割合が百分の九以上であること。

(5) 評価対象利用開始日から起算して六月目の月に測定したAりし値から評価対象利用開始
日に測定したAりし値を控除して得た値(以下「Aりし利得」という。)が多い順に、提出
者の総数の上位百分の八十五に相当する数(その数に未満の端数が生じたときは、これ
を切り上げるものとする。)の利用者について、次の(6)から(8)までに掲げる利用者区分に
応じ、当該「(6)から(8)までに定める値を合計して得た値が一以上であること。

一 Aりし利得が零より大きい利用者

二 Aりし利得が零の利用者 等

三 Aりし利得が零未満の利用者 マイナス

ロ Aりし維持等加算II 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(5)までの基準に適合するものであること。

(2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者について、算
定日が属する月に当該利用者のAりし値を測定し、その結果を厚生労働省に提出している
こと。

一七 通所介護費における認知症加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ・ロ (略)

ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を、名以上配置していること。

一八 通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第九十一条の二第 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十八年政令第四十二号)第四十条第 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十八年政令第四十二号)第四十条第 項の規定により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。)を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く)、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準
(略)

一八の二 通所介護費、通所リハビリテーション費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養アセスメント加算の基準
通所介護費等算定方法第一号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号及び第十一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

一九 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養改善加算の基準
通所介護費等算定方法第一号、第五号の二、第六号、第十一号、第十六号及び第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

一九の二 通所介護費、通所リハビリテーション費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準

(前略)

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(下) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 利用開始時及び利用中の月に利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報、当該利用者からの口腔の健康状態が低下しているおそれのある場(以下「おそれ」)にあっては、その改善に必要な情報を当該利用者(当該利用者)に提供していること。

一七 通所介護費における認知症加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ・ロ (略)

ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を、名以上配置していること。

一八 通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十一号)附則第九十一条の二第 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十八年政令第四十二号)第四十条第 項の規定により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。)を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く)、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準
(略)

(新設)

一九 通所介護費、地域密着型通所介護費及び認知症対応型通所介護費における栄養改善加算の基準
厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成二十一年厚生省告示第二十七号)以下「通所介護費等算定方法」という。第一号、第五号の二、及び第六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

一九の二 通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準
通所介護費等算定方法第一号、第五号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十六号から第十八号、第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(新設)

(2) 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

(3) 通所介護等算定方法第一号、第二号、第六号、第十一号及び第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

一 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

二 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

ロ 口腔・栄養スタリ・ニング加算 次に掲げる基準のいずれかに適用すること。

一 次に掲げる基準のいずれにも適用すること。

イ 住及びびびに掲げる基準に適用すること。

二 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

三 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する日ではないこと。

ハ 次に掲げる基準のいずれにも適用すること。

一 イ及びびびに掲げる基準に適用すること。

二 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していないかつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する日ではないこと。

三 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する日であること。

二 通所介護等における口腔機能向上加算の基準

(前略)

イ 口腔機能向上加算 次に掲げる基準のいずれにも適用すること。

一 口腔問題管理、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。

二 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(新設)

二十 通所介護等、地域密着型通所介護等及び認知症対応型通所介護等における口腔機能向上加算の基準

通所介護等算定方法第一号、第五号の二及び第六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(新設)

(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定居宅サービス介護給付要単位数表の通所介護者の注得に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。)を行っているとともに、利用者ごとの口腔機能を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 口腔機能向上加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イからロまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔機能向上の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

二一・二十二 (略)

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

一 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。

二 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数一年以上の介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) イに該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

一 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四一以上であること。

二 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

ニ (前略)

二四・二四の二 (略)

二四の三 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーション提供体制加算の基準

指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が二十五又はその端数を増すことにより以上であること。

(新設)

二二 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

二二一・二二二 (略)

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(2) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

一 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(新設)

(新設)

(略)

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イに該当するものであること。

二四・二四の二 (略)

二四の三 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーション提供体制加算の基準

指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が二十五又はその端数を増すことにより以上であること。

ロ リハビリテーションマネジメント加算(イ)から(ロ)までのいずれかを算定していること。

二十四の四 通所リハビリテーション費における入浴介助加算の基準

イ 入浴介助加算(1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

ロ 入浴介助加算(2) 次のいずれにも適合すること。

(1) イに掲げる基準に適合すること。

(2) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「この号において、医師等」という。)が利用者の居室を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該利用者の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。

(3) 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した当該利用者の居室の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。

(4) (3)の入浴計画に基づき、個裕その他の利用者の居室の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。

二十五 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

(前略)

(新設)

二十五 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

イ リハビリテーションマネジメント加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 通所リハビリテーション計画(指定居宅サービス等基準第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。以下同じ。)の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の上乗等の情報を伝達していること。

(3) 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指命を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して一日以内に、当該利用者の居室を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。

(4) 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する役割等のうちいずれか、以上の指示を行うこと。

(5) (4)に掲げる指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

イ リハビリテーションマネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 ① 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加え、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する留意等のうちいずれか、以上の指示を行うこと。
 ② ①に掲げる指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が①に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるよう(記録すること)。

(イ) (略)

(4) (3) 通所リハビリテーション計画(指定居宅サービス等基準第百十五条第 項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。以下同じ)について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることも、説明した内容等について医師へ報告すること。

(5) (略)

(7) 次のいずれかに適合すること。
 (イ) (略)

(8) ①から④までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。
 (イ) リハビリテーションマネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (ロ) ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ハ リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (イ) ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (ロ) (略)

ニ リハビリテーションマネジメント加算(ニ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (イ) (略)

(2) 利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

二十六 削除

二十七 通所リハビリテーション費における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の基準
 イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(イ) 一週間に、日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。
 (前条)

ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (イ) (略)

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(イ)又はロ(イ)については、①及び②のいずれかを算定していること。

ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (イ) ①及び②に掲げる基準に適合すること。

(2) (略)

(3) 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることも、説明した内容等について医師へ報告すること。
 (イ) (略)

(7) 次のいずれかに適合すること。
 (イ) (略)

(8) ①から④までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。
 (イ) リハビリテーションマネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (ロ) ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ハ リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (イ) ①から④までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (ロ) (略)

ニ リハビリテーションマネジメント加算(ニ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (イ) (略)

(2) 指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出していること。

二十六 通所リハビリテーション費における短期集中個別リハビリテーション実施加算の基準
 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(イ)からロ(イ)のいずれかを算定していること。

二十七 通所リハビリテーション費における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の基準
 イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (イ) (略)

ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (イ) (略)

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(イ)又はロ(イ)については、①及び②のいずれかを算定していること。

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(イ)又はロ(イ)については、①及び②のいずれかを算定していること。

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(イ)又はロ(イ)については、①及び②のいずれかを算定していること。

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(イ)又はロ(イ)については、①及び②のいずれかを算定していること。

二十八 通所リハビリテーション費用における生活行為向上リハビリテーション実施加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ（略）

二十九 通所リハビリテーション費用におけるリハビリテーションマネジメント加算（イ又はロ）は、ロ又は口のいずれかを算定していること。
ホ 指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居室を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね、月に一回以上実施すること。

三十 通所リハビリテーション費用における口腔機能向上加算の基準
第二十一号の規定を準用する。この場合において、同号イのうち「指定居室サービス介護給付費単位数」の箇所を「介護給付費の注18」とあるのは「指定居室サービス介護給付費単位数」の箇所を「通所リハビリテーション費の注16」と、同号イのうち「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二号」と読み替えるものとする。

イ（略）
ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者ごとの栄養状態を定期的に記録していること。

二・ホ（略）

（罰則）

（罰則）

（罰則）

三十一（略）

三十二 通所リハビリテーション費用における移行支援加算の基準
イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一）評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者（以下「通所リハビリテーション終了者」という。）のうち、指定通所介護等（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション）を除く、を実施した者の占める割合が百分の三を超えていること。

二十八 通所リハビリテーション費用における生活行為向上リハビリテーション実施加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ（略）

二十九 通所リハビリテーション費用におけるリハビリテーションマネジメント加算（イ又はロ）は、ロ又は口のいずれかを算定していること。
（新設）

三十 通所リハビリテーション費用における口腔機能向上加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ（略）
ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者ごとの栄養状態を定期的に記録していること。

二・ホ（略）

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。
ロ 利用者ごとの口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を基（付）た言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービス（指定居室サービス介護給付費単位数）の通所リハビリテーション費の注16に規定する口腔機能向上サービスをいっていることと、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従っていること。
ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
ホ 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

三十一（略）

三十二 通所リハビリテーション費用における社会参加支援加算の基準
イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一）評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者（生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。以下「通所リハビリテーション終了者」という。）のうち、指定通所介護等（指定通所リハビリテーション）及び指定介護予防通所リハビリテーションを除く、を実施した者の占める割合が百分の五を超えていること。

(2) 評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して二十四日以降四十四日以内は、通所リハビリテーション従業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する通所リハビリテーション従業者をいう。）が、通所リハビリテーション終了者に対して、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。

ロ 十二を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者者の平均利用日数で除して得た数が百分の十七以上であること。

ハ 通所リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者者のリハビリテーション計画書移行先の事業所へ提供すること。

三十一 通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 次のいずれかに適合すること。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数一年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。

(3) 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) (略)

(二) 次に該当するものであること。

イ サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 次のいずれかに適合すること。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上(以下「A」といふ)こと。

(二) (略)

(三) (略)

(四) (略)

(五) (略)

(六) (略)

(七) (略)

(八) (略)

(九) (略)

(十) (略)

(十一) (略)

(十二) (略)

(十三) (略)

(十四) (略)

(十五) (略)

(十六) (略)

(十七) (略)

(十八) (略)

(十九) (略)

(二十) (略)

(2) 評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して二十四日以降四十四日以内は、通所リハビリテーション従業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する通所リハビリテーション従業者をいう。）が、通所リハビリテーション終了者に対して、居宅訪問等により、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、一月以下継続する見込みであることを確認し、記録していること。

ロ 十二を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者者の平均利用日数で除して得た数が百分の十五以上であること。

(新設)

三十二 通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

イ サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) (略)

(二) 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(二) (新設)

(三) (新設)

(四) (新設)

(五) (新設)

(六) (新設)

(七) (新設)

(八) (新設)

(九) (新設)

(十) (新設)

(十一) (新設)

(十二) (新設)

(十三) (新設)

(十四) (新設)

(十五) (新設)

(十六) (新設)

(十七) (新設)

(十八) (新設)

(十九) (新設)

(二十) (新設)

(二十一) (新設)

(二十二) (新設)

(二十三) (新設)

(二十四) (新設)

(二十五) (新設)

(二十六) (新設)

(二十七) (新設)

(二十八) (新設)

(二十九) (新設)

(三十) (新設)

介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三回ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 生活機能向上連携加算② 次のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三回ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(新設)

三十五 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における療養食加算の基準

(略)

三十六 短期入所生活介護費における個別機能訓練加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）以下にのぞきにおいて、理学療法士等二名以上配置して

(新設)

(新設)

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(新設)

(新設)

(新設)

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を毎月または一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。

三十五 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における療養食加算の基準

(略)

三十六 短期入所生活介護費における個別機能訓練加算の基準
第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「イ(4)」とあるのは、「第16号(ロ)」と読み替えるものとする。

(新設)

ハ 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。

ニ 機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

三十七 (略)

三十八 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。
一 指定短期入所生活介護事業所の介護職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百三十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの介護職員、以下同じ)の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の八以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉上の占める割合が百分の三十五以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
一 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の六十以上であること。

ハ サービス提供体制強化加算(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
一 次のいずれかに適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の五以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。)が当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百三十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員(以下「看護・介護職員」という。)の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(3) 指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第百三十一条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)を利用者に直接提供する職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百三十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員)の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の

以上であること。

(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

三十七 (略)

三十八 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第百三十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ)の介護職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百三十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの介護職員、以下同じ)の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
一 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の五以上であること。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) (略)

(前号)

(前号)

三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

(前号)

イ 介護職員等特定処遇改善加算に、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ハ 経験・技能のある介護職員のうち、人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

ニ 指定短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の平均を上回っていること。

ホ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

ヘ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

ヘ 当該指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

イ サービス提供体制強化加算に、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 指定短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。)が当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

イ(ロ)に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算に、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第百十條に規定する指定短期入所生活介護をいう。)を利用者に直接提供する職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百一十一條第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを提供提供する職員)の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

イ(ロ)に該当するものであること。

三十九(略)

三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

(前号)

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する資金改正を実施すること。ただし、経営の無化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の負担水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容については都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定短期入所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

① 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算又は加算のいずれかを届出していること。

② 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（指定居宅サービス等基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう）である場合にあつては併設本体施設（指定居宅サービス等基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く）をいう）が、介護職員等特定処遇改善加算を届出していること。

(6) 短期入所生活介護費における介護職員の処遇改善加算から進までのいずれかを算定して算定すること。

(7) 心の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（資金改正に関するものを除く）以下二の号において同じ）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に同知していること。

(8) ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により⑥及び⑦の届出に同知していること。

④ 介護職員等特定処遇改善加算（以下から①及び②から③までに掲げる基準のいずれかにも適合すること）。

三十九の三 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

イ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

①・②（略）

③ 介護老人保健施設短期入所療養介護費①の介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは前又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①を算定しているものであること。

④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

①（略）

② 介護老人保健施設短期入所療養介護費①の介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは前又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①を算定しているものであること。

三十九の四 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護における総合医学管理加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 診療方針並びに、治療計画として、検査、検査、注射、処置等を行うこと。

(新設)

三十九の 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

イ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

①・②（略）

③ 介護老人保健施設短期入所療養介護費①の介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは前又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①を算定しているものであること。

④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

①（略）

② 介護老人保健施設短期入所療養介護費①の介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは前又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①を算定しているものであること。

③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

①（略）

② 介護老人保健施設短期入所療養介護費①の介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは前又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①を算定しているものであること。

③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

①（略）

② 介護老人保健施設短期入所療養介護費①の介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは前又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①を算定しているものであること。

③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

①（略）

② 介護老人保健施設短期入所療養介護費①の介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは前又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①若しくは経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費①を算定しているものであること。

③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

①（略）

ロ 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載すること。

ハ 利用者の下浴の医師に付して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を必ず文書添付して必要な情報の提供を行うこと。

四 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の算出

イ サービス提供体制強化加算

一 サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに該当するものであること。

四十 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の算出

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算

二 次のいずれかに適合すること。

ア 指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準法第四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(9) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 指定短期入所療養介護を行う療養病棟(病室又は認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること)。

(10) 介護施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 介護施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 (略)

ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 次のいずれかに適合すること。

h 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

b 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

c 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の二十以上であること。

イ (略)

(11) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 次のいずれかに適合すること。

a 指定短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

b 指定短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

c 指定短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入所患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ (略)

(12) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 指定短期入所療養介護を行う療養病棟に係る病棟(以下「療養病棟」という。)当該指定短期入所療養介護を行う病棟(以下「病室」という。)又は当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(13) 介護施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 介護施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 (略)

ロ サービス提供体制強化加算Ⅲ

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(新設)

(新設)

イ (略)

(14) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 指定短期入所療養介護を行う療養病棟に係る病棟、当該指定短期入所療養介護を行う病室又は当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(新設)

(新設)

ロ (略)

介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 次のいずれかに適合すること。

- a 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
- b 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が百分の七十五以上であること。
- c 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の指定短期入所療養介護又は介護医療院サービスを利用古又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(前略)

(略)

介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(新設)

(新設)

(新設)

(二) 略

(三) サービス提供体制強化加算(1)

介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所であるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 療養病棟・病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (4) イ(2)に該当するものであること。

介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) イ(3)に該当するものであること。
- (3) サービス提供体制強化加算(1)のいずれにも適合すること。

介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数一年以上の者の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) イ(1)に該当するものであること。

施設である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所療養介護を行う療養病棟・病室又は認知症病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数一年以上の者の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (2) サービスに該当するものであること。

四一 (略)

四一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

(前略)

イ 介護職員等特定処遇改善加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 経験・技能のある介護職員のうち、人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(3) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の倍以下であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(4) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の倍以下であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(5) 当該指定短期入所療養介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(6) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容については都道府県知事に届け出ること。

(7) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(8) 短期入所療養介護費ににおけるサービス提供体制強化加算又は出のいずれかを届け出ていること。

(9) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては当該介護老人保健施設が、指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては当該指定介護療養型医療施設が、介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては当該介護医療院が、介護職員等特定処遇改善加算書を届け出ていること。

(10) 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算書から出たのいずれかを算定して

四十一 (略)

四十一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

(新設)

第六号の二の規定を準用する。

(7) ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全て職員の周知していること。

(8) ①の処遇改善の内容等については、インターネット上の利用その他の適切な方法により公表していること。

四一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イ(イ)から(エ)まで及(イ)から(エ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四一の二 特定施設入居者生活介護(以下「生活介護」という)における身体拘束禁止未実施減算の基準

指定居宅サービス等基準第百八十一條第五項及び第百八十二條第五項に規定する基準に適合していること。

四一の三 特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「生活介護」という)に於ける入居者継続支援加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 入居継続支援加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一條各号(一)に掲げる行為を必要とする者の中から割合が入居者の百分の一以上であること。

(新設)

四十二 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く。)、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設(以下「介護老人福祉施設」という)における介護サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。)、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という)の占める割合が、分の、以上であること。

(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が、十人未満である場合にあっては、以上、当該対象者の数が、十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその倍数を超過することを一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

(3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る定期的な開催していること。

(4) 認知症専門ケア加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ この基準のいずれにも適合すること。

ロ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、一以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。

(5) 当該事業所又は施設における介護職員の看護職員(以下「看護職員」という)の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

四十二の二 特定施設入居者生活介護(以下「生活介護」という)における身体拘束禁止未実施減算の基準

指定居宅サービス等基準第百八十一條第五項及び第百八十二條第五項に規定する基準に適合していること。

(新設)

(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法(指定居室サービス等基準第1条第八号に規定する常勤換算方法又は指定地域密着型サービス基準第1条第七号に規定する常勤換算方法をいうこと)、入居者の数が六又は七の端数を増すこと、以上であること。ただし、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が七又はその端数を増すことに一以上であること。

イ 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。

ロ 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アシストメント(入居者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入居者の身体状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。

ハ 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委嘱(公を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委嘱書において必要な権限等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること)。

ニ 職員の安全及びケアの質の確保
ホ 介護機器の定期的な点検
ヘ 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員の研修

(3) 通所介護費等算定方法第五号及び第九号に規定する基準のいずれにも適合していないこと。

ロ 大規模施設支援加算に、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占めと割合が入居者の百分の五以上であること。

ロ 介護費に該当するものであること。

四十一の四 特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける生活機能向上連携加算の基準

(別表)

イ 生活機能向上連携加算(1) 次のいずれにも適合すること。

ロ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師

「以下」の号において、「理学療法士等」というのは、当該指定特定施設(指定居室サービス等基準第七十四条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準第九条第一項に規定する指定地

四十二の三 特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける生活機能向上連携加算の基準

指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

(新設)

域密着型特定施設をいう。以下同じ。指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス）又は準第百二十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。又は指定介護老人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を評価し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

① 介護機能向上連携加算Ⅱ 次のもいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は介護機能の向上を目的とする機能訓練の項目を評価し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

四十一の四 (略)

四十一の六 特定施設入居者生活介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における日歴・栄養スクリーニング加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の日歴の健康状態について確認を行い、当該利用者の日歴の健康状態に関する情報（当該利用者の日歴の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ロ 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

ハ 通所介護費算定方法第五号、第七号から第九号まで、第十九号、第二十一号及び第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(新設)

四十二の四 (略)
(新設)

四一 特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 次のいずれかに適合すること。ただし、指定居宅サービス等基準第百七十四条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護(防サ)サービス等基準第百七十四条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ)の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準第百三十三条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ)の事業とが同一の施設において、一体的に運営されている場合における、介護職員の総数の算定にあつては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。
- (二) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の七十以上であること。
- (三) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、継続年数十年以上の介護福祉上の占める割合が百分の二十五以上であること。
- (四) 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。

(五) サービス提供体制強化加算(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の六十以上であること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、予出たし書の規定を準用する。

前条

(二) サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定にあつては、予出たし書の規定を準用する。
- (二) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の五十以上であること。
- (三) 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (四) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、継続年数七年以上の者の占める割合が百分の五十以上であること。

四十二 特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ)の介護職員の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の六十以上であること。

(二) 指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防サービス等基準第百三十三条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ)の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準第百三十三条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ)の事業とが同一の施設において、一体的に運営されている場合において、(一)の介護職員の総数の算定にあつては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。

(三) 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

サービス提供体制強化加算(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉上の占める割合が百分の五十以上であること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(前号)
(四) (略)

(前号)

四十四 (略)

四十四の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
イ 介護職員等特定処遇改善加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(二) (略)
(三) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(四) (略)
(五) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算(イ)若しくは(ロ)又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(イ)若しくは(ロ)のいずれかを掲げ出ていること。

(六) (略)
(七) (ロ)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に關するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に同知していること。

(八) (略)

四十五・四十六 (略)

四十七 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(一) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(指定地域密着型サービス基準第 条の四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。)に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(二)の研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

(二) 介護職員の総数の算定にあつては、イ2の規定を準用する。

(三) サービス提供体制強化加算(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数(平均勤続年数)が百分之七十以上であること。

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数(平均勤続年数)が百分之七十以上であること。

(二) 以上の者の占める割合が百分之三十以上であること。

(三) 以上の職員の総数の算定にあつては、イ2の規定を準用する。

(四) (略)

四十四の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
イ 介護職員等特定処遇改善加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(二) (略)
(三) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の倍以下であること。

(四) (略)
(五) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算(イ)若しくは(ロ)又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(イ)のいずれかを掲げ出ていること。

(六) (略)
(七) 平成二十一年一月から(ロ)の届出の日の届する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に關するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に同知していること。

(八) (略)

四十五・四十六 (略)

四十七 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(前号)

- (四) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- (五) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (六) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
 - (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十以上であること。
 - (三) サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
 - (四) サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(前号)

(前号)

- (一) サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
- (二) サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- (一) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。
- (三) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続年数十年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(前号)

(前号)

- (一) サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
- (二) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(指定地域密着型サービス基準第三、第四の四第、五に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ)に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(二)に研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定してゐること。

- (一) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催してゐること。

- (一) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (二) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
 - (二) サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- (一) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が百分の三十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (二) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。
- (三) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続年数十年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(前号)

(前号)

- (一) サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
- (二) サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

四十八 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 〇の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- ロ (略)
- ハ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イからロまでに及びロに掲げる基準に適合すること。
- (2) (略)

(前多)

四十八の二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ロ (略)
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を下回っていること。
- (一)・画 (略)
- (二)・画 (略)

- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(1)又は(2)のいずれかを周知していること。
- (6) (略)
- (7) 〇の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)以下この号にかき〇と同じ。及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (8) (略)
- ロ (略)
- ハ (略)

四十九 (略)

五十 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

- (1) 指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ)の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施し又は実施を予定していること。

四十八 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (8) 平成二十七年四月から〇の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ (略)
- ハ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イからロまでに掲げる基準に適合すること。
- (2) (略)

(前多)

四十八の二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ロ (略)
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (一)・画 (略)
- (二)・画 (略)

- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(1)のいずれかを周知していること。
- (6) (略)
- (7) 平成二十七年十月から〇の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)以下この号にかき〇と同じ。及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (略)
- ロ (略)
- ハ (略)

四十九 (略)

五十 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

- (新設)

(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(3) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) 次のいずれかに適合すること。

(一) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(二) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ イⅡからⅡまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(前略)

(前略)

(前略)

(2) (略)

ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ イⅡからⅡまでに適合すること。

(2) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(前略)

(前略)

五十一・五十二の二 (略)

イ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 夜間対応型訪問介護員等を算定していること。

(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域療養型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等に対する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

(3) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(5) (略)

(前略)

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ イⅡからⅡまでに適合すること。

(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の三十以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が百分の五十以上であること。

(新設)

(新設)

(新設)

ハ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 夜間対応型訪問介護員等を算定していること。

(2) イⅡからⅡまでに適合すること。

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ イⅡからⅡまでに適合すること。

(2) イⅡからⅡまでに適合すること。

五十一・五十二の二 (略)

五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービス基準第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。）で二以上確保していること。

ロ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は指定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護一、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の十以上であること。

ハ 略

五十二の四 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）以下この号において「理学療法士等」といふことを、若くは以上配置していること。

(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。

(3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。

(4) 機能訓練指導員等が利用者の居室を訪問し、利用者の居室での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後三日ごと一回以上、利用者の居室を訪問した上で、当該利用者の居室での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。

(5) 通所介護等算定方法第五号の二に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 個別機能訓練加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イで配置された理学療法士等に加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて二名以上配置していること。

(2) イで配置された理学療法士等を二名以上配置していること。

(前各)

(前各)

イ 個別機能訓練加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(5)まで及びロ(1)及びロ(2)に掲げる基準に適合していること。

五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービス基準第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。）で二以上確保していること。

ロ 指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第一項第一号に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）における前年度又は指定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護一、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の十以上であること。

ハ 略

五十二の四 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）以下この号において「理学療法士等」といふことを二名以上配置していること。

(2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。

(3) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

(4) 機能訓練指導員等が利用者の居室を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三日ごと一回以上、利用者の居室を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

(新設)

ロ 個別機能訓練加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を、各以下配置していること。

(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。

(前各)

(前各)

イ 個別機能訓練加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(5)まで及びロ(1)及びロ(2)に掲げる基準に適合していること。

② 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たっては、当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

五十一の五 (略)

五十一の六 地域密着型通所介護費における口歴・栄養スクリーニング加算の基準

(前略)

イ 口歴・栄養スクリーニング加算 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(二) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイを算定していること。

(三) 第十九号の二イ(注)及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(四) 通所介護費等算定方法第五号の二に掲げる基準のいずれにも適合しないこと。

② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のロを算定していること。

(二) 第十九号の二イ(山)及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(三) ①に掲げる基準に適合すること。

ロ 口歴・栄養スクリーニング加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) ①(一)に該当するものであること。

(二) 第十九号の二ロ(イ)又はロに掲げる基準のいずれかに適合すること。

五十一の七 地域密着型通所介護費における口歴機能向上加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」とあるのは「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注20」と、同号イ(五)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは「通所介護費等算定方法第五号の二」と読み替えるものとする。

(前略)

(罰則)

五十一の八 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 次のいずれかに適合すること。

(二) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が自分の七十以上であること。

(三) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が自分の二十以上であること。

② 通所介護費等算定方法第五号のイ及びロに掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

五十一の五 (略)

五十一の六 地域密着型通所介護費における個別送迎体制強化加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定療養通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第四十号第一項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)における三名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。

(新設)

(新設)

ロ 当該従事者のうち、名は、看護士又は准看護士であること。

(新設)

(新設)

五十一の七 地域密着型通所介護費における入浴介助体制強化加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定療養通所介護事業所における三名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。

ロ 当該従事者のうち一名は、看護士又は准看護士であること。

五十一の八 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

四 サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

② サービス提供体制強化加算Ⅱ

五 サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

① 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(二) 指定地域密着型通所介護利用者に対する職員提供率の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の十以上であること。

(略)

② サービス提供体制強化加算Ⅲ

六 サービス提供体制強化加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

① 指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第三十八条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(略)

② サービス提供体制強化加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(二) サービス提供体制強化加算Ⅳ

五十一の九 (略)

五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算Ⅱ又はⅢのいずれか」とあるのは、「地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算Ⅱ又はⅢ（指定療養通所介護にあつてはサービス提供体制強化加算Ⅱ又はⅢのいずれか）」と読み替へるものとする。

五十二 (新設) 認知症対応型通所介護費における介護職能向上加算の基準

第二十七号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」とあるのは「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注18」と、同号イ中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは「通所介護費等算定方法第六号」と読み替へるものとする。

五十三 (新設) サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十一条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は其用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四

十一条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は其用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四

四 サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

② 通所介護費等算定方法第六号のイ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

五 サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

① 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

(二) 指定地域密着型通所介護利用者に対する職員提供率の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(三) サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

② サービス提供体制強化加算Ⅳ

六 サービス提供体制強化加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

① 指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第三十八条に規定する指定療養通所介護をいう。）を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(略)

② サービス提供体制強化加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第三十八条に規定する指定療養通所介護をいう。）を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(二) サービス提供体制強化加算Ⅳ

五十一の九 (略)

五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

(新設)

五十二 (新設) 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第二十七号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」とあるのは「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注18」と、同号イ中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは「通所介護費等算定方法第六号」と読み替へるものとする。

(新設)

五十三 (新設) サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十一条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は其用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四

「五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ」の介護職員の総数、共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十一条第一項に制定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ）、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第七十一条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ）、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定職員の総数を合算し、以下同じ）のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。

② 通所介護費等算定方法第六号に規定する基準のいづれにも該当しないこと。

① サービス提供体制強化加算② 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

- ① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
- ② サービス提供体制強化加算② 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。
- ③ 次のいづれかに適合すること。
 - (一) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
 - (二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護利用者（直接提供する職員の総数（共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定認知症対応型共同生活介護）（指定地域密着型サービス）基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス）基準第六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ）の介護職員の総数を合算し、以下同じ）のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

（新設）

① サービス提供体制強化加算② 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

② 通所介護費等算定方法第六号に規定する基準のいづれにも該当しないこと。

③ サービス提供体制強化加算② 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

④ 次のいづれかに適合すること。

- (一) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。
- (二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護利用者（直接提供する職員の総数（共用型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス）基準第九十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ）、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス）基準第七十一条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ）、指定地域密着型特定施設（指定認知症対応型共同生活介護）（指定地域密着型サービス）基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス）基準第六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ）の介護職員の総数を合算し、以下同じ）のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

（新設）

① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護利用者（直接提供する職員の総数（共用型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定認知症対応型共同生活介護）（指定地域密着型サービス）基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス）基準第六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ）の介護職員の総数を合算し、以下同じ）のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

者生活介護（指定地域密着型サービス基準第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第百二十一条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を直接提供する職員の総数を合計し、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の二十以上であること。

（四）

五十二・五十三の（略）

五十四 短期利用居宅介護費を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一）

利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であつて、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員に對する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

（二）

五十五・五十六（略）

五十七 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

サービス提供体制強化加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一）指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（研修における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。

（二）

サービス提供体制強化加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一）単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数（共用型指定認知症対応型通所介護事業所については、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第九十一条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第九十一条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を直接提供する職員の総数を合計し、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の二十以上であること。

五十三・五十三の（略）

五十四 短期利用居宅介護費を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一）

利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であつて、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員に對する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

（二）

五十五・五十六（略）

五十七 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

（新設）

サービス提供体制強化加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（一）指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（研修における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。

五十八の三 認知症対応型共同生活介護者における身体拘束廃止未実施減算の基準
 指定地域密着型サービス基準第九十七条第六項及び第七項に規定する基準に適合していること。
 五十八の四 認知症対応型共同生活介護者の作りの厚生労働大臣が定める基準

(略)

五十八の五 認知症対応型共同生活介護費における栄養管理体制加算の基準
 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

五十九 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

- イ サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ロ 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。

(二) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。

ロ 通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

イ サービス提供体制強化加算(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) (略)

(二) ①に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(三) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (一) 次のいずれかに適合すること。

① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

③ 指定認知症対応型共同生活介護者を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の七十以上であること。

(二) (略)

(罰則)

(罰則)

六十一・六十の二 (略)

六十の三 地域密着型特定施設入居者生活介護者における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第九十八条第五項及び第六項に規定する基準に適合していること。

五十八の三 認知症対応型共同生活介護者における身体拘束廃止未実施減算の基準
 指定地域密着型サービス基準第九十七条第六項及び第七項に規定する基準に適合していること。
 五十八の四 認知症対応型共同生活介護者の作りの厚生労働大臣が定める基準

(新設)

五十九 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

- イ サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ロ 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) ①に該当するものであること。

ロ サービス提供体制強化加算(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

② サービス提供体制強化加算(三) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

② サービス提供体制強化加算(四) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

③ 指定認知症対応型共同生活介護者を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(二) (略)

(新設)

(新設)

(略)

ハ サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

② サービス提供体制強化加算(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 指定認知症対応型共同生活介護者を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

② サービス提供体制強化加算(三) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

六十・六十の二 (略)

六十の三 地域密着型特定施設入居者生活介護者における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第九十八条第五項及び第六項に規定する基準に適合していること。

(四) (略)

(五) 指定地域密着型サードビスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令（第百二十六号）別表指定地域密着型サードビス介護給付費単位数表（以下、指定地域密着型サードビス介護給付費単位数表（三〇〇〇）の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注一の入居継続支援加算（注）若しくは併し又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサードビス提供体制強化加算（注）若しくは併しを算定していること。

(六) (略)

(七) ①の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に關するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員の周知していること。

(八) (略)

六十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束防止未実施減算の基準
指定地域密着型サードビス基準第六十七条第五項及び第六項又は第六十一、条第七項及び第六十八項に規定する基準に適合していること。

六十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における安全管理課制未実施減算の基準
指定地域密着型サードビス基準第六十五、条第一項に規定する基準に適合していること。

六十三 指定地域密着型サードビス基準第六十一、条に定める栄養上又は管理栄養士の員数を備えていること及び指定地域密着型サードビス基準第六十一、条第一項に規定する基準のいずれにも適合していること。

六十四 (略)

六十五 削除

(四) (略)

(五) 指定地域密着型サードビス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注一の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサードビス提供体制強化加算（注）のいずれかを算定していること。

(六) (略)

(七) 平成二十年一月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に關するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員の周知していること。

(八) (略)

六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束防止未実施減算の基準
指定地域密着型サードビス基準第六十七、条第五項及び第六項又は第六十一、条第七項及び第六十八項に規定する基準に適合していること。

六十四 (略)

六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サードビス、介護保健施設サードビス、介護療養施設サードビス及び介護医療院サードビスにおける栄養マネジメント加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

イ 常勤の管理栄養士を一名以上配置していること。

ロ 入所者又は入院患者（以下この号において「入所者等」という。）の栄養状態を施設入所時又は入院時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の名が共同して、入所者等（二）の摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者等（二）の栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていることと、入所者等の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者等（二）の栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直ししていること。

ホ 通所介護費算定方法第十号、第十一号、第十三号、第十四号（看護職員の人数に対する看護士の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所任する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に關する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の人数に係る部分を除く。次号、第六十七号イ、第六十八号ロ、第六十九号において準用する場合を含む。）及び第九十八号において読み替えて準用する第四十号において同じ。）及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当していること。

六十五の二 (略)

六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における栄養マネジメント強化加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 管理栄養士を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう)で、入所者の数を五以上で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を一名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合においては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を七以上で除して得た数以上配置していること。

ロ 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者こと栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。

ハ 口に相応する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると思われる場合は、早期に対応していること。

ニ 入所者こと栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たっては、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ホ 通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経リ移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する有職員の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。第六十七号イ、第九十六の二及び第九十八号において読み替へて準用する第九十三号において同じ。及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十七 (略)

六十八 特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算の基準

イ (略)

ロ 通所介護費等算定方法第五号、第八号、第九号、第十九号及び第十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理加算の基準

(前略)

ロ 口腔衛生管理加算(イ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 歯科医師又は歯科医師の指図を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成されていること。

ロ 歯科医師の指図を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月一回以上

行うこと。

六十五の二 (略)

六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経リ移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十七 (略)

六十八 特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算の基準

イ (略)

ロ 通所介護費等算定方法第五号、第八号、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理加算の基準

(新設)

前号の規定を準用する。

- (3) 精神衛生士が、①における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員を介し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- (4) 歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。
- (5) 通所介護等算定方法第一号、第十一号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 口腔衛生管理加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) ①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける住宅復帰支援機能加算の基準

イ (略)

- ロ 退所者の退所後三十日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者(指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第一条第二項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ)から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

七十一 (略)

七十二の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準)

イ 褥瘡マネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも三月に一回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他の褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (2) ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

- (3) 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。
- (4) ①の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直しを行っていること。

(新設)

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける住宅復帰支援機能加算の基準

イ (略)

- ロ 退所者の退所後三十日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者(指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第一条第三項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ)から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

七十一 (略)

七十二の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準)

イ 褥瘡マネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に報告するとともに、同、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に報告すること。

(新設)

(新設)

(新設)

四 療養ケアマネジメント加算に 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イから四までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(二) イの評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるときれた入所者又は利用者については、褥瘡の発生のないこと。

(前条)

(前条)

七 一の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける排せつ支援加算の基準

イ 排せつ支援加算に 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たっては、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(二) ①の評価の結果、排せつに介護を要する入所者又は利用者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づき支援を継続して実施していること。

(三) ①の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直しを行っていること。

ロ 排せつ支援加算に 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イから四までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(二) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) イの評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排泄又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。

(二) イの評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であつて要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。

ハ 排せつ支援加算に イから四までに並びにロ及びニに掲げる基準のいずれにも適合すること。

七 一の四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける自立支援促進加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも六月に一回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たっては、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。

ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

(新設)

(新設)

ハ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施することともに、その管理の内容を入所者の状態について定期的に記録していること。

ニ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直ししていること。

(新設)

(新設)

イ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。

ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも、日、回、入所者ごとに支援計画を見直していること。

二 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。

七十一の五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける科学的介護推進体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 科学的介護推進体制加算の次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働者に提出していること。

(2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ロ 科学的介護推進体制加算の次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (1)に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働者に提出していること。

(2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ(1)に規定する情報、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(削る)

イ サービス提供体制強化加算の次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

一 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。

二 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の十五以上であること。

三 提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。

ロ 通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

イ サービス提供体制強化加算の次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(新設)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(中)「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

(新設)

ハ サービス提供体制強化加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

① 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

② 指定地域密着型介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

③ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

イ 介護職員等特定処遇改善加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注7の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)若しくは(2)のいずれかを算定していること。

(4) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注7の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)若しくは(2)のいずれかを算定していること。

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注7の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)若しくは(2)のいずれかを算定していること。

(6) ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）以下この号において同じ）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職口に周知していること。

(7) ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）以下この号において同じ）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職口に周知していること。

(8) ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）以下この号において同じ）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職口に周知していること。

ロ (略)

七十四 (略)

七十五 看護小規模多機能型居宅介護費における訪問看護体制減算の基準

イ 算定日が属する月の前三日間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ）における利用者（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下この号及び第七十八号において同じ）の総数のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービス（指定地域密着型サービス基準第七十七条第九号に規定する看護サービス）をいう。以下同じ）を提供した利用者の占める割合が百分の三十未満であること。

ロ (略)

(新設)

七十三 (略)

七十三の 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注7の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)若しくは(2)のいずれかを算定していること。

(4) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注7の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)若しくは(2)のいずれかを算定していること。

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注7の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)若しくは(2)のいずれかを算定していること。

(6) ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）以下この号において同じ）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職口に周知していること。

(7) 平成二十一年一月から②の届出の日属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）以下この号において同じ）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職口に周知していること。

(8) ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）以下この号において同じ）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職口に周知していること。

ロ (略)

七十四 (略)

七十五 看護小規模多機能型居宅介護費における訪問看護体制減算の基準

イ 算定日が属する月の前三日間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ）における利用者（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下この号及び第七十七号において同じ）の総数のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービス（指定地域密着型サービス基準第七十七条第九号に規定する看護サービス）をいう。以下同じ）を提供した利用者の占める割合が百分の三十未満であること。

ロ (略)

七十六 (略)

七十七 (略)

七十八 (略)

七十九 (略)

ロ 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の次に係る加算をいう。第七十八号イロにおいて同じ。）を算定した利用者の占める割合が百分の三未満であること。

ハ 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の次に係る加算をいう。第七十八号イロにおいて同じ。）を算定した利用者の占める割合が百分の五未満であること。

七十五の二 看護小規模多機能型居宅介護費における介護機能向上加算の基準

第二十九号の規定を準用する。この場合において、同イロ中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」とあるのは「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の注1」と、同イロ中「通所介護費算定方法第1号」とあるのは「通所介護費算定方法第1号」と読み替えるものとする。

七十六・七十七 (略)

七十八 看護小規模多機能型居宅介護費における看護体制強化加算の基準

イ 看護体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)ヨ(略)

(2) 算定日が属する月の前十二日間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の次の加算をいう。）を算定した利用者が一名以上であること。

(5) (略)

ロ (略)

七十九の二・七十九 (略)

八十一 複合型サービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の主たる看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者(1)に研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。

(2) 利用者に因する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の候補指

導を目的とした会議を定期的に開催していること。

(3) 次のいずれかに適合すること。

(イ) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。

(ロ) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、勤続年数十年以下の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。

(4) 通所介護費算定方法第十一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 算定日が属する月の前一月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の次に係る加算をいう。第七十八号ロにおいて同じ。）を算定した利用者の占める割合が百分の三未満であること。

ハ 算定日が属する月の前一月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費の次に係る加算をいう。第七十八号ロにおいて同じ。）を算定した利用者の占める割合が百分の五未満であること。

(新設)

七十六・七十七 (略)

七十八 看護小規模多機能型居宅介護費における看護体制強化加算の基準

イ 看護体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)ヨ(略)

(2) 算定日が属する月の前十二日間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の次の加算をいう。）を算定した利用者が一名以上であること。

(5) (略)

ロ (略)

七十九の二・七十九 (略)

八十 複合型サービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

イ サービス提供体制強化加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(前号)

ロ サービス提供体制強化加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 次のいずれかに適合すること。

(略)

一 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師)であるものを除くこの総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

二 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。

三 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(前号)

八十一 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前六个月内に作成した居室サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。)、又は指定地域密着型通所介護(以下この号において、訪問介護サービス等、という。))の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたもの占める割合が百分の八十を超えていること。

八十四 居宅介護支援費における特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
ロ サービス提供体制強化加算(略)

イ サービス提供体制強化加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
ロ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス等基準第七十一条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

(前号)

ロ 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術向上等を目的とした会議を定期的に開催していること。

三 通所介護費等算定方法(第三号)に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

四 サービス提供体制強化加算(ロ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師)であるものを除くこの総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。

二 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。

三 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算(略)

ロ サービス提供体制強化加算(略)

三 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算(略)

ロ サービス提供体制強化加算(略)

三 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

イ サービス提供体制強化加算(略)

ロ サービス提供体制強化加算(略)

四〇(略)

必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス(法第二十四条第一項に規定する介護給付等対象サービスをいう)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

ロ 特定事業所加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ①、②、③、④及び⑥から⑧までの基準に適合すること。

④ (略)

ハ 特定事業所加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① イ③、④及び⑥から⑧までの基準に適合すること。

②・③ (略)

二 特定事業所加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① イ③、④及び⑥から⑧までの基準に適合すること。ただし、イ④、⑥、⑦及び⑧の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。

② ①の基準に適合すること。

③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を、名以上配置していること。

④ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の口数を常勤の員数に換算する方法をいう。)で、以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(①で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務を兼務して差し支えないものとする。

八十四の 居宅介護支援費における特定事業所医療介護連携加算の基準

次のいずれにも適合すること。

イ 前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算(Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ又はⅢの算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携回数(第八十五号のニイからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。)の合計が三十五回以上であること。

ロ 前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を五回以上算定していること。

ハ 特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定していること。

八十五、八十五の (略)

四〇(略)

(新設)

ロ 特定事業所加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① イ①、②、③、④及び⑥から⑧までの基準に適合すること。

② (略)

ハ 特定事業所加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① イ③、④及び⑥から⑧までの基準に適合すること。

②・③ (略)

二 特定事業所加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算(Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ又はⅢの算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携回数(第八十五号のイからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。)の合計が十五回以上であること。

② 前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を五回以上算定していること。

③ 特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定していること。

(新設)

八十五、八十五の (略)

八十六 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止の実施減算の基準
 指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）以下「指定介護老人福祉施設基準」という。第一、第五項及び第六項又は第四十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していること。

八十六の二 介護福祉施設サービスにおける安全管理体制の実施減算の基準
 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項に規定する基準に適合していること。

八十六の三 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一一七号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービス等の注目の厚生労働大臣が定める基準
 指定介護老人福祉施設基準第二十条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていないこと及び指定介護老人福祉施設基準第十七条の二（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において適用する場合を含む。）に規定する基準のいずれにも適合していること。

八十六の四 介護福祉施設サービスにおける栄養マネジメント強化加算の基準
 第六十五号の規定を準用する。この場合において、同号中「指定地域密着型サービス基準第二十条第七号」とあるのは「指定介護老人福祉施設基準第二十条第三項」と、「通所介護費等算定方法第十号」とあるのは「道所介護費等算定方法第十一号」と読み替えるものとする。

八十七 介護福祉施設サービスにおける提供体制強化加算の基準
 第七十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「通所介護費等算定方法第十一号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十二号」と読み替えるものとする。

八十八（略）

八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
 イ 介護職員等特定処遇改善加算（イ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 ② 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

ニ（略）

ロ（略）

ハ十九 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止の実施減算の基準
 介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）以下「介護老人保健施設基準」という。第十三条第五項及び第六項又は第四十七、第四十七項及び第八項に規定する基準に適合していること。

八十六 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止の実施減算の基準
 指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第一、第五項及び第六項又は第四十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していること。

八十六の二 介護福祉施設サービスにおける安全管理体制の実施減算の基準
 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項に規定する基準に適合していること。

八十六の三 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一一七号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービス等の注目の厚生労働大臣が定める基準
 指定介護老人福祉施設基準第二十条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていないこと及び指定介護老人福祉施設基準第十七条の二（指定介護老人福祉施設基準第四十九条において適用する場合を含む。）に規定する基準のいずれにも適合していること。

八十六の四 介護福祉施設サービスにおける栄養マネジメント強化加算の基準
 第六十五号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「通所介護費等算定方法第十一号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十二号」と読み替えるものとする。

八十七 介護福祉施設サービスにおける提供体制強化加算の基準
 第七十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「通所介護費等算定方法第十一号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十二号」と読み替えるものとする。

八十八（略）

八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
 イ 介護職員等特定処遇改善加算（イ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 ② 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

ニ（略）

ロ（略）

ハ十九 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止の実施減算の基準
 介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十三条第五項及び第六項又は第四十七、第四十七項及び第八項に規定する基準に適合していること。

八十九の二 介護保健施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準

介護老人保健施設基準第三十六條第一項に規定する基準に適合していること。

六十四が定める基準

介護老人保健施設基準第二條に定める栄養士又は管理栄養士の員数を備えていること及び介護老人保健施設基準第十七條の二「介護老人保健施設基準第五十條に於いて適用する場合を台む」に規定する基準のいずれにも適合していること。

九十一 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

イ 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

(新設)

一 次に掲げる算式により算定した数が四以上であること。

$$\frac{A+B+C+D+E+F}{G+H+I+J+K+L}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A、B (略)

C 法第八條第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八條第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八條第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか一種類のサービスを実施している場合は三、いずれか一種類のサービスを実施している場合は二、訪問リハビリテーションを実施している場合は三、いずれか一種類のサービスを実施している場合は二、訪問リハビリテーションを実施していない場合は一、いずれか一種類のサービスを実施している場合は二、いずれか一種類のサービスを実施していない場合は零となる数。

D 当該施設において、常勤換算方法(介護老人保健施設基準第二條第三項に規定する常勤換算方法をいう)で算定したリハビリテーションを相当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が、五以上でありハビリアーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれぞれ二以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、三未満である場合は零となる数。

G、H (略)

I 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

J 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

(一)

(略)

二 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

(二)

(略)

三 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

(三)

(略)

四 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

(四)

(略)

五 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

(五)

(略)

六 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

(六)

(略)

七 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

(七)

(略)

(新設)

(新設)

九十一 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準

イ 介護保健施設サービスにおける在宅復帰・在宅療養支援機能加算

(一)

(略)

二 次に掲げる算式により算定した数が四以上であること。

$$\frac{A+B+C+D+E+F}{G+H+I+J+K+L}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A、B (略)

C 法第八條第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八條第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八條第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか一種類のサービスを実施している場合は三、いずれか一種類のサービスを実施している場合は二、いずれか一種類のサービスを実施していない場合は零となる数。

D (略)

E 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを相当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、三未満である場合は零となる数。

G、H (略)

I 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

J (略)

K 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

L (略)

M 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

N (略)

O 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

P (略)

Q 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

R (略)

S 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

T (略)

U 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

V (略)

W 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

X (略)

Y 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

Z (略)

AA 介護保健施設サービス費(山)の介護保健施設サービス費(若しくは山又はユニット型介護保健施設サービス費(山)のユニット型介護保健施設サービス費(若しくは山)は経過型ユニット型介護保健施設サービス費(山)を算定して得るものであること。

AB (略)

九十一の二 介護保健施設サービスにおける栄養マネジメント強化加算の基準
 第六十五号の三の規定を準用する。この場合において、同号中「指定地域密着型サービス基準第二十七条」とあるのは「介護老人保健施設基準第二十七条」と、通所介護費等算定方法第二号とあるのは「通所介護費等算定方法第十三号」と読み替えるものとする。

九十一 (略)

九十一の二 介護保健施設サービスにおけるかかりつけ医連携薬剤調整加算の基準

イ かかりつけ医連携薬剤調整加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。

(2) 入所後一月以内に、状況に応じて当該入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて当該入所者の主治の医師に説明し、当該主治の医師が同意していること。

(3) 入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価の内容及び入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後一月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。

ロ かかりつけ医連携薬剤調整加算(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)を算定していること。

(2) 当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方によって、当該情報その他の薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ハ かかりつけ医連携薬剤調整加算(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)を算定していること。

(2) 当該入所者に六種類以上の内服薬が処方されており、介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて一種類以上減少させること。

(3) 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて一種類以上減少していること。

九十一 介護保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費の基準

イ 介護保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費(1)の基準
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等(近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む)の内容等を診療録に記載していること。

(2) (略)

ロ (略)

九十一の二 介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける科学的介護推進体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 科学的介護推進体制加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(新設)

九十一 (略)

(新設)

九十二 介護保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費の基準

イ 介護保健施設サービスにおける所定疾患施設療養費(1)の基準
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載していること。

(2) (略)

ロ (略)

(新設)

- (四) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(一)に規定する情報その他サービスを通則かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
 - (五) 科学的介護推進体制加算(三) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (六) サービスに加えて、入所者などの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働者に提出していること。
 - (七) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(一)に規定する情報、(二)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- 九一三 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
(新設)

イ サービス提供体制強化加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (一) 次のいずれかに適合すること。
- (二) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。
- (三) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。
- (四) 次のいずれかに適合すること。
- (五) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。
- (六) 次のいずれかに適合すること。
- (七) 次のいずれかに適合すること。
- (八) 次のいずれかに適合すること。
- (九) 次のいずれかに適合すること。
- (十) 次のいずれかに適合すること。
- (十一) 次のいずれかに適合すること。
- (十二) 次のいずれかに適合すること。
- (十三) 次のいずれかに適合すること。
- (十四) 次のいずれかに適合すること。
- (十五) 次のいずれかに適合すること。
- (十六) 次のいずれかに適合すること。
- (十七) 次のいずれかに適合すること。
- (十八) 次のいずれかに適合すること。
- (十九) 次のいずれかに適合すること。
- (二十) 次のいずれかに適合すること。
- (二十一) 次のいずれかに適合すること。
- (二十二) 次のいずれかに適合すること。
- (二十三) 次のいずれかに適合すること。
- (二十四) 次のいずれかに適合すること。
- (二十五) 次のいずれかに適合すること。
- (二十六) 次のいずれかに適合すること。
- (二十七) 次のいずれかに適合すること。
- (二十八) 次のいずれかに適合すること。
- (二十九) 次のいずれかに適合すること。
- (三十) 次のいずれかに適合すること。
- (三十一) 次のいずれかに適合すること。
- (三十二) 次のいずれかに適合すること。
- (三十三) 次のいずれかに適合すること。
- (三十四) 次のいずれかに適合すること。
- (三十五) 次のいずれかに適合すること。
- (三十六) 次のいずれかに適合すること。
- (三十七) 次のいずれかに適合すること。
- (三十八) 次のいずれかに適合すること。
- (三十九) 次のいずれかに適合すること。
- (四十) 次のいずれかに適合すること。
- (四十一) 次のいずれかに適合すること。
- (四十二) 次のいずれかに適合すること。
- (四十三) 次のいずれかに適合すること。
- (四十四) 次のいずれかに適合すること。
- (四十五) 次のいずれかに適合すること。
- (四十六) 次のいずれかに適合すること。
- (四十七) 次のいずれかに適合すること。
- (四十八) 次のいずれかに適合すること。
- (四十九) 次のいずれかに適合すること。
- (五十) 次のいずれかに適合すること。
- (五十一) 次のいずれかに適合すること。
- (五十二) 次のいずれかに適合すること。
- (五十三) 次のいずれかに適合すること。
- (五十四) 次のいずれかに適合すること。
- (五十五) 次のいずれかに適合すること。
- (五十六) 次のいずれかに適合すること。
- (五十七) 次のいずれかに適合すること。
- (五十八) 次のいずれかに適合すること。
- (五十九) 次のいずれかに適合すること。
- (六十) 次のいずれかに適合すること。
- (六十一) 次のいずれかに適合すること。
- (六十二) 次のいずれかに適合すること。
- (六十三) 次のいずれかに適合すること。
- (六十四) 次のいずれかに適合すること。
- (六十五) 次のいずれかに適合すること。
- (六十六) 次のいずれかに適合すること。
- (六十七) 次のいずれかに適合すること。
- (六十八) 次のいずれかに適合すること。
- (六十九) 次のいずれかに適合すること。
- (七十) 次のいずれかに適合すること。
- (七十一) 次のいずれかに適合すること。
- (七十二) 次のいずれかに適合すること。
- (七十三) 次のいずれかに適合すること。
- (七十四) 次のいずれかに適合すること。
- (七十五) 次のいずれかに適合すること。
- (七十六) 次のいずれかに適合すること。
- (七十七) 次のいずれかに適合すること。
- (七十八) 次のいずれかに適合すること。
- (七十九) 次のいずれかに適合すること。
- (八十) 次のいずれかに適合すること。
- (八十一) 次のいずれかに適合すること。
- (八十二) 次のいずれかに適合すること。
- (八十三) 次のいずれかに適合すること。
- (八十四) 次のいずれかに適合すること。
- (八十五) 次のいずれかに適合すること。
- (八十六) 次のいずれかに適合すること。
- (八十七) 次のいずれかに適合すること。
- (八十八) 次のいずれかに適合すること。
- (八十九) 次のいずれかに適合すること。
- (九十) 次のいずれかに適合すること。
- (九十一) 次のいずれかに適合すること。
- (九十二) 次のいずれかに適合すること。
- (九十三) 次のいずれかに適合すること。
- (九十四) 次のいずれかに適合すること。
- (九十五) 次のいずれかに適合すること。
- (九十六) 次のいずれかに適合すること。
- (九十七) 次のいずれかに適合すること。
- (九十八) 次のいずれかに適合すること。
- (九十九) 次のいずれかに適合すること。
- (百) 次のいずれかに適合すること。

- 九一四 介護療養施設サービスにおける身体拘束麻痺未実施減算の基準
(略)
- 九一五 介護療養施設サービスにおける身体拘束麻痺未実施減算の基準
健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に關する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)以下、指定介護療養型医療施設基準」という(一)第十四条第五項及び第六項又は第十四条第七項及び第八項に規定する基準に適合していること。
- 九一六 指定介護療養施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準
(新設)

- 九一七 指定介護療養施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準
(新設)

- 九一三 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
(新設)
- 九一四 介護療養施設サービスにおける身体拘束麻痺未実施減算の基準
(略)
- 九一五 介護療養施設サービスにおける身体拘束麻痺未実施減算の基準
健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に關する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十四条第五項及び第六項又は第十四条第七項及び第八項に規定する基準に適合していること。
- 九一六 指定介護療養施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準
(新設)

- (新設)
- (新設)
- (新設)

- (新設)
- (新設)
- (新設)

九十五の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスの注9、口の注8及びハの注7の厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定介護療養型医療施設基準第 九 条又は指定介護療養型医療施設基準附則第十九条に定める基準十又は管理栄養士の員数を指していること。

ロ 指定介護療養型医療施設基準第十七条の二 指定介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。に規定する基準に適合していること。

九十六 (略)

九十六の二 介護療養施設サービスにおける低栄養リスク改善期算の基準

通所介護費等算定方法第十四号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

九十七の三 介護療養施設サービスにおける口腔衛生管理加算の基準

前号の規定を準用する。

九十七 (略)

九十八 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第九十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)及びロ、ロ(1)並びにハ(1)及びロ(1)中「介護老人保健施設」とあるのは、指定介護療養型医療施設が療養病床を有する病院である場合においては、指定介護療養施設サービスを行う療養病棟」と、療養病床を有する診療所である場合においては、「指定介護療養施設サービスを行う病室」と、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合においては、「指定介護療養施設サービスを行う認知症病棟」と、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第十三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。

九十九 九十九の二 (略)

百 介護医療院サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十一年厚生労働省令第5号、以下「介護医療院基準」という。)、第六十条第五項及び第六項並びに第四十七条第七項並びに第八項に規定する基準に適合していること。

百の一 介護医療院サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準

介護医療院基準第四十条第二項に規定する基準に適合していること。

百の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注9の厚生労働大臣が定める基準

介護医療院基準第四条に定める栄養上又は管理栄養士の員数を指していること及び介護医療院基準第一一条の二(介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)に規定する基準のいずれにも適合していること。

百の四 介護医療院サービスにおける栄養マネジメント強化加算の基準

第六十五号の規定を準用する。この場合において、同号中「指定地域密着型サービス基準第二十条第七号」とあるのは、「介護医療院基準第一一条第一項」と、通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十五号」と読み替えるものとする。

百の五 介護医療院サービスにおける長期療養生活移行加算の基準

入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

(新設)

九十六 (略)

(新設)

(新設)

九十七 (略)

九十八 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

第四十号イ(2)、ロ(2)、ハ(2)及びロ(2)の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「通所介護費等算定方法第十四号ロ又はハ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。

九十九 九十九の二 (略)

百 介護医療院サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十一年厚生労働省令第5号、第一六条第五項及び第六項並びに第四十七条第七項及び第八項に規定する基準)に適合していること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

百六の三 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師による診察を行わずに利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合の減算に係る基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ロ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であつて、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行つてゐる医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けてゐること。

（四）出（略）

ロ イの規定に関わらず、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に、イ（イ）及びロに掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注目を算定できるものとする。

百六の四 介護予防訪問リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（四）出（略）

（四）出（略）

ロ イの規定により算定した数をロに規定する数で除して得た数が〇・七以上であること。

- ロ 評価対象期間において、法第十三条第二項に基づき要支援更新認定又は法第三十一条第二項に基づき要支援状態区分の変更の認定（ロ及び百一十号二において「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数

（三）評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかつた者（指定介護予防支援事業若くは法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）が介護予防サービス計画（法第八條の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に定める目標に照らし、当該指定介護予防サービス事業者（法第五十一条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。前号（二）において同じ。この数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数の合計数に、を乗じて得た数を加えたもの

百六の三 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師による診察を行わずに利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合の減算に係る基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ロ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であつて、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行つてゐる医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けてゐること。

（四）出（略）

ロ イの規定に関わらず、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、イ（イ）及びロに掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注目を算定できるものとする。

百六の四 介護予防訪問リハビリテーション費における事業所評価加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（四）出（略）

（四）出（略）

ロ イの規定により算定した数をロに規定する数で除して得た数が〇・六以上であること。

- ロ 評価対象期間において、リハビリテーションマネジメント加算を三月以上算定し、かつ当該加算を算定した数、法第十三条第二項に基づき要支援更新認定又は法第三十一条第二項に基づき要支援状態区分の変更の認定（ロ及び百一十号二において「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数

（三）評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかつた者（指定介護予防支援事業者（法第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）が介護予防サービス計画（法第八條の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に定める目標に照らし、当該指定介護予防サービス事業者（法第五十一条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。本号（二）及び百一十号二において同じ。この数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数の合計数に、を乗じて得た数を加えたもの

四〇

百六の五 削除

ホ イからニまでの規定に因りず、平成三十一年四月一日から平成三十一年十一月十一日まで
 の間に、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとして都道府県知事に届出た場合には、
 届出を行った日から平成三十一年一月十一日まで期間に限り、介護予防訪問リハビリテー
 ション費に對する事業所評価加算の基準に適合するものとする。

(四) 指定介護予防所リハビリテーションセンターを提供している事業所において、平成三十一年四月
 一日から平成三十一年三月三十一日までの間、介護予防所リハビリテーション費に對し
 事業所評価加算の基準に適合しているものであること。

(五) 平成三十一年一月一日以前に指定介護予防訪問リハビリテーションセンターを提供し、同年四月一
 日から平成三十一年三月三十一日までの間に介護予防訪問リハビリテーションセンターを
 事業所評価加算の基準に適合しない事業所であつて、評価対象期間(平成二十九年一月一
 日から同年十二月三十一日までの期間)同年中に指定介護予防訪問リハビリテーションセンターを
 開始した指定介護予防訪問リハビリテーションセンター事業所においては、指定介護予防訪問リハ
 ビリテーションを開始した日の属する月から同年十二月までの期間をいう。四において
 同じこと。次に掲げる基準に適合するものであること。

一 介護予防の基準に適合していること。
 二 一の規定により算出して得た数をアの規定により算出して得た数で除して得た数が
 〇・七以上であること。

ロ 評価対象期間において、要支援更新認定等を受けた者の数
 四 評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の
 要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者の数に、要支援更新
 認定等の前の要支援状態区分が要支援一の場合であつて、要支援更新認定等により要支
 援一と判定されたもの又は要支援更新認定等による変更前の要支援状態区分が要支援
 一と判定されたもの又は要支援更新認定等により非該当と判定されたもの人数及び要支援
 一と判定されたもの又は要支援更新認定等により非該当と判定されたもの人数及び要支援
 更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等におい
 て非該当と判定されたもの人数の合計数に、を乗じて得た数を加えたもの。

百六の五 介護予防所リハビリテーションセンター費に對するリハビリテーションマネジメント加算の
 基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (一) 介護予防所リハビリテーションセンターの進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計
 画を修正していること。

(二) 指定介護予防所リハビリテーションセンター事業所(指定介護予防サービス等基準第百一七条第
 一項に規定する指定介護予防所リハビリテーションセンター事業所をいう。以下この号及び第百一
 号において同じ。)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、
 法第百一五条の四十五第一項第一号イに規定する他、訪問事業その他の指定介護予防サー
 ビスに該当する事業に係る従業者に對し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の困
 難点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

(三) 新規に介護予防所リハビリテーションセンター計画を作成した利用者に對して、指定介護予防
 所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言
 語聴覚士が、当該計画に従い、指定介護予防所リハビリテーションの実施を開始した月か
 ら起算して一月以内は、当該利用者の居室を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等
 を行つてはならない。

白六の六 介護予防通所リハビリテーション費における生活行為向上リハビリテーション実施加算の基準
次のいずれにも適合すること。

イ(ハ) (略)

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ)の医師又は医師の指図を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね一月に一回以上実施すること。

白七 介護予防通所リハビリテーション費における運動器機能向上加算の基準
通所介護費等算定方法第十六号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

白七の二 介護予防通所リハビリテーション費及び通所型サービス費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合)については、その改善に必要な情報を含む「」を当該利用者を担当する介護士(標準窓口)に提供していること。

(二) 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の状況)については、低栄養状態の改善に必要な情報を含む「」を当該利用者を担当する介護士(標準窓口)に提供していること。

(三) 通所介護費等算定方法第十六号及び第二十一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(四) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

一 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

二 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(二) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

二 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(四) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加え、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項や留意事項を当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する危険等のうちいずれか、以上の指示を行っていたこと。

(五) 次に掲げる指図を行つた医師又は当該指図を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指図の内容がその基準に適合するものであると明確にわかるように記録していること。

白六の六 介護予防通所リハビリテーション費における生活行為向上リハビリテーション実施加算
次のいずれにも適合すること。

イ(ハ) (略)

二 介護予防通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算を算定していること。

白七 介護予防通所リハビリテーション費における運動器機能向上加算の基準
通所介護費等算定方法第十五号及び第十八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(新設)

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の職員に任じ、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(罰則)

百十五 介護予防短期入所生活介護費における個別機能訓練加算の基準

第三十六号の規定を準用する。

百十六・百十七 (略)

百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イロ中「指定居宅サービス等基準第百二十一号第四項」とあるのは、指定介護予防サービス等基準第百二十九条第四項と、指定居宅サービス等基準第百二十四条第四項とあるのは、指定介護予防サービス等基準第百二十二条第四項と読み替えるものとする。

利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるようた支援する上、解決すべき課題を把握することを行う。及び利用者の身体の状態等の評価をした上で、個別機能訓練計画を作成していること。

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(新設)

(新設)

(新設)

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。

百十五 介護予防短期入所生活介護費における個別機能訓練加算の基準

第三十六号の規定を準用する。この場合において、同号イロ中「イロ」とあるのは、第三十六号イロと読み替えるものとする。

百十六・百十七 (略)

百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

百十七の三 (略)

百十七の四 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における総合医の管理加算の基準

百十八・百十九 (略)

百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四一の号の規定を準用する。

百十九の三 介護予防特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百三十九条第三項の規定する基準に適合していること。

百十九の四 介護予防特定施設入居者生活介護費における生活機能向上連携加算の基準

(新設)

イ 生活機能向上連携加算は、次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションセンターを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という)の助成に該当し、当該指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等基準第二百一十条第一項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

イ 生活機能向上連携加算は、次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションセンターを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防特定施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

百二十 介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

サービス提供体制強化加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、第四一の号に該当しない者の規定を準用する。

一 指定介護予防特定施設の入居職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七

以上であること。

百十七の (新設)

百十八・百十九 (略)

百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

百十九の三 介護予防特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第二百三十九条第三項の規定する基準に適合していること。

百十九の四 介護予防特定施設入居者生活介護費における生活機能向上連携加算の基準

(新設)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションセンターを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定介護予防特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

(新設)

百二十 介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

(新設)

サービス提供体制強化加算の基準

サービス提供体制強化加算は、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、第四一の号に該当しない者の規定を準用する。

一 指定介護予防特定施設の入居職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七以上であること。

(1) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数一年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。

(2) 提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。

(3) 通所介護費等算定方法第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。ただし、介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(1)ただし書の規定を準用する。

(前号)

(2) イ(1)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(1)ただし書の規定を準用する。

イ 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ 指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(前号)

(2) (前号)

(3) (略)

(前号)

(前号)

百二十一・百二十二の二 (略)

百二十一の二 介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

(前号)

イ 生活機能向上連携加算(1) 次のいずれにも適合すること。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等基準第百十条第一項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) ①の介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(3) 通所介護費等算定方法第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) ①の介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(略)

ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) ①の看護・介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(3) イ(3)に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数一年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) ①の職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。

(3) イ(3)に該当するものであること。

百二十一・百二十二の二 (略)

百二十一の二 介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護費又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーション事業所において、医学療法士等、作業療法士、言語療法士又は医師(以下この号において、理学療法士等、という。)が、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の割合に達すべき。

当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三日ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護費における口應機能向上加算の基準

第二十七の三の規程を準用する。この場合において、同号イの四「指定居宅サービス費」を介護給付費単位数去の通所介護費の注18とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス基準」別添付表「指定介護サービス費」給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注18と、同号イの四「通所介護費」算定方法第1号とあるのは、通所介護費等算定方法第20号と読みかえるものとする。

第二十七の三の介護予防認知症対応型共同生活介護費における身体拘束防止未実施減算の基準

指定介護予防サービス等基準第百七十七条第二項及び第三項に規定する基準に適用していること。

「利用者の心身の状況を勘案し、自覚した日常生活を営むことができなくなったと判断する上で解決すべき課題を把握すること」をいうこと。利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を、月に一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

指定介護予防サービス等基準第百七十七条第二項及び第三項に規定する基準に適用していること。

指定介護予防サービス等基準第百七十七条第二項及び第三項に規定する基準に適用していること。

百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準

(略)

百二十七の五 介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養管理体制加算の基準
第五十八号の五の規定を準用する。この場合において、「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。

百二十八、百二十九の二 (略)

百三十 訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十一 訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「指定訪問介護事業所」とあるのは、「訪問型サービス事業所」「訪問型サービス」法第九十五条の四(五)第一項第一号の二に規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法庫の整備等に関する法律第五十条の規定による改正前の法律八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスを含む」の事業を行う事業所をいふ。以下同じ。一と、同号イ(五)中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、同号イ(六)中「訪問介護費」とあるのは、「当該訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」を読み替えるものとする。

百三十二 通所型サービス費における口腔機能向上加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(五)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注1」とあるのは、「介護保険法施行規則第四十一条の六(一)の二第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚生労働省令(第七十二号)別表四位数表の通所型サービス費の注1」と、同号イ(5)中「通所介護費等算定方法第 号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十三号」と読み替えるものとする。

百三十三 通所型サービス費における護理師サービス複数実施加算の基準

第九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション等の口の注若しくはこの注に掲げる基準又はその注」とあるのは、「介護保険法施行規則第四十条の六(一)の二第 号に掲げる基準又は厚生労働大臣が定める基準(別表四位数表の通所型サービス費の注若しくはその注に掲げる基準又は注下の注一と、都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十四 通所型サービス費における事業所詳細加算の基準

第一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「通所介護費等算定方法第一号の規定する基準のいずれにも該当しない」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十三号に規定する基準のいずれにも該当しない」と、都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十五 通所型サービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(五)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第一三十三号」と読み替えるものとする。

百三十六 通所型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十七 通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準

(略)

百二十八、百二十九の二 (略)

百三十 訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十一 訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「指定訪問介護事業所」とあるのは、「訪問型サービス事業所」「訪問型サービス」法第九十五条の四(五)第一項第一号の二に規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法庫の整備等に関する法律第五十条の規定による改正前の法律八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスを含む」の事業を行う事業所をいふ。以下同じ。一と、同号イ(五)中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、同号イ(六)中「訪問介護費」とあるのは、「当該訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」を読み替えるものとする。

百三十二 通所型サービス費における口腔機能向上加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(五)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注1」とあるのは、「介護保険法施行規則第四十一条の六(一)の二第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚生労働省令(第七十二号)別表四位数表の通所型サービス費の注1」と、同号イ(5)中「通所介護費等算定方法第 号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十三号」と読み替えるものとする。

百三十三 通所型サービス費における護理師サービス複数実施加算の基準

第九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション等の口の注若しくはこの注に掲げる基準又はその注」とあるのは、「介護保険法施行規則第四十条の六(一)の二第 号に掲げる基準又は厚生労働大臣が定める基準(別表四位数表の通所型サービス費の注若しくはその注に掲げる基準又は注下の注一と、都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十四 通所型サービス費における事業所詳細加算の基準

第一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(四)中「通所介護費等算定方法第一号の規定する基準のいずれにも該当しない」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十三号に規定する基準のいずれにも該当しない」と、都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

百三十五 通所型サービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(五)中「通所介護費等算定方法第一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第一三十三号」と読み替えるものとする。

百三十六 通所型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十七 通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

第二十九条 厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正

(標準部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注13に係る施設基準

一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注13に係る施設基準

二月当り延べ訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人口、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。であること。

二月当り延べ訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。

二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注11に係る施設基準

二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注11に係る施設基準

三〇四の（略）

三〇四の（略）

四の三 指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の注1及び注2の注4、ロ1からロ3までの注3、ハ1及びロの注4、二1からロまでの注3並びにホ1からホ3までの注3に係る施設基準

四の三 指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の注1及び注2の注4、ロ1からロ3までの注3、ハ1及びロの注4、二1からロまでの注3並びにホ1からホ3までの注3に係る施設基準

五 指定通所介護の施設基準

五 指定通所介護の施設基準

イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延べ人口数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）以下同じ。）に係る指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）が第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。）以下この号において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の一月当たりの平均利用延べ人口数を算定し、以下この号において同じ。）が七百五十一人以内の指定通所介護事業所であること。

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延べ人口数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）以下同じ。）に係る指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）が第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。）以下この号において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）以下「介護予防サービス等基準」という。）第九十一条第一項に規定する指定介護予防サービス等事業所をいう。若しくは第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。）以下この号において同じ。）の指定を受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防サービス等事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定介護予防サービス等事業所をいう。）及び第一号通所事業における前年度の一月当たりの平均利用延べ人口数を算定し、以下この号において同じ。）が七百五十一人以内の指定通所介護事業所であること。

ロ・ハ（略）

ロ・ハ（略）

六〇九 (略)

一 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

二 経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

一〇一三 (略)

一四 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)及び並を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

一〇一四 (略)

当該施設が、リハビリテーションの実施に当たり、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか、以上の指示を行うこと。

ロ 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。

A B C D E F G H I

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A B (略)

E 介護保険法(平成九年法律第二十号、以下「法」という)第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は二であつて訪問リハビリテーションを実施しているときは、いずれか二種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していない場合は、いずれか二種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数。

ト 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数を除した数に五を乗じた数が五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数を除した数に五を乗じた数がそれぞれ五以上である場合は五、五以上の場合は三、五未満であり、かつ、三以上である場合は二、五未満である場合は零となる数。

G H (略)

二 介護老人保健施設短期入所療養介護費上の介護老人保健施設短期入所療養介護費又は併を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

イロから内までに該当するものであること。

ロ 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。

一〇一五 (略)

三〇一四 (略)

六〇九 (略)

一 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(イ)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

二 単独型ユニット型短期入所生活介護費(ロ)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(イ)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

一〇一三 (略)

一四 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)及び並を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

一〇一四 (新設)

当該施設が、リハビリテーションの実施に当たり、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか、以上の指示を行うこと。

ロ 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。

A B C D E F G H I

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A B (略)

E 介護保険法(平成九年法律第二十号、以下「法」という)第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は二であつて訪問リハビリテーションを実施しているときは、いずれか二種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していない場合は、いずれも実施していない場合は零となる数。

ト 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数を除した数に五を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、五未満である場合は零となる数。

G H (略)

二 介護老人保健施設短期入所療養介護費上の介護老人保健施設短期入所療養介護費又は併を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

イロから内までに該当するものであること。

ロ 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。

一〇一五 (略)

三〇一四 (略)

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること」

（略）

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること」

「算定日が属する月の前三日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること」

「入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること」

「医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること」

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること」

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること」

「算定日が属する月の前三日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること」

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること」

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること」

（略）

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること」

（略）

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に
応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが
行われていること」

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の
占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し
た者であること」

「入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計
画が作成されていること」

「医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に
応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが
行われていること」

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の
占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる
規定のいずれにも適合していること」

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の
占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる
規定のいずれにも適合していること」

「算定日が属する月の前二日間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の
占める割合が百分の五以上であること」

（略）

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる
規定のいずれにも適合していること」

（略）

「併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる
規定のいずれにも適合していること」

（略）

「医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基
本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者
等のタミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等
が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じて随時、入所者等又はその家族
等への説明を行い、同意を得てタミナルケアを行う体制であること。」

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合においては、次に掲げる
規定のいずれにも適合していること。

イ・ロ (略)

ト (略)

チ ユニツト型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設
基準

(一) ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の
施設基準

(二) (略)

ウ (略)

エ ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設
基準

(一) ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護
の施設基準

(二) (略)

オ 併設型小規模ユニツト型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合においては、
次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

イ ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費(一)に該当するものであること。

ロ ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費(二)に該当するものであること。

ニ (略)

ノ (略)

ハ ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(一)のユニツト型介護老人保健施設短期入
所療養介護費(一)若しくは(二)、ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)のユニツト
型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費
面のユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニツト型介護老人保健施設短期入
所療養介護費面のユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニツト型病院療養病
床短期入所療養介護費(一)若しくは(二)、ユニツト型病院療養病床経過型短期入所療養介護
費、ユニツト型診療所短期入所療養介護費(一)若しくは(二)、ユニツト型認知症疾患型短期
入所療養介護費(一)のユニツト型認知症疾患型短期入所療養介護費、ユニツト型認知症疾患型
短期入所療養介護費(二)のユニツト型認知症疾患型短期入所療養介護費、ユニツト型介護

「医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した
者に対し、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のタミナルケアに
係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家
族等の求め等に応じて随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てタミ
ナルケアを行う体制であること。」

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の施設基準

イ・ロ (略)

ト (略)

チ ユニツト型介護医療院短期入所療養介護費(一)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設
基準

(一) ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設
基準

(二) (略)

ウ (略)

エ ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設
基準

(一) ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護
の施設基準

(二) (略)

オ 併設型小規模ユニツト型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合においては、
次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

イ ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費(一)に該当するものであること。

ロ ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費(二)に該当するものであること。

ニ (略)

ノ (略)

ハ ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(一)のユニツト型介護老人保健施設短期入
所療養介護費(一)若しくは(二)、ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(二)のユニツト
型介護老人保健施設短期入所療養介護費(一)、ユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護
費面のユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニツト型介護老人保健施設短期
入所療養介護費面のユニツト型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニツト型病院療養病
床短期入所療養介護費(一)若しくは(二)、ユニツト型病院療養病床経過型短期入所療養介護
費(一)、ユニツト型診療所短期入所療養介護費(一)若しくは(二)、ユニツト型認知症疾患
型短期入所療養介護費(一)の認知症疾患型短期入所療養介護費(一)、ユニツト型認知症疾患
型短期入所療養介護費(二)の認知症疾患型短期入所療養介護費(二)、ユニツト型介護医療院短期入所療養

一六〇・二二の三(略)

二十一 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ(一)(略)

ホ 法第七十六条の二第一項の規定による割合、同条第三項の規定による割合、老人福祉法第二十九條第十五項の規定による割合、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十條の規定による割合又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第二十五條第四項の規定による割合(以下「割合等」という)を受けたことがある場合にあつては、当該割合等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

二十二 (略)

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算(ロ)に係る施設基準

(一) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(二) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の占による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(三) 看取りに関する職員研修を行っていること。

ロ 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が一以上であること。

(二) イ(一)から(三)までのいずれにも該当するものであること。

(三) (略)

二十五、十(略)

三十 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ(一)(略)

(二)(略)

ロ 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護(以下この号において「短期利用認知症対応型共同生活介護」という)を受けなければならない者に対して、居宅サービス計画(法第八條第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう)において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場があつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、イ及びロの規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居(ロ)に定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

(三)(略)

(四)(略)

(五)(略)

(六)(略)

(七)(略)

(八)(略)

(九)(略)

(一〇)(略)

(一一)(略)

(一二)(略)

一六〇・二十の二(略)

二十二 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ(一)(略)

ホ 法第七十六條の二第一項の規定による割合、同条第三項の規定による割合、老人福祉法第二十九條第十項の規定による割合、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十一條の規定による割合又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第二十五條第四項の規定による割合(以下「割合等」という)を受けたことがある場合にあつては、当該割合等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

二十三 (略)

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(一) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(二) 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の占による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(三) 看取りに関する職員研修を行っていること。

ロ 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が一以上であること。

(二) イ(一)から(三)までのいずれにも該当するものであること。

(三) (略)

二十五、三(略)

三十一 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ(一)(略)

(二)(略)

ロ 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護(以下この号において「短期利用認知症対応型共同生活介護」という)を受けなければならない者に対して、居宅サービス計画(法第八條第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう)において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場があつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、イ及びロの規定にかかわらず、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の定員の合計数を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。

(三)(略)

(四)(略)

(五)(略)

(六)(略)

(七)(略)

(八)(略)

(九)(略)

(一〇)(略)

(一一)(略)

(一二)(略)

三十三 (略)

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 医療連携体制加算を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1) (略)

(2) 算定日が属する月の前十二月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が一人以上であること。

イ (略)

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ 中心静脈注射を実施している状態

ニ 人工腎臓を実施している状態

ヘ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

コ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態

ク (略)

ケ 褥瘡に対する治療を実施している状態

コ 気管切開が行われている状態

カ (略)

三十五 (略)

三十八 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ハ (略)

ニ 経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

三十九 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イ(ロ))を満たすもの入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イ(ロ)を満たすものを除く)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イ(ロ)を満たすものを除く)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イ(ロ)を満たすものを除く)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イ(ロ)を満たすものを除く)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

三十二 (略)

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 医療連携体制加算を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1) (略)

(2) 算定日が属する月の前十二月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が一人以上であること。

イ (略)

ロ (新設)

ハ (新設)

ニ (新設)

ヘ (新設)

コ (新設)

ク (略)

ケ (新設)

コ (新設)

カ (略)

三十五 (略)

三十八 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ハ (略)

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

三十九 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。)(同号イ(ロ))を満たすもの入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イ(ロ)を満たすものを除く)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イ(ロ)を満たすものを除く)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イ(ロ)を満たすものを除く)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ハ ユニットに属する居室(令和三年改正省令による改正前の指定地域密着型サービスマニュアル第一項第一号イ(ロ)を満たすものを除く)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 経過型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過型ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

四十一 (略)

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ロ 心 (略)

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を超すことに一以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が七又はその端数を超すことに一以上であること。

イ 業務の効率化及び負の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下、介護機器と

いう。)を複数種類使用していること。

ロ 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を調査し、自立的な日常生活を営むことができないように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入所者の身体状況等の評価を行い、職員の配属の状況等の見直しを行っていること。

ハ 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ニ 入所者の安全及びケアの質の確保

ホ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

ヘ 介護機器の定期的な点検

ヘ 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

(4) (略)

ロ 日常生活継続支援加算を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ハ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 看護体制加算(ロ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

ハ・二 (略)

四十一、四十四の (略)

四十二 (略)

四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ロ 心 (略)

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を超すことに一以上であること。

イ 業務の効率化及び負の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下、介護機器と

いう。)を複数種類使用していること。

ロ 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を調査し、自立的な日常生活を営むことができないように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入所者の身体状況等の評価を行い、職員の配属の状況等の見直しを行っていること。

ハ 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ニ 入所者の安全及びケアの質の確保

ホ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

ヘ 介護機器の定期的な点検

ヘ 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

(4) (新設)

ロ 日常生活継続支援加算を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ハ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ (略)

ロ 看護体制加算(ロ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) (略)

ハ・二 (略)

四十二、四十四の (略)

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 医師

医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の人による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(二) 施設

四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における安全対策体制加算に係る施設基準

一 指定地域密着型サービス基準第五十五条第一項に規定する基準に適合していること。

二 指定地域密着型サービス基準第五十五条第一項第四号に規定する担当者安全対策に係る外部における研修を受けていること。

四十三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設内に安全管理部門を設け、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

四十四 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に必要な費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表指定居宅介護支援給付費単位数表の居宅介護支援費の注5に係る施設基準

(略)

四十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ（八）（略）

二 経過的二ユニット型小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(一) 施設

四十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ（ロ）（略）

ハ エニット型介護福祉施設サービス費又は経過的二ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十一条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。）(同号イ)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を備えるものに限る。この入居者に対して行われるものがあること。

二 経過的二ユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的二ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室（令和三年改正省令による改正前の指定介護老人福祉施設基準第四十一条第一号イ(ロ)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を備えるものに限る。この入居者に対して行われるものがあること。

十 条第一項第一号イ(ロ)を備えるものに限る。指定介護老人福祉施設基準第四十一条第一項第一号イ(ロ)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を備えるものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

四十五 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

(一) 医師

医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の人による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(二) 施設

(新設)

ロ（略）

四十六 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に必要な費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第一号）別表指定居宅介護支援給付費単位数表の居宅介護支援費の注5に係る施設基準

(略)

四十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ（八）（略）

二 エニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(一) 施設

四十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ（ロ）（略）

ハ エニット型介護福祉施設サービス費(ロ)又はエニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十一条第一号イに掲げる居室をいう。二において同じ。）(同号イ)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を備えるものに限る。この入居者に対して行われるものがあること。

二 エニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費又は経過的二ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十一条第一号イ(ロ)を備えるものに限る。この入居者に対して行われるものがあること。

十 条第一項第一号イ(ロ)を備えるものに限る。指定介護老人福祉施設基準第四十一条第一項第一号イ(ロ)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を備えるものを除く。この入居者に対して行われるものがあること。

四十九 (略)

五十一 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

第四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ中、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費とあるのは介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費と、同号イ中第一号上にあるのは第十二号と、同号ロ(イ)中、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費とあるのはユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費と読み替えるものとする。

五十一(五十四) (略)

五十四の三 指定介護福祉施設サービスにおける安全対策訓練制加算に係る施設基準

イ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項に規定する基準に適合していること。
ロ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第二項第四号に規定する担当者安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、継続的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

五十一(五) 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
ロ 介護保健施設サービス費上の介護保健施設サービス費又は並を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)ロ (略)

当該施設の医師が、リハビリテーションの実施に当たって、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に刻するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか以上の指示を行うこと。

(ウ) 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること

A B C D E F G H I J
備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A(ロ) (略)

法第八十五条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八十八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八十九条第十項に規定する短期入所療養介護にあっては、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は、いずれか二種類のサービスを実施している場合であつて訪問リハビリテーションを実施していないときは、いずれか一種のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数

ロ 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に百を乗じた数がそれぞれ五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、未満である場合は零となる数

G(一) (略)

四十九 (略)

五十一 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

第四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ中、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費とあるのは介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費と、同号イ中第一号上にあるのは第十二号と、同号ロ(イ)中、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費とあるのはユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費と読み替えるものとする。

五十一(五十四) (略)

五十四の三 指定介護福祉施設サービスにおける安全対策訓練制加算に係る施設基準

イ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項に規定する基準に適合していること。
ロ 指定介護老人福祉施設基準第三十五条第二項第四号に規定する担当者安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、継続的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

五十一(五) 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
ロ 介護保健施設サービス費上の介護保健施設サービス費又は並を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)ロ (略)

当該施設の医師が、リハビリテーションの実施に当たって、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に刻するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか以上の指示を行うこと。

(ウ) 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること

A B C D E F G H I J
備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A(ロ) (略)

法第八十五条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八十八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八十九条第十項に規定する短期入所療養介護にあっては、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。)において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は、いずれか一種のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は零となる数

ロ 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、未満である場合は零となる数

G(一) (略)

iv 及び前について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

二 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ (略)

ロ 次のいずれにも適合していること。

一・ii (略)

三 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

一・ii (略)

四 医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

iv 前及び前について、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

三 (略)

ロ ii 型介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1) ii 型介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

一 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ・ii (略)

二 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制であること。

二 (略)

(2) (3) (略)

イ・ii (略)

ハ ユニット型特別介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

一 ユニット型特別介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

一 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ・ii (1) a から e までに該当するものであること。

ロ (略)

二 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ・ii (1) a、b 及び c 並びにイ・ii (1) b に該当するものであること。

ロ (略)

(新設)

二 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ (略)

ロ 次のいずれにも適合していること。

一・ii (略)

三 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

一・ii (略)

四 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(新設)

三 (略)

ロ ii 型介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(1) ii 型介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

一 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ・ii (略)

二 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を経てターミナルケアを行う体制であること。

二 (略)

(2) (3) (略)

イ・ii (略)

ハ ユニット型特別介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

一 ユニット型特別介護医療院サービスの費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

一 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ・ii (1) a、b、c 及び d 並びにイ・ii (1) b に該当するものであること。

ロ (略)

二 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

イ・ii (1) a、b、c 及び d 並びにイ・ii (1) b に該当するものであること。

ロ (略)

（一）ユニット型II型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービス費の施設基準
 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院
 サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
 ① 1日1回以上の看護に該当するものであること。
 ② 1日1回以上の看護に該当するものであること。

（二）（略）
 六十八の二 介護医療院サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ（略）
 ハ ユニット型I型介護医療院サービス費のユニット型I型介護医療院サービス費若しくは
 ユニット型I型介護医療院サービス費のユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット
 型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型特
 別介護医療院サービス費のユニット型特別介護医療院サービス費若しくはユニット型II
 型特別介護医療院サービス費のユニット型II型特別介護医療院サービス費に係る別に厚生労
 働大臣が定める基準

（三）ユニットに属する療養室（介護医療院基準第四十五条第二項第一号イに掲げる療養室をい
 う。）に於いて同じ「同号イ」を満たすものに限る。の入居者に対して行われるものであ
 ること。

（四）ユニット型I型介護医療院サービス費の経過的ユニット型I型介護医療院サービス費若
 しくはユニット型I型介護医療院サービス費の経過的ユニット型I型介護医療院サービス
 費、ユニット型II型介護医療院サービス費の経過的ユニット型II型介護医療院サービス費又
 はユニット型特別介護医療院サービス費の経過的ユニット型特別介護医療院サービス
 費若しくはユニット型特別介護医療院サービス費の経過的ユニット型特別介護医療
 院サービス費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

（五）ユニットに属する療養室（令和三年改正省令による改正前の介護医療院基準第四十五条第
 二項第一号イ①を満たすものに限る。介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ②を満た
 すものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

六十八の三、六十八の四（略）

六十八の五 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示
 第一一〇号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス費のイ①から
 ④までの注16、17及び20の注10又はハ①から④までの注11に掲げる者が入居する病院
 又は診療所が、介護医療院基準附則第二条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、当該
 者が当該介護医療院の従来型個室に入所している場合の当該者に対する介護医療院サービスに
 係る別に厚生労働大臣が定める基準

（略）
 六十八の六（略）

六十八の七 介護医療院サービスにおける安全対策体制切替に係る施設基準

イ 介護医療院基準第四十一条第一項に規定する基準に適合していること。

ロ 介護医療院基準第四十一条第四項に規定する担当者か安全対策に係る外部に於ける制
 度を実施していること。

ハ 当該介護医療院内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備され
 ていること。

（一）ユニット型II型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービス費の施設基準
 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う介護医療院
 サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
 ① 1日1回以上の看護に該当するものであること。
 ② 1日1回以上の看護に該当するものであること。

（二）（略）
 六十八の二 介護医療院サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ（略）
 ハ ユニット型I型介護医療院サービス費のユニット型I型介護医療院サービス費若しくは
 ユニット型I型介護医療院サービス費のユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット
 型II型介護医療院サービス費のユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット
 型特別介護医療院サービス費のユニット型特別介護医療院サービス費若しくはユニット
 型II型特別介護医療院サービス費のユニット型II型特別介護医療院サービス費に係る別に厚
 生労働大臣が定める基準

（三）ユニットに属する療養室（同号イ①）を満たすものに限る。の入居者に対して行われるも
 のであること。

（四）ユニット型I型介護医療院サービス費の経過的ユニット型I型介護医療院サービス費若
 しくはユニット型I型介護医療院サービス費の経過的ユニット型I型介護医療院サービス
 費、ユニット型II型介護医療院サービス費の経過的ユニット型II型介護医療院サービス費又
 はユニット型特別介護医療院サービス費の経過的ユニット型特別介護医療院サービス
 費若しくはユニット型特別介護医療院サービス費の経過的ユニット型特別介護医療
 院サービス費に係る別に厚生労働大臣が定める基準

（五）ユニットに属する療養室（介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ①を満たすものに
 限る。同号イ②）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

六十八の三、六十八の四（略）

六十八の五 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示
 第二一〇号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス費のイ①から
 ④までの注16、17及び20の注10又はハ①から④までの注11に掲げる者が入居する病院
 又は診療所が、介護医療院基準附則第二条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、当該
 者が当該介護医療院の従来型個室に入所している場合の当該者に対する介護医療院サービスに
 係る別に厚生労働大臣が定める基準

（略）
 六十八の六（略）

六十八の七（新設）

(基本報酬に係る経過措置)

第十二条 令和三年九月三十日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のイからハまでの行5、訪問入浴介護費のイ、訪問看護費のイからハまで、訪問リハビリテーション費のイ、居宅療養管理指導費のイからホまで、通所リハビリテーション費のイからハまで、短期入所生活介護費のイ及びロ、短期入所療養介護費のイの上からホまで、日帰りからホまで、ハの上からホまで、二のロからホまで及びホの上からホまで並びに特定施設入居者生活介護費のイ及びロ、この告示による改正後の指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のイ及びロ、介護保健施設サービスのイ及びロ、介護療養施設サービスのイの上からロまで、ロの上及びロ並びにハの上からロまで並びに介護医療院サービスのイからハまで、この告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロ、地域密着型通所介護費のイ及びロ、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロ、この告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のイ及びロ、介護予防訪問リハビリテーション費のイ、介護予防居宅療養管理指導費のイからホまで、介護予防通所リハビリテーション費のイ、介護予防短期入所療養介護費のイのロ及びロ、ロの上からロまで、ハの上及びロ、この山からロまで並びにホの上からロまで並びに介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、この告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービスのイ及びロ、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、この告示による改正後の指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防支援介護給付費単位数表のイ、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種別及び当該サービスの単位数並びに限度単位数表第一の1及び2並びに別表第二の1から3まで並びにこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数別表の1から3までについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

○厚生労働省告示第七十四号
 厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生労働省告示第五十四号）の全部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。
 令和三年三月十五日
 厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域 田村 憲久

北海道		都道府県名	
市町村名	函館市	市町村名	函館市
蘭越町	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町	大滝区	大滝区
せたな町	風連町	伊達市	伊達市
森町		福島町	福島町
		歌志内市	歌志内市
		名寄市	名寄市
		歌志内市	歌志内市
		伊達市	伊達市
		福島町	福島町
		森町	森町
		せたな町	せたな町
		蘭越町	蘭越町

二七〇町	
真狩村	
留寿都村	
共和町	南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、瓮足及び幌似
積丹町	大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町
奈井江町	
浦臼町	
雨竜町	
北竜町	
佐呂間町	
湧別町	
大空町	
壮瞥町	
厚真町	
洞爺湖町	洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、香川、財田、富丘及び伏見
安平町	
むかわ町	
日高町	富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川旭、字門別本、字豊田、字美原、字厚賀、字幾千世、字賀張、字清島、字正和及び字三和

岩手県	盛岡市	中標津町	弟子屈町	標茶町	浜中町	厚岸町	本別町	幕別町	更別村	中札内村	鹿追町	士幌町
及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依	及限三三の割貝地上一陽橋依

新潟県	栃木県	福島県	山形県	秋田県	宮城県
十日町市	鹿沼市	郡山市	戸沢村	鮭川村	舟形町
上越市	糸魚川市	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鶉渡路、上野、川端、猿沢、檜原及び板	大字御前山及び大字市野々	大字丹生、大字正殿、大字行沢、大字中島、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市野々、大字岩谷沢、大字茨袋、大字寺内、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名木沢及び大字毒沢

